

令和 7 年度

(令和 6 年度からの繰越分)

自立支援機器実証・普及支援モデル事業
報告書

令和 8 年 3 月

公益財団法人テクノエイド協会

目 次

はじめに	1
I. 支援機器等導入実証事業	3
1. 目的	3
2. 実施方法	3
(1) 実施内容	3
1) 評価実証	3
2) 事業の広報周知	7
3) 開発及び普及に関する事業等との連携	7
4) 事業スケジュール	7
3. 実施結果	8
(1) 公募説明会の開催結果	8
1) 開催日・各会場別参加者数	9
(2) 評価検討会の開催結果	10
1) 開催日	10
2) 採択機関一覧	10
(3) 実証の結果	11
①就労機会の拡大と職域の広がり	11
②心理的側面への影響と就労定着への寄与	14
③職場環境および周囲への波及効果	14
④技術的課題および運用上の課題	16
⑤広報周知による支援機器普及促進への効果	17
4. 考察	18
II. 自立支援機器イノベーション人材育成事業	19
1. 事業の背景、目的	19
2. 実施の方法	19
3. ワークショップの公募、実施の結果	20
おわりに	24
III. 資料編	25
1. 支援機器等導入実証事業 公募要項	25
2. 支援機器等導入実証事業 交付要項	47
3. 支援機器等導入実証事業 間接補助事業者による実証結果報告	77
4. 自立支援機器イノベーション人材育成事業 間接補助事業者による実証結果報告書	125

はじめに

障害者が自らの能力を最大限に発揮し、社会の中で主体的に活動し、就労を通じて活躍していくためには、個々の特性や就労環境に応じた自立支援機器の活用が不可欠である。近年、ICT、ロボティクス、AI、センシング技術などの急速な発展により、支援機器の可能性は飛躍的に広がりつつある。一方で、障害の多様性や働き方の変化、企業における合理的配慮の重要性の高まりなどを背景に、支援機器に求められるニーズはより複雑化し、個別性の高い対応が求められている。こうした状況において、支援機器の開発・導入・普及には、技術開発だけでなく、実際の就労現場における検証、専門職による調整、企業側の理解と受け入れ体制の整備など、多様な主体の連携が不可欠となっている。

このような背景のもと、公益財団法人テクノエイド協会（以下、「当協会」）では令和7年度において、支援機器等導入実証事業と自立支援機器イノベーション人材育成事業を実施した。両事業は、支援機器の「活用」と「開発」という異なる側面を担いながら、障害者の就労支援を総合的に推進するという共通の目的を有している。

支援機器等導入実証事業における自立支援機器を活用する就労支援プロジェクトでは、製造事業者・仲介者・一般企業等がチームを組成し、実際の就労現場において支援機器の実証評価を行う。身体・視覚・精神・聴覚など多様な障害特性に応じた支援機器を対象に、業務遂行能力、心理的側面、職場環境への影響などを多角的に検証し、機器の有効性や課題、改良の方向性を明らかにし、障害者の就労支援に資する機器の普及促進に寄与するものである。

自立支援機器イノベーション人材育成事業では、支援機器開発に携わる多職種の人材を対象に、デザインアプローチを活用したワークショップを開催する。障害当事者の生活実態や就労場面の観察、当事者・支援者へのインタビュー、技術シーズの探索、プロトタイプを検討などを通じて、実用性と創造性を兼ね備えた開発手法を習得する機会を提供することで支援機器開発における新たな担い手を育成し、今後の技術革新と社会的ニーズをつなぐ重要な基盤となるものである。

本報告では、これら2つの事業の実施内容と得られた成果、今後の課題や展望について報告する。

本事業の成果は、両事業を通じて支援機器の開発から普及までを一体的に推進することにより、企業における障害者雇用の促進や職場環境整備の具体的な指針となる。また、研究者や技術者にとっては実践的なニーズに基づく研究開発の方向性を示す情報となるものと期待する。さらに、現場の声を反映した実証データの蓄積は、行政における政策立案や制度設計の一助に資する。

支援機関、ICTサポートセンター、職場適応援助者（ジョブコーチ）、自立支援機器イノベーション人材、医療・福祉・就労支援を行う専門職等とした。

加えて仲介者は、支援機器と環境（職場）を調整できる、以下に示す専門職等の参加が望ましいこととした。

- ・工学的な知識や技術を生かし、障害者の立場にたって支援機器の適合や調整ができるリハビリテーションエンジニア
- ・環境（職場）と障害特性を調整できるジョブコーチ
- ・支援機器と障害特性を調整できる医療・福祉等の専門職 等

③一般企業等（障害者を雇用（予定を含む）している企業等）

また、公募条件として、実証評価の結果を当協会に設置する専用ホームページ（以下、「HP」）を通じて広く周知し、就労場面における支援機器利活用の重要性を普及啓発することとした。

当協会では以下の取組みを行い、評価チームに対して支援等を行った。

- ・実証評価の実施及び取り纏めにあたってのアドバイス
- ・効果の周知（協会HPにおいて情報提供）
- ・事業の普及・啓発等

なお、補助事業に係る業務管理の一部を（株）シード・プランニングに委託して実施した。主な委託内容は、間接補助事業者に対する応募から交付決定ならびに実績報告に係る書類の確認・整理及び、実証評価チームのマッチング支援、適切かつ効果的な実証評価を行うための技術的アドバイス等とした。

（対象機器）

対象機器は、以下に示す通りとした。

- ・障害の種別を問わず、障害者の就労を支援する機器・システム
- ・障害者の就労にあたってコミュニケーション等を円滑化する機器等
- ・障害者の在宅や遠隔からの就労を可能とする機器等
- ・障害者が利用することにより業務が効率化、円滑化、実現化する機器等
- ・その他、障害者の就労を実現するために有用な機器 等

（方法）

ア. 公募を発出するとともに公募説明会を開催し、チームの結成と応募を促進した。

公募説明会の内容は以下の通りとした。

- ・障害者自立支援機器に関する施策の動向（20分）
- ・自立支援機器を活用する就労支援プロジェクト実施について（60分）
 - 実施概要及び応募書類の作成
 - 実証評価実施にあたってのポイント、留意点
- ・質疑応答（10分）
- ・個別相談及び評価チームのマッチング（会場参加者のみ）（40分）

開催内容については、当日、参加できなかった企業・関係者であっても後日観られるようアーカイブ配信を行った。

イ. チームにおける実証評価実施の条件として以下を設定した。

- ・ 1 チームあたり 2 箇所以内とした。
- ・ 仲介者は、機器の導入・利活用にあたっての講習を行うとともに、支援機器が継続的に使える環境をセッティングし、かつ実証評価が円滑に行われるよう支援及び準備等のため、1 箇所あたり 10 日間程度は訪問することが望ましいこととした。
- ・ 実証評価の実施にあたり、実施場所や期間、評価にかかわる人の職種等を明らかにしたうえで、具体的な対象者及び人数、評価手法等を定めることとした。

各チームの実証評価の結果は、当協会専用ホームページに掲載し、その効果を広く周知するとともに、支援機器改良の示唆ならびに普及啓発を図ることとした。

(公募期間)

令和 7 年 7 月 1 日（火）～ 8 月 2 9 日（金） 1 7 時まで

提出期限までに予定額に満たない場合には、公募を継続し応募を促した。

今年度は、応募件数が 1 0 件以上に達した段階で、委員およびオブザーバーで構成する評価検討会を開催することとし、7 月 3 1 日と 8 月 2 9 日の 2 回の締め切りを設け、それぞれ評価検討会を開催した。

(チームの採否)

チームの採否については、外部有識者から構成する評価検討会において、以下の評価基準をもとに採否を決定した。評価検討会の委員は、就労支援に精通した医療・福祉分野の専門職 3 名により構成した。評価検討会の外部有識者は、以下の 3 名とした。

(委員)		(五十音順・敬称略)
氏 名	所 属	
大岡 洋斗	公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 障害福祉事業者指定室	
近藤 稔	社会福祉法人名古屋市長合リハビリテーション事業団	
正田 勇一	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 就労支援機器貸出・相談窓口	

図 2：外部有識者による評価委員構成

以下の表 1 に、チームの採否に係る評価基準を示す。

表 1：チーム採否に係る評価基準

①本事業の理解	・開発等する機器・システム（機器等）は、障害者の自立を支援する機器であるか。 ・支援機器を用いて一般就労を促し、障害者等のニーズを踏まえた機器等の開発・改良に資するものか。
②提案内容の妥当性、実現性	・実証までの道筋がきちんと立てられているか。 ・障害者等に無理のない計画となっており、効果的な実証計画が計画され、かつ実現可能な提案となっているか。
③実施体制と期間	・評価チームの編成について、評価能力及び実証可能な体制を有しているか。 ・仲介者について、支援機器の導入、利活用のための講習を行うとともに、実証評価の実施及び評価報告がきちんと作成できる体制となっているか。 ・実証評価の期間は適切といえるか。
④資金計画	・補助対象経費に基づく資金計画となっているか。 ・補助対象経費は過大計上となっていないか。
⑤事業成果の活用、普及啓発	・実証評価の成果を活用する道筋がきちんと立てられているか。 ・実証評価の成果について、終了後、普及啓発する予定がたっているか。

以下に、応募から交付決定までの流れを図 3 に示す。

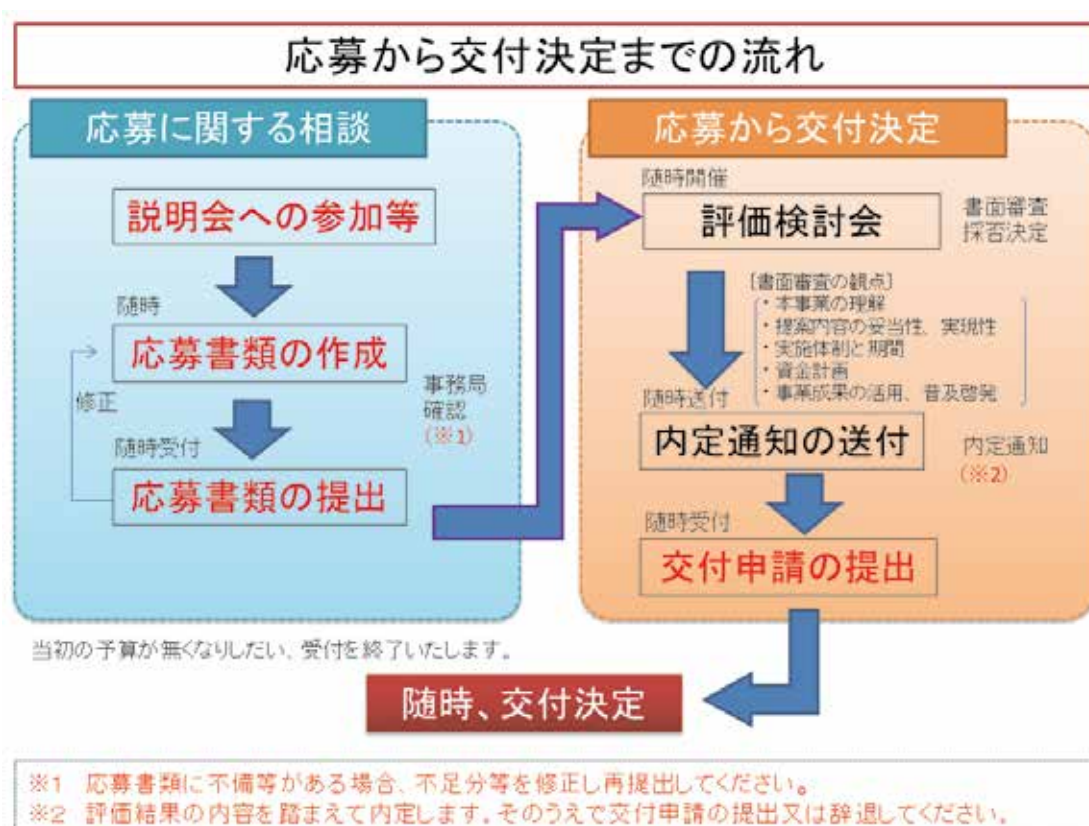


図 3：当事業における応募から交付決定までの流れ

(実証終了後のフォローアップ)

本事業を活用して導入した支援機器については、実証の場の希望に応じて、実証後の相談やその他必要な支援を行い、継続した使用を可能とする。そのため当協会にて実証で導入した支援機器に品目シールを付与し、品目台帳を作成して管理を行うこととした。

2) 事業の広報周知

本事業に係る専用ホームページ「障害者のための支援機器情報プラットフォーム」を構築し、事業やその周知ならびに支援機器の普及啓発を行った。

3) 開発及び普及に関する事業等との連携

本事業は、「障害者自立支援機器開発・普及啓発促進事業」及び「イノベーション人材育成事業」、さらには「厚生労働科学研究」等と連携し、支援機器の開発から普及までを一体的に推進した。

本事業を実施するにあたり、支援機器の製造事業者をはじめ、都道府県及び市町村の障害者福祉や産業振興等の行政窓口、ハローワークをはじめ障害者の雇用を推進している機関、ICTサポートセンター、自立支援機器イノベーション人材、障害者自立（いきいき）支援機器普及アンテナ事業の実施機関、全国の支援機器の開発及び普及啓発のための協力機関、介護実習・普及センター、在宅・施設の障害福祉サービス事業者、病院、一般企業等とネットワークを構築し、本事業の活用及び支援機器の開発・普及を積極的に推進することとした。

4) 事業スケジュール

	公募方法	広報周知方法	実証評価方法
令和6年度 3月	○事業計画の作成 ○自立支援機器を活用する就労支援プロジェクトの応募要項の作成		
	公募方法	広報周知方法	実証評価方法
令和7年度 4月	○事業計画の作成 ○応募説明会の開催準備		
5月	○交付要項の作成 ○応募説明会の開催周知	○専用ホームページの開設準備※)他事業との連携 ○専用ホームページの設置	
6月	○応募説明会（東京、大阪、福岡）の開催（Web同時開催） ○実証評価チームのマッチング支援		○実証評価計画書作成にあたっての支援・協力

7月	○応募書類にあたっての 支援・協力		○評価チームのマッチング 支援及び評価手法等に関 するアドバイス
7月 8月	○応募書類にあたっての 支援・協力 ○書類審査及び第1回評 価検討会(19日) ○間接補助事業者(実証 評価チーム)の決定 ※)内定後速やかに実施 可能とした		○評価チームのマッチング 支援及び評価手法等に関 するアドバイス
9月	○書類審査及び第2回評 価検討会(30日) ○間接補助事業者(実証 評価チーム)の決定		
10月～ 12月			○内定事業者に対する事 務説明会の開催 ○モニター実施にあたって のアドバイス支援 ○実証評価の実施状況及 び執行状況の確認
1月	○間接補助事業の終了 ○実績報告等の作成・提 出、事業の確定		
2月	○事業報告書の作成		
3月	○事業報告書の提出 ○事業実績(経費)の提出	○実証動画や成果報告を 専用ページに公開	○取得財産等管理台帳の 提出 ○品目シール等の確認

3. 実施結果

(1) 公募説明会の開催結果

東京及び大阪、福岡の3会場において、本事業に係る公募説明会を開催し、支援機器の製造事業者及び仲介者、一般企業等のマッチング及び、評価チームの組成をアドバイス、支援した。

説明会は会場及びオンライン開催とし、全国各地からの参加を可能とした。また、説明会へ参加できなかった機関等には、必要に応じて個別に対面又はオンラインにて同様の説明等を行い、広く応募を促した。

会 場	東京会場	大阪会場	福岡会場
日 時	令和7年6月27日（金） 13時30分～16時00分	令和7年6月13日（金） 13時30分～16時00分	令和7年6月20日（金） 13時30分～16時00分
場 所	新丸ビルコンファレンススクエア	ハービスHALL	TKPガーデンシティ博多新幹線口
内 容	1.障害者自立支援機器に関する施策の動向 ・厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室（20分） 2.自立支援機器を活用する就労支援プロジェクト実施について (1)実施概要及び応募書類の作成について ・公益財団法人テクノエイド協会 企画部（40分） (2)モニター評価実施にあたってのポイント、留意点 ・株式会社シード・プランニング（20分） 3.質疑応答（10分） 4.個別相談及び評価チームのマッチング（40分）		

図4：令和7年度の公募説明会の概要一覧

1）開催日・各会場別参加者数

3会場合計会場参加者は、73名（WEB参加者：37名）であった。また、説明会の主な対象者は、以下の通りであった。

- ・支援機器の製造事業者
- ・都道府県及び市町村の支援機器の開発・導入支援機関、関係機関
- ・ハローワーク、職場適応援助者（ジョブコーチ）
- ・全国各地のICTサポートセンター
- ・自立支援機器イノベーション人材、医療・福祉・就労支援を行う専門職、事業所
- ・リハビリテーションエンジニア
- ・障害者を雇用している一般企業等 等

以下に、各会場の詳細を示す。

- ・大阪会場 令和7年6月13日（金） ハービスHALL

会場参加者：20名（WEB参加者：10名）

（内訳）

支援機器の製造事業者：8名、仲介者：5名、

一般企業（障害者雇用・雇用予定の企業）：5名、その他：2名

- ・福岡会場 令和7年6月20日（金） TKPガーデンシティ博多新幹線口

会場参加者：7名（WEB参加者：9名）

（内訳）

支援機器の製造事業者：2名、仲介者：3名、

一般企業（障害者雇用・雇用予定の企業）：2名

- ・東京会場 令和7年6月27日（金） 新丸ビルコンファレンススクエア

会場参加者：46名（WEB参加者：18名）

（内訳）

支援機器の製造事業者：41名、仲介者：13名、

一般企業（障害者雇用・雇用予定の企業）：10名、その他：9名



図5：公募説明会東京会場の様子

(2) 評価検討会の開催結果

1) 開催日

開催にあたっては、応募

- ・ 第1回評価検討会 令和7年8月19日（火） テクノエイド協会（対面開催）
- ・ 第2回評価検討会 令和7年9月30日（火） ”（Web開催）

2) 採択機関一覧

期間中に全15件の応募があり、評価検討会による審議の結果、以下の13件を採択した。なお、2社においては、書類不備、チーム編成が原因で不採択となった。

自立支援機器を活用する就労支援プロジェクト 採択機関			
No	開発事業者	テーマ	分野
01	テクノソール株式会社	重度肢体不自由を有する方の能力の発揮に向けた機器の導入による就労の実現	身体
02	一般財団法人さくら	トイレ動作の自立に向けた取り組みがもたらす就労機会の拡大と、就労者と雇用企業双方の親和性の向上、及び、企業全体に於ける業務効率の向上に関する検証	身体
03	大成段ボール株式会社	障害者が安心して仕事に集中できる「calm down 室」の設置	精神
04	ダイハツ工業株式会社	白杖歩行支援機器スマートウォークのモニター評価	視覚
05	株式会社聴覚研究所	聴覚障害者が苦手とする「複数人での会議や打ち合わせ」で使用可能な、複数人の発言を名前付きで文字起こし可能な音声認識システムのモニター事業	聴覚
06	株式会社Quixotiks	「生成AIとスマートグラスを活用した障がい者の就労支援機器」のモニター評価プロジェクト	発達精神
07	WHILL 株式会社	倉庫環境におけるモビリティ支援機器導入の効果に関する評価	身体
08	株式会社東京信友	腕時計型及び携帯型ワイヤレス装置を活用した聴覚・知的障害者の就労支援の拡大推進	知的聴覚
09	ラックヘルスケア株式会社	身体感覚に作用する支援機器の活用による知的・精神障害者の就労支援体制の構築	知的精神
10	有限会社光井鉄工所	装具継手支援による障害者の職業的自立に向けた介入プロジェクト	身体
11	ダブル技研株式会社	食事介助ロボットによる就労現場での食事に対する影響評価	身体
12	ピクシーダストテクノロジーズ株式会社	「誰が」「何を」話しているかをリアルタイムに可視化するサービスVUEVO(ビューボ)によるインクルーシブコミュニケーションの実証	聴覚
13	株式会社アイセック・ジャパン	聴覚障害者雇用企業向け字幕電話による就労支援プロジェクト	聴覚

(3) 実証の結果

以下に、採択された13チームの実証全体を通じた結果について、①就労機会の拡大と職域の広がり、②心理的側面への影響と就労定着への寄与、③職場環境および周囲への波及効果、④技術的課題および運用上の課題、⑤広報周知による支援機器普及促進への効果の5つの観点から述べる。なお、13チームの事業結果はⅢ資料編3. 間接補助事業者による実証結果報告を参照のこと。

① 就労機会の拡大と職域の広がり

本事業では、身体・視覚・精神・聴覚の各分野において支援機器を実際の就労現場に導入し、その有効性を検証した。その結果、支援機器の活用が障害者の就労機会を拡大し、従来は困難であった業務への参画を可能とすることが明らかとなった。

身体分野では、テクノツール株式会社による「Flex Controller」および「Joy To Key」を活用した実証において、脊髄性筋萎縮症および脳性麻痺の利用者2名が、従来困難であったドラッグ操作やショートカット操作を可能とし、デザイン制作やホームページ管理といった新たな業務に従事できるようになった。これにより、作業時間の短縮や生産性の向上が確認され、業務範囲の拡大に寄与した。(図6：機器使用前の就労場面と適合調整した機器の設置状況を参照)



図6：機器使用前の就労場面と適合調整した機器の設置状況

WHILL 株式会社の実証では、物流倉庫における移動や立ち作業の負担軽減を目的に、近距離モビリティを活用した評価を実施した。模擬倉庫でのピッキング作業や実際の就労場面での評価を通じて、身体的制約のある人の業務参加の可能性が広がることが確認された。(図7：模擬倉庫環境の概要を参照)



図7：模擬倉庫環境の概要

視覚分野では、ダイハツ工業株式会社が開発した白杖歩行支援機器「スマートウォーク」を用いた実証において、JR 西日本あいのりの視覚障害者9名が通勤時に使用し、歩行時の認知負担の軽減および安心感の向上が確認された。通勤の安定性は就労継続に直結する要素であり、移動支援機器が就労機会の確保に寄与する可能性が示された。（図8：スマートウォークを使用した実証の様子を参照）



図8：スマートウォークを使用した実証の様子

精神分野では、大成段ボール株式会社による「calm down ROOM」の導入により、精神障害・知的障害等を有する22名の利用者において、短時間（1から5分）の利用で心的ストレスが軽減され、その後の作業集中度が向上した。これにより、業務復帰までの時間が5～10分短縮されるなど、作業効率の改善が確認された。（図9：calm down ROOMを職場に設置した状況を参照）



図9：calm down ROOMを職場に設置した状況

株式会社 Quixotiks の実証では、障害のある人が業務遂行上で抱える困難に対し、支援機器・システムを活用することで、これまで参加が難しかった業務への関与可能性を広げることが目的に評価を行った。導入により、作業手順の理解、業務遂行に必要な情報の把握、周囲との連携がしやすくなり、対象者が担える業務の範囲が拡大した。これにより、支援機器の活用が、本人の能力を引き出し、職場における役割形成や職域拡大に資する可能性が示された。（図10：評価指標の構成および実際の利用シーンを参照）



図 10：評価指標の構成および実際の利用シーン

ラックヘルスケア株式会社の実証では、対象者の身体状況や就労環境に応じて支援機器を導入・調整することで、従来は身体的負担や作業姿勢の不安定さにより継続が難しかった業務への参加可能性が広がった。支援機器の活用により、作業時の姿勢保持や移動・動作に伴う負担が軽減され、対象者がより安定して業務に取り組める環境が整備された。これにより、就労場面における活動範囲や担える業務の幅が広がる可能性が示された。

聴覚分野では、株式会社聴覚研究所の「Team Log」を用いた実証において、複数人会議における情報取得が大幅に改善し、会議進行の円滑化や発言機会の均等化が確認された。特に、支援者による修正機能を併用することで、ほぼ 100%に近い精度での情報保障が可能となり、会議参加度の向上に寄与した。（図 11：Team Log とその使用状況（会議場面）を参照）



図 11：Team Log とその使用状況（会議場面）

ピクシーダストテクノロジーズの実証では、会話可視化サービス「VUEVO」を活用し、聴覚障害のある社員が職場内の会話や会議内容を把握しやすくすることを目的に評価を実施した。導入により、会議や日常業務における情報取得のしやすさが向上し、聴覚障害のある社員が自ら必要な情報を確認しながら業務に参加できる環境が整備された。これにより、従来は情報把握の難しさから参加が制限されやすかった会議、打合せ、周囲との相談・確認を伴う業務への参画可能性が広がり、職域拡大につながる可能性が示された。

これらの結果は、支援機器が単なる補助具ではなく、「できなかった業務を可能にする」機能を有することを示しており、障害者の職域拡大に資する重要な手段であることが確認された。

② 心理的側面への影響と就労定着への寄与

本事業では、支援機器の導入が利用者の心理的側面に与える効果についても重要な成果が得られた。

テクノツールの実証では、利用者が自ら設定を調整し業務に応じて操作環境を使い分けるなど主体性が向上し、「職場に貢献できる」という自己効力感の向上が確認された。また、一部利用者はトライアル雇用から継続雇用へ移行しており、支援機器が就労定着に寄与した事例である。

さくら財団の「ワンダーインナー®」の実証では、排泄動作の自立可能性が広がることで心理的負担が軽減され、「紙おむつ以外の選択肢があることへの安心感」や「自尊心の維持」といった心理的効果が報告された。

大成段ボールの「calm down ROOM」では、利用者が短時間で気持ちを落ち着けることができる環境が整備され、情緒の安定が作業継続に寄与した。

聴覚研究所の「Team Log」では、会議内容をリアルタイムで確認できることにより、「聞き逃しへの不安」が軽減され、会議参加への心理的ハードルが低下した。

ラックヘルスケアの実証では、身体的負担や作業時の不安が軽減されることで、対象者が安心して業務に取り組めるようになった。作業を継続しやすい環境が整うことは、本人の自信や就労意欲の維持にもつながり、心理的安定を支える要素となった。また、無理のない姿勢や動作で業務を行えることにより、疲労や負担の蓄積を抑え、継続的な就労や職場定着に寄与する可能性が確認された。（図12：介入前後の昼休憩の様子を参照）

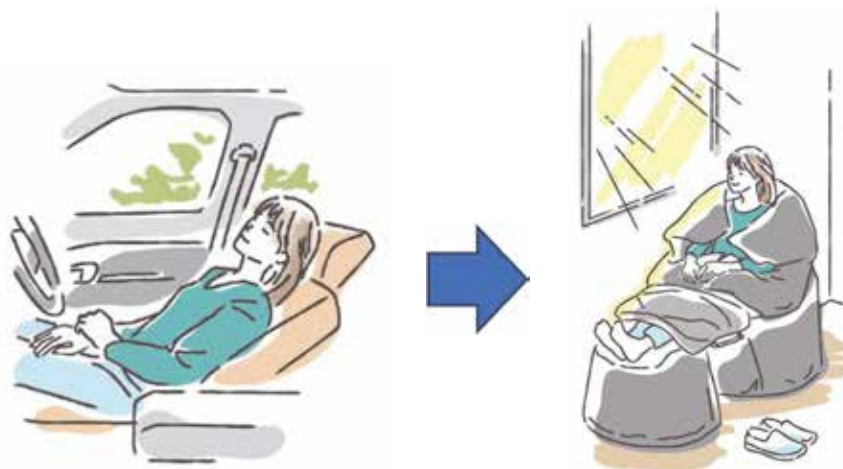


図12：介入前後の昼休憩の様子

これらの結果から、支援機器の導入は業務効率の改善にとどまらず、心理的安定や主体性の向上を通じて、就労定着に寄与する重要な要素であることが明らかとなった。

③ 職場環境および周囲への波及効果

支援機器の導入は、利用者本人だけでなく、職場全体にも肯定的な影響を及ぼした。

テクノツールの実証では、利用者の能力が明確化されたことで、雇用側が具体的な業務を切り出しやすくなり、業務の安定性が向上した。

大成段ボールの実証では、利用者の不安定な状態からの復帰時間が短縮され、支援者の業務負担が軽減されるなど、職場全体の効率化が確認された。

聴覚研究所の実証では、会議進行の円滑化により、聞き返しや進行停止が減少し、業務効率が向上した。

WHILL 株式会社の実証では、機器導入により、対象者本人の移動支援にとどまらず、職場側においても、倉庫内の通路幅、作業動線、床面状況、作業台の高さなど、就労環境を見直す契機となった。対象者が自立的に移動し作業に参加できる場面が増えることで、周囲の職員による補助や付き添いの負担軽減にもつながる可能性がある。また、支援機器を前提とした作業配置や役割分担を検討することで、障害のある人を受け入れる職場環境の整備にも寄与した。（図 1 3：身体的負担の比較結果：心拍数・RRI・消費カロリー比較を参照）

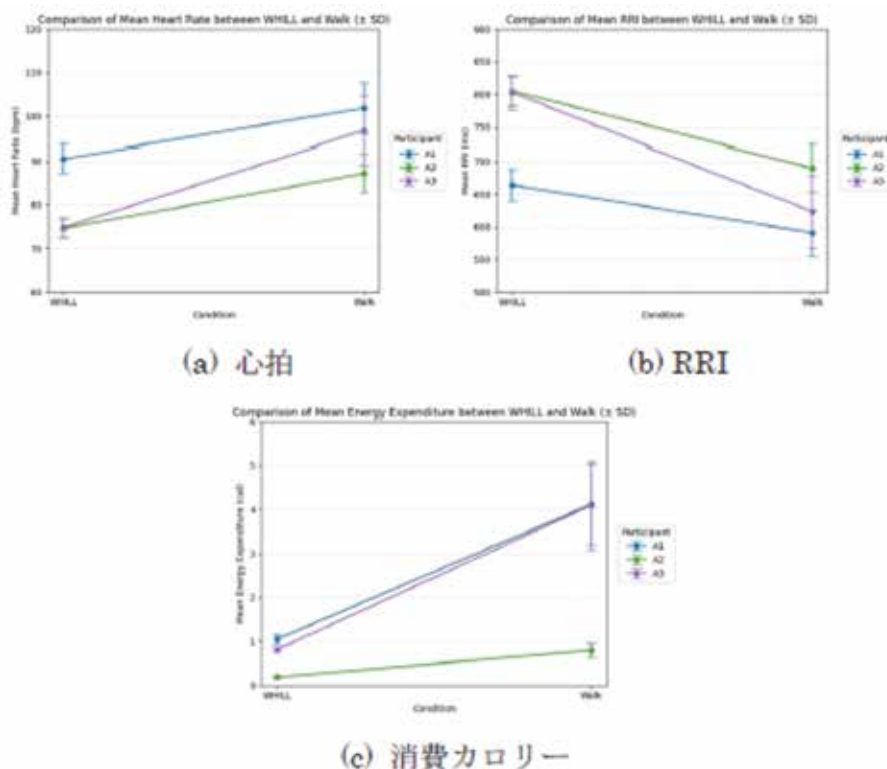


図 1 3：身体的負担の比較結果：心拍数・RRI・消費カロリー比較

ラックヘルスケアの実証では、支援機器の導入・調整を通じて、対象者に必要な配慮や作業環境上の課題が具体化され、職場側が業務内容や支援方法を検討しやすくなった。これにより、本人に適した作業環境の整備だけでなく、周囲の職員による支援負担の軽減や、職場全体で合理的配慮を共有する機会にもつながった。支援機器の活用は、個人への支援にとどまらず、職場環境の改善や受け入れ体制の整備にも効果をもたらした。

Quixotiksの実証では、対象者がどのような情報提示や支援を必要としているかが可視化され、職場側が業務内容や支援方法を整理しやすくなった。支援機器・システムの導入により、作業手順や確認事項の共有がしやすくなり、周囲の職員による個別説明や確認の負担軽減にもつながった。また、本人の業務参加が安定することで、職場全体としても役割分担や業務プロセスの見直しが進み、合理的配慮の具体化や受け入れ体制の整備に寄与した。

ピクシーダストテクノロジーズの実証では、聴覚障害のある社員が会話内容を把握しやすくなることで、本人と周囲の職員との情報共有が円滑になり、会議や日常的なコミュニ

ケーションの質の向上が期待された。会話内容が可視化されることにより、周囲の職員にとっても、情報保障の方法や配慮事項を具体的に理解しやすくなり、合理的配慮を職場全体で共有する契機となった。また、本人が必要な情報を自ら取得できる場面が増えることで、周囲の補足説明や個別確認の負担軽減にもつながる可能性がある。

東京信友の実証では、利用者本人のみならず、職場全体にも効果を及ぼした。対象者の業務遂行能力や必要な配慮が可視化されることで、職場側が業務内容や支援方法を検討しやすくなり、合理的配慮の具体化につながった。また、周囲の職員の支援負担の軽減、コミュニケーションの円滑化、業務プロセスの見直しなど、職場環境の改善にも寄与した。

これらの結果は、支援機器が個人支援にとどまらず、職場環境の改善や業務プロセスの効率化にも寄与することを示していた。

④ 技術的課題および運用上の課題

本事業を通じて、支援機器の社会実装に向けた課題も明らかとなった。

テクノツールの実証では、入力設定の最適化に専門職の継続的支援が必要であることが示された。

ダイハツの実証では、夜間検知性能や検知対象物の拡充など技術改善の必要性が指摘された。

大成段ボールの実証では、耐久性や構造強度の確保が課題であり、継続的な改良が求められた。

WHILL 株式会社の実証では、移動負担の軽減により、作業への取り組みやすさに加え、仕事への活力や自信といった心理面にも前向きな影響が示された。一方で、現場実装に向けては、通路幅や床面などの環境整備、座面の昇降や小回り性能など、倉庫作業に適した機能面の改良が課題として整理された。

聴覚研究所の実証では、通信環境への依存やマイク設定の難しさなど、運用面の課題が確認された。

有限会社光井鉄工所の実証では、対象者や作業環境に応じた機器の調整、安全性の確認、導入後のフォローアップ体制の整備が課題として確認された。

ダブル技研の実証では、利用者に応じた操作性や設置環境の調整、安全性の確認、導入後のフォローアップが課題として確認された。

ピクシーダストテクノロジーズの実証では、職場内で継続的に活用していくためには、会議室や執務室など使用環境に応じた機器配置、マイクの集音範囲、話者識別の精度、複数人が同時に発話する場面での認識精度などについて、運用上の工夫が必要である。また、会話内容を可視化する特性上、個人情報や機密情報を含む場面での利用ルール、記録データの取扱い、関係者への事前説明なども重要となるため、多様な職場環境での検証を重ね、導入時の説明、運用ルール、利用者・周囲双方への支援体制を整理していく課題が確認された。

これらの課題に対しては、導入研修の標準化、運用マニュアルの整備、導入後のフォローアップ体制の構築、中小企業への伴走支援など、技術開発と運用支援を一体的に進める必要がある。

⑤ 広報周知による支援機器普及促進への効果

本事業では、「障害者のための支援機器情報プラットフォーム」を構築し、事業概要や実証結果、導入事例等を広く発信した。

これにより、支援機器の製造事業者、支援機関、一般企業等に対し、支援機器活用の具体的なイメージを提供することができた。

また、実証結果や動画等を公開することで、支援機器の有効性や導入効果に対する理解促進につながり、今後の活用・普及に向けた基盤整備に寄与した。



図10：障害者のための支援機器情報プラットフォームの画面

4. 考察

本事業は、支援機器の製造事業者、仲介者、そして障害者を雇用する一般企業等が連携し、実際の就労現場において支援機器の有効性を検証することにより、障害者の就労支援に新たな可能性を示すモデルを提示したものである。単に機器を導入するだけでなく、仲介者による環境調整や障害当事者への支援、企業側との連携を含めた「三者協働」の枠組みを構築し、現場への導入支援を円滑に行い、実証結果を広く周知することができた点が、本事業における大きな成果であった。

実証の結果、支援機器の導入は、障害者の就労に多面的な効果をもたらすことが明らかとなった。具体的には、職域の拡大、業務遂行能力の向上、心理的安定の確保、職場環境の改善といった成果が確認された。これは、支援機器が障害者の就労場面における機能の代償だけでなく心理面にも寄与する可能性が示された。

身体障害分野では、入力支援機器の活用により、従来は困難であった高度なパソコン操作が可能となり、これまでは新たな業務への参画が実現した。視覚障害分野では、移動支援機器により通勤時の安心感が高まり、就労継続に向けた心理的負担の軽減が確認された。精神障害分野では、情緒の安定を図るための環境整備が作業効率の向上につながった。聴覚障害分野では、大人数の会議における情報取得が大幅に改善し、会議参加度の向上が見られた。

これらの成果から、支援機器は、障害者の身体機能や就労環境に応じた的確に適合・調整することで、より良い効果を発揮することが判明した。本事業における実証評価において、支援機器開発者と仲介者、そして雇用企業担当者のチームによる実証支援モデルは、障害者の就労支援における有効なアプローチであり、今後の支援機器活用の方向性を示す重要な知見であると考ええる。

一方で、実証を通じて、技術的・運用的な課題も明確となった。音声認識精度や通信環境への依存、対象者の就労状況に応じた適合性、機器設定の難しさ、耐久性や運用ルールの整備など、就労環境特有の解決すべき課題や機器を実装する上での課題が多くあがった。これらの課題は、技術開発の継続に加え、導入後のフォローアップ体制の充実や中小企業への導入・運用に関する伴走支援、利用者・支援者双方への操作方法や活用方法に関する研修の実施など、制度的支援と普及施策を一体的に進めることにより解決していく必要があると考える。

以上より、本事業は、障害者の就労機会の拡大と、誰もが働き続けられる持続可能な就労環境の構築に向けた基盤を形成に重要な役割を果たすものと考ええる。実証を通じて得られた知見は、今後の政策検討や支援機器の普及促進に寄与する。

今後も継続して、障害者の多様な働き方を支える社会の実現に向けて広報・周知を行ってまいりたい。

Ⅱ. 自立支援機器イノベーション人材育成事業

1. 事業の背景、目的

本事業では、支援機器の開発にイノベーションを起こせる人材を育成することを目的に、障害者等のニーズを適切にくみ取り、進歩する技術の恩恵を遅滞なく受けられるよう、事業化を見据えた、機能的で実用的な支援機器の開発手法を会得するデザインアプローチを用いたワークショップ等を企画・開催した。

2. 実施の方法

事業の実施にあたり、デザインアプローチに精通した人材及びワークショップの企画・開催等の知見を有している団体（間接補助事業者）を公募し、厚生労働省と協議のうえ当協会が採択した団体が事業を実施した。

間接補助事業者は、ワークショップの開催と併せ、開催後も参加者の希望に応じて相談・支援（フォローアップ）を行った。

また、ワークショップの修了者には、障害当事者や支援者・家族のニーズと技術革新の動向を的確に捉えた支援機器の開発・普及を促進するため、当省及び関連省庁や民間団体等の実施する障害者のための支援機器の開発補助事業への積極的な応募を呼び掛けるとともに、普及等の促進事業等での連携を促すこととした。

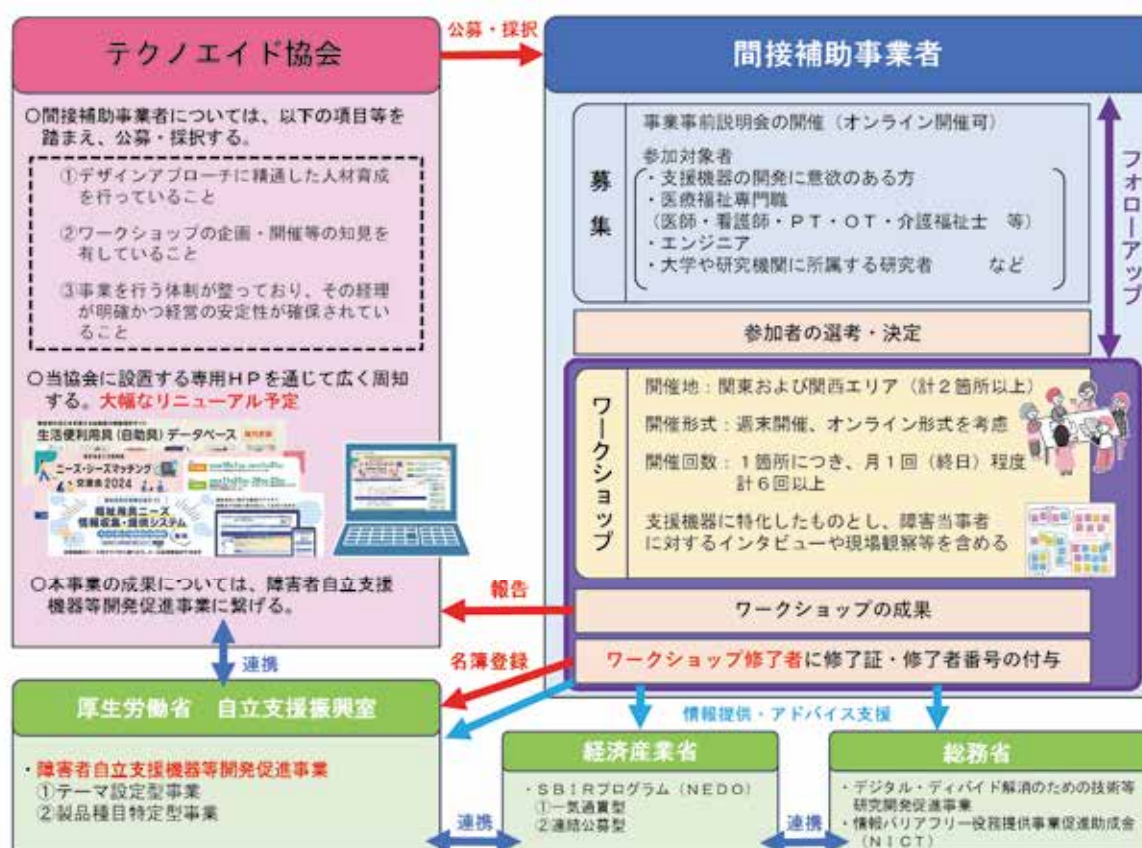


図 1 1：事業者採択から実施までの流れ

本事業では、デザインアプローチを導入したことにより、障害当事者の生活文脈を起点とした課題抽出が可能となり、従来の技術先行型の開発から、生活者中心の開発プロセスへの転換が促進された。

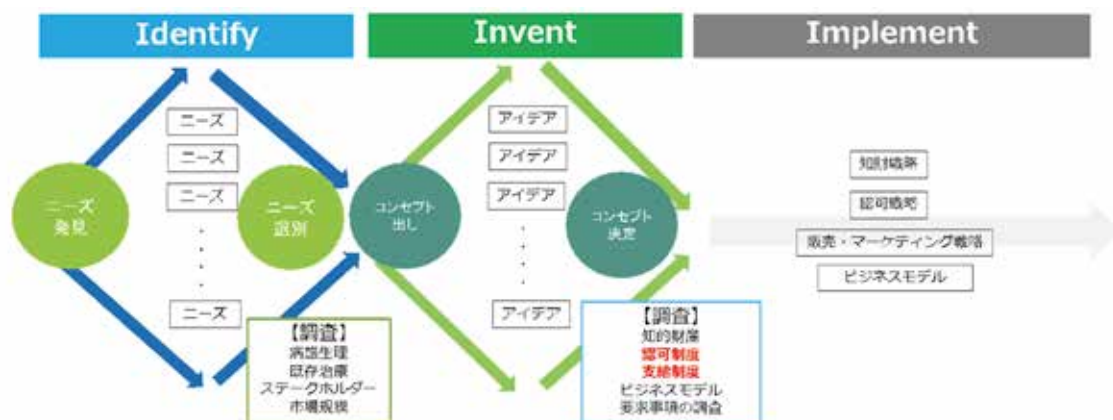


図 1 2 バイオデザインプロセスの全体像

特に、当事者へのインタビューや現場観察を通じて、表面的な要望にとどまらず、潜在的なニーズや環境要因を含めた総合的な理解が得られた。

表2. ニーズスクリーニングの方法と使用したエクセルシート

[illegible]

出典：プレモパートナー株式会社「事業報告書」より抜粋

多職種によるチーム編成は、支援機器開発に不可欠な多角的視点を統合する役割を果たした。障害当事者、医療福祉専門職、エンジニア、研究者、事業化人材が同一の場で協働することで、技術的可能性と現場の実情、制度的制約、事業化の見通しなど、複数の観点を同時に考慮した開発プロセスが実現した。

表 3. 学習目標

全体	支援機器の製品化プロセスの全体像を理解している
ニーズ	障害者が持つニーズを一文で表すことができる
	自身が発見したニーズを評価し、それらを事業化の観点から比較検討することができる
	ICF（国際生活機能分類）等の指標を用いて障害者の課題を評価することができる
	障害者が抱えるニーズを適格に捉えるための現場観察、及びヒアリングの手法を理解している
開発	身体障害者福祉法における障害種類や等級について理解し、必要な支援機器を想定することができる
	支援機器開発における特許の重要性・必要性について理解している
	支援機器を取り巻く規制や安全性規格等について理解している
	支援機器を取り巻く支給制度について理解している
	アイデアの創出やプロトタイプ作成をチームで行う手法を理解している
	医療倫理についての概要を理解している
ビジネス	支援機器の商流や流通について理解している
	支援機器の支給制度を考慮したビジネスモデルを立案できる
	特許、規制、支給制度、ビジネスモデルの観点からリスク評価を行うことができる
	ピッチとアカデミックなプレゼンテーションの違いを理解し、目的に沿った資料作成や発表を行うことができる

出典：プレモパートナー株式会社「事業報告書」より抜粋

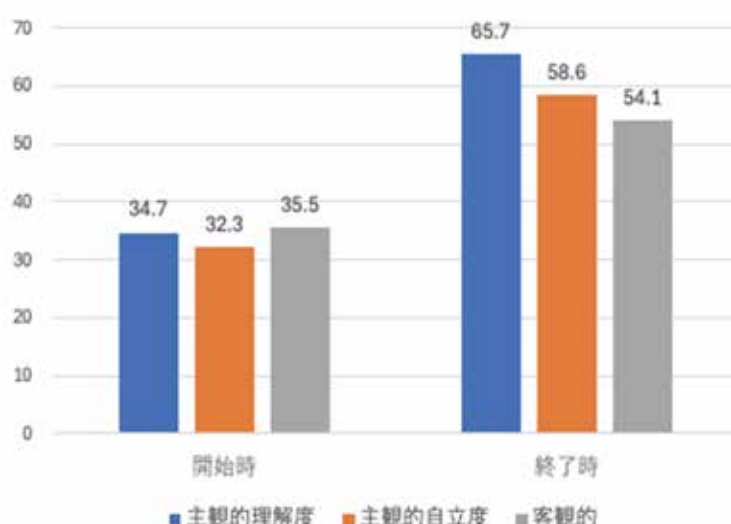


出典：プレモパートナー株式会社「事業報告書」より抜粋

図 1 3. 第 2 回ワークショップの様子（左：ICF の作成 中央：講義 右：ヒアリング）

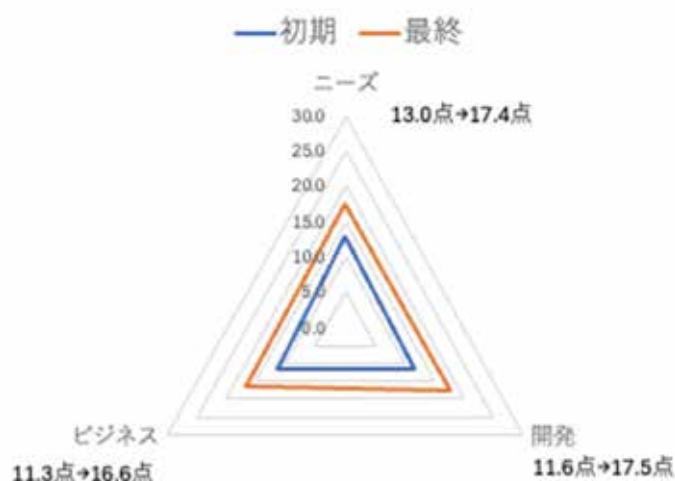
ワークショップ終了後のフォローアップ体制を整備したことにより、単発的な研修にとどまらず、継続的な開発支援が可能となった。また、オンライン相談や補助金情報の共有等を通じて、参加者が実際の開発促進事業へ円滑に接続できる環境を整えた。

さらに、ワークショップで得られたニーズ・シーズ情報を専用ホームページで公開し、厚生労働省や関連機関の開発促進事業へ橋渡しをおこなった。これにより、参加者が実際に国の開発事業へ応募・採択される事例も生まれ、本事業が人材育成にとどまらず、具体的な開発成果の創出に結びついた。



出典：プレモパートナー株式会社「事業報告書」より抜粋

図 1 4. 事前・事後 主観的評価及び客観的評価の結果



出典：プレモパートナー株式会社「事業報告書」より抜粋

図 1 5. 事前・事後 客観的評価における各要素の結果

今後の課題としては、育成された人材のネットワークをどのように維持・拡大し、全国の地域間格差を解消しながら支援機器開発及び普及のための環境整備が挙げた。また、支援機器市場の規模や制度的制約により、事業化が困難となるケースも依然として存在するため、制度面・市場面の支援策と連動した取り組みが求められる。

4. 考察

本事業は、障害者の自立と社会参加を支える支援機器の開発において、これまで十分に結びついてこなかった「現場のニーズ」と「技術シーズ」、そして「事業化の視点」を統合することを目的として支援機器開発過程を体系的に学ぶワークショップ実施した。

ワークショップでは、障害当事者、医療福祉専門職、エンジニア、研究者、事業化人材など、多様な背景を持つ参加者が同じ課題に向き合い、互いの専門性を補完しながら支援機器開発に必要な知識と実践力を高めることができた。特に、障害当事者へのインタビューや現場観察を通じて得られた生活実態に基づく深い理解は、支援機器の実用性と持続性を高めるうえで極めて重要な成果であると考えられる。また、法規制、特許、流通、支給制度、倫理など、支援機器特有の専門領域を体系的に学ぶ機会を提供したことにより、参加者は開発から事業化までを一貫して見通す力を身につけることができたと考えられる。

さらに、ワークショップ終了後もオンライン等を活用したフォローアップ体制を整備し、参加者が継続的に開発を進められる環境を構築したことは、本事業の大きな特徴である。支援機器開発は、試作・検証・制度理解・資金調達など多段階のプロセスを要するため、単発的な研修では十分な成果につながりにくい。本事業では、補助金情報の提供や開発促進事業への橋渡しなど、実際の開発活動を後押しする仕組みを整えたことで、参加者が国の開発事業へ応募し、実際に新たな支援機器の創出に向けて動き出す基盤を形成することができた。

今後は、本事業で育成された人材が各地域・各分野で活躍し、支援機器開発の現場において中心的な役割を果たすことが期待される。また、参加者同士のネットワークを維持・発展させることで、支援機器開発・普及のためのエコシステム全体がより強固なものとなり、障害者が進歩する技術の恩恵を遅滞なく受けられる社会の実現に寄与することが望まれる。併せて、行政機関、研究機関、企業、医療福祉現場など、関係者が引き続き連携を深め、支援機器開発の環境整備とイノベーション創出に向けた取り組みを継続していくことが重要である。

おわりに

本事業は、障害者の就労機会の拡大と社会参加の促進を目的として、「支援機器等導入実証事業」及び「自立支援機器イノベーション人材育成事業」を実施した。支援機器等導入実証事業では、製造事業者、仲介者及び一般企業等が連携し、実際の就労現場において支援機器の有効性を検証した。

また、自立支援機器イノベーション人材育成事業では、障害当事者のニーズを起点とした支援機器開発を推進するため、デザインアプローチを活用したワークショップ等を実施し、開発・普及を担う人材の育成に取り組んだ。

その結果、支援機器の活用により、業務遂行能力の向上や職域の拡大、コミュニケーションの円滑化、心理的負担の軽減など、多面的な効果が確認された。また、支援機器の導入は利用者本人のみならず、職場環境の改善や障害理解の促進にもつながる可能性が示された。さらに、人材育成事業では、多様な専門職や技術者等が協働し、障害当事者の生活課題やニーズに基づく支援機器開発の考え方や手法を学ぶことで、今後の支援機器開発及び普及を担う人材の育成につながった。

これらの結果から、障害者の就労支援を推進するためには、支援機器の開発だけでなく、現場における実証や適切な導入支援、人材育成及び関係機関の連携が重要であることが示された。本事業は、実証による知見の蓄積と人材育成を一体的に進めることで、支援機器の開発から普及までをつなぐ基盤形成に寄与したものと考えられる。

今後は、本事業で得られた成果や知見を広く共有するとともに、支援機器の開発・実証・普及及び人材育成を継続的に推進し、障害の有無にかかわらず、一人ひとりが能力を発揮しながら安心して働くことのできる社会の実現につながることを期待する。

Ⅲ. 資料編

1. 支援機器等導入実証事業 公募要項

自立支援機器を活用する就労支援プロジェクト 公募要項

1. 目的

障害者の自立支援機器は、利用者の活動や参加、就労を促す極めて有用なものです。

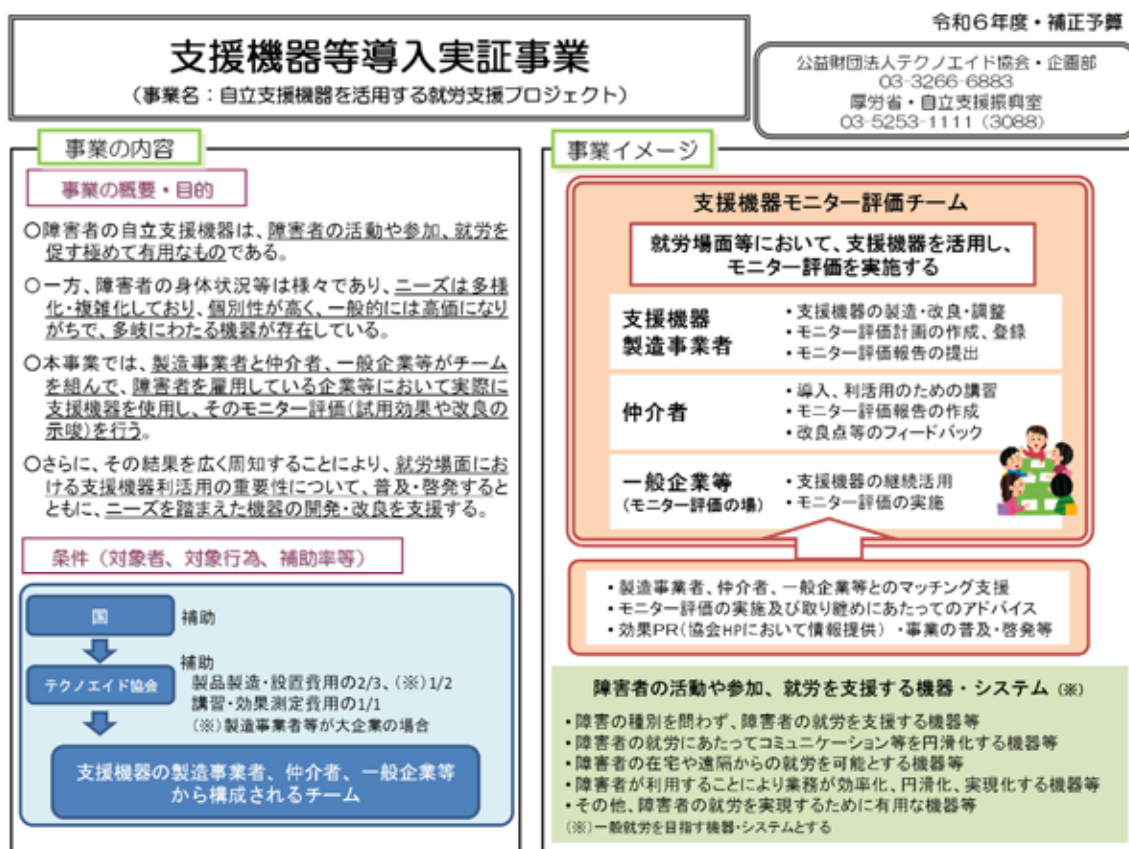
一方、障害者の身体状況や置かれている環境は様々であり、ニーズは多様化・複雑化しており、個性が高く、一般的には高価になりがちで、かつ多岐にわたる支援機器が存在しております。

こうした背景のなか、本事業は、製造事業者と仲介者、障害者を雇用している一般企業等がチームを組んで、実際に支援機器を使用し、モニター評価（試用効果や改良の示唆）を行い、その結果を広く周知することにより、支援機器の開発及び普及の加速と障害者の就労を促進することを目的といたします。

事業の実施にあたっては、支援機器の製造事業者等を中心とする「モニター評価チーム（間接補助事業者）」を公募して行うこととし、モニター評価の結果については、当協会に設置する専用ホームページを通じて広く周知するとともに、就労場面における支援機器利活用の重要性を普及啓発し、製造事業者にはニーズを踏まえた支援機器の開発・改良を支援することといたします。

この要項は、本事業において、モニター評価を実施する間接補助事業者を公募するものです。

事業の全体イメージ



※ 本事業は、厚生労働省が行う「令和6年度 自立支援機器実証・普及支援モデル事業」の実施団体にあたる「公益財団法人テクノエイド協会（以下「協会）」が行うもので、障害者の福祉及び一般企業等において、親しみやすい事業とするため、事業の名称を「自立支

援機器を活用する就労支援プロジェクト」としています。

※ 最新情報は協会ホームページをご確認ください。

(<http://www.techno-aids.or.jp/>)

2. 応募条件（評価チームの編成、構成）

一般企業等、実践の場において、支援機器のモニター評価を適切かつ円滑に実施するため、以下の①～③のメンバーから成る評価チームを編成すること。

①支援機器の製造事業者 原則、評価チームの代表となります。

②仲介者

障害者と支援機器の製造事業者、一般企業等の仲介に入り、モニター評価や機器の開発・改良を支援する機関等となります。

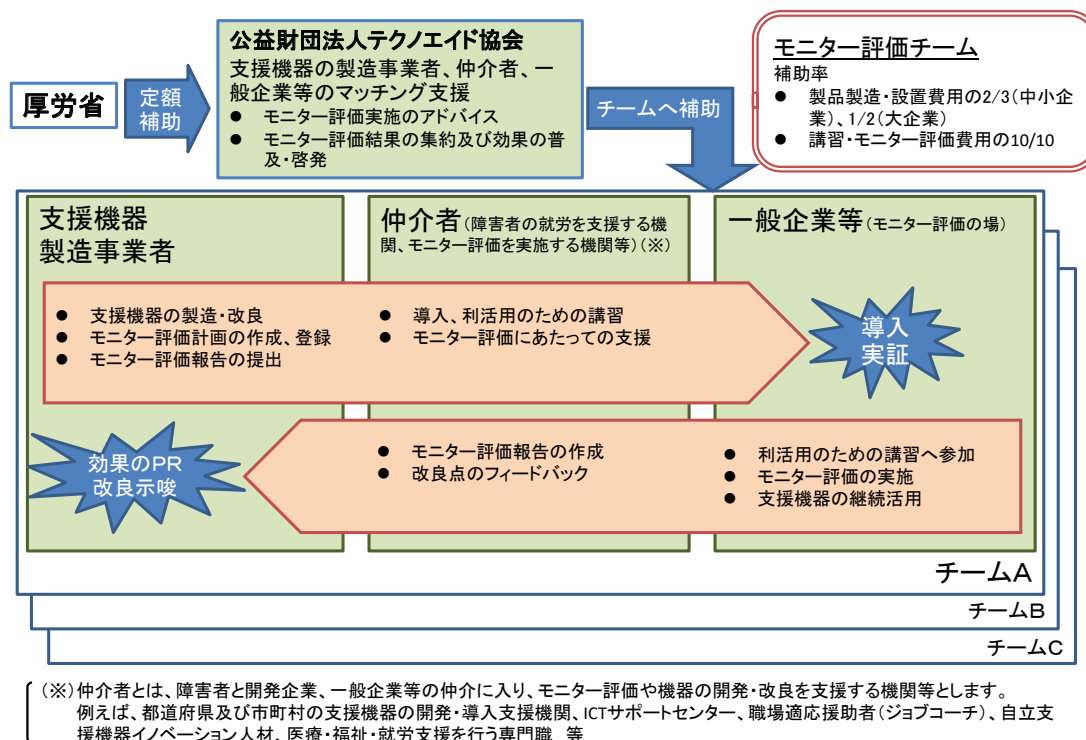
例えば、都道府県及び市町村の支援機器の開発・導入・就労支援機関、ICTサポートセンター、職場適応援助者（ジョブコーチ）、自立支援機器イノベーション人材、医療・福祉・就労支援を行う専門職 等

加えて、仲介者は、支援機器と環境（職場）を調整できる、以下に示す専門職等の参加が望ましいとしています。

- 工学的な知識や技術を生かし、障害者の立場にたって支援機器の適合や調整ができる
リハビリテーションエンジニア
- 環境（職場）と障害特性を調整できるジョブコーチ
- 支援機器と障害特性を調整できる医療・福祉等の専門職 等

③一般企業等（障害者を雇用（予定を含む）している企業等）

自立支援機器を活用した就労支援プロジェクト 事業スキーム



3. 事業の実施期間

内示日～令和8年1月31日とします。

4. 事業内容

以下に掲げる事業を行うこととなります。

(1) モニター評価の実施

- モニター評価は、1チームあたり2箇所以内とし、具体的な計画を立てること。
- 仲介者は、機器の導入・利活用にあたっての講習を行うとともに、支援機器が継続的に使える環境をセッティングし、かつモニター評価が円滑に行われるよう支援及び準備等のため、1箇所あたり10日間程度は訪問することが望ましいこと。
- モニター評価の実施にあたり、実施場所や期間、評価にかかわる人の職種等を明らかにしたうえで、具体的な対象者及び人数、評価手法等を定めること。
- モニター評価結果の報告については、各評価チームにおいて作成し、当協会へ提出すること。
- モニター評価の対象については、以下のいずれかの機器等とすること。
 - ・ 障害の種別を問わず、障害者の就労を支援する機器・システム
 - ・ 障害者の就労にあたってコミュニケーション等を円滑化する機器等
 - ・ 障害者の在宅や遠隔からの就労を可能とする機器等
 - ・ 障害者が利用することにより業務が効率化、円滑化、実現化する機器等
 - ・ その他、障害者の就労を実現するために有用な機器 等

(2) モニター評価による効果のPR

各間接補助事業者から提出されたモニター評価の結果については、協会の専用ホームページに掲載し、その効果を広くPRするとともに、支援機器改良の示唆ならびに普及啓発を図ることといたします。

- ・ モニター評価の内容 ※別紙3「モニター評価報告書」を参照

※応募時には、別紙3「モニター評価報告書」の1～4の④(3)手法までを記載して提出してください。なお、モニター評価実施後には、全てをご報告いただくこととします。

また、モニター評価結果書は、協会の専用ホームページに掲載し広く周知いたします。

(モニター評価結果書の内容) ※変更する場合があります。

1. タイトル

2. 報告書の作成者

所属・部署・氏名・住所

3. 製品概要

カテゴリ、製品名、型番、価格、製品コード、希望小売価格、主な対象者、利用場面、目的、利用安全の対策（リスクアセスメント）

4. 評価結果

実施機関、実施期間、評価に係った職種等、モニター評価結果（対象、人数、手法、結果）

5. モニター評価から得られた効果

6. 期間中に発生した事故・ヒヤリハット

7. 期間中に発生した機器の不具合や調整等

8. 所感（使用にあたっての意見・感想）

9. 特記事項

併せて、モニター評価後、以下に掲げる事項の情報提供を求め、今後の支援機器のモニター評価の参考資料に資することといたします。

(追加して提供を求める情報等 (予定))

- ・ チーム編成の背景・プロセス
- ・ 障害者の状態 (具体的な状態、就労場面、変化等)
- ・ モニター評価において配慮した点
- ・ 使用した評価指標 (定量・定性)
- ・ 支援機器使用の継続性
- ・ 今後の課題 等

5. 報告、現地調査への協力

- (1) 本事業の実施にあたって、間接補助事業者 (本事業において公募により採択された団体) は協会に対し、適宜、進捗状況を報告するとともに、協会が計画する現地調査ヒアリングに協力すること。
- (2) 間接補助事業者は、事業終了後 1 ヶ月以内又は令和 8 年 2 月 10 日のいずれか早い日までに交付要項に定める実績報告書を作成し、協会へ提出すること。

6. 補助額及び対象経費等

- (1) 1 チーム当たりの補助額

補助上限額を 600 万円以内とします。※下限額を 300 万とします。

(但し、予算額の範囲内とし、無くなり次第受付は終了いたします。)

- (2) 補助率 (補助対象経費の実支出額を基準とします。)

① 支援機器の製造事業者

製品製造・設置費用の 2/3 (中小企業)、1/2 (大企業) ※1 及び 2 参照

② 仲介者

講習・モニター評価費用の 10/10

※1) 中小企業者とは、次表の第 1 欄に定める業種を主たる事業として営むものであって、第 2 欄及び第 3 欄に定める基準のいずれかを満たす会社 (会社法 (平成 17 年法律第 86 号) 第 2 条第 1 項に規定する会社。) をいう。

1 主たる事業として営む業種	2 資本金基準 (資本金の額又は出資の総額)	3 従業員数基準 (常時使用する従業員 (注) の数)
1. 製造業、建設業、運輸業その他の業種 (2. から 7. までの業種を除く。)	3 億円以下	300 人以下
2. ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3 億円以下	900 人以下
3. 小売業	5 千万円以下	50 人以下
4. サービス業 (5. 及び 6. の業種を除く。)	5 千万円以下	100 人以下
5. ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
6. 旅館業	5 千万円以下	200 人以下
7. 卸売業	1 億円以下	100 人以下

注) 常時使用する従業員とは、労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) 第 20 条の規定に基づく解雇の予告が必要な者をいい、事業主及び法人の役員は含まない。

※2) 「みなし大企業」とは、中小企業者のうち、次の①から③までのいずれかに該当するものをいう。

- ① 発行済株式の総額又は出資金額の 2 分の 1 以上が、同一の大企業 (事業を営むもののうち中小企業者を除くものをいう。) の所有に属しているもの。

- ②発行済株式の総額又は出資金額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属しているもの。
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めているもの。大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めているもの。

(3) 補助対象経費

事業の実施に必要な、「製品製造・設置」及び「講習及びモニター評価」の実施に伴う、賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、通信運搬費、雑役務費、委託費、借料及び損料、備品購入費。

なお、機械器具等の物品の購入費用は、原則として、リースが困難な事情又はリースでは著しく不経済となる事情を有する機器に限るものとします。また、パソコン等の汎用性の高い機器の購入費用については、原則、対象外となります。

項目	具体的な内容例
賃金	・モニター評価の実施に必要な賃金 (法令に基づいて雇用者が負担する社会保険料等を含む。)
謝金	・モニター評価の実施にあたり支払う謝礼金
旅費	・モニター評価の実施にあたり必要な旅費交通費(国内旅程分に限る。)
消耗品費	・事務用紙、文具、雑誌等、その性質が使用することにより消耗するもの、長期間の保存に適さない物品
会議費	・式日用の茶菓代 ・(弁当及び会席料は除く。)
印刷製本費	・関係書類や報告書等の印刷及び製本費
光熱水費	・モニター評価の実施に必要な電気・ガス・水道使用料・車の燃料費等
通信運搬費	・郵便や宅配料等の資料等の運搬費
雑役務費	・振込手数料等
委託費	・モニター評価の実施にあたり外部に委託する費用等
借料及び損料	・会場借上料やパソコン等の借上料、設備損料等
備品購入費	・モニター評価の実施に必要な備品(一般利用するパソコン等は対象外。) 注) 本事業の目的のみで使用するものに限定します。

7. 公募説明会

以下の3会場で公募説明会を行います。

会場	東京会場	大阪会場	福岡会場
日 時	令和7年6月27日 (金) 13時30分～16時30分	令和7年6月13日 (金) 13時30分～16時30分	令和7年6月20日 (金) 13時30分～16時30分
場 所	新丸ビルコンファレンススクエア	ハービスHALL	TKPガーデンシティ博多新幹線口
内 容 予 定	1. 障害者自立支援機器に関する施策の動向(20分) ・厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室 2. 自立支援機器を活用する就労支援プロジェクトの実施について		

	(1) 実施概要及び応募書類の作成について ・公益財団法人テクノエイド協会 企画部 (30分) (2) モニター評価実施にあたってのポイント、留意点 ・株式会社シードプランニング (20分) 3. 質疑応答 (20分) 4. 個別相談及び評価チームのマッチング (80分)
--	---

公募説明会では、上記の会場に加え、オンラインでも視聴可能としますが、応募書類の具体的な書き方や注意点、ポイント等の詳細をご説明するとともに、製造事業者、仲介者、一般企業等とのマッチング支援を行う予定ですので、可能な限り出席してください。

参加希望される方は、下記のアドレスから公募説明会への参加申込を行ってください。

公募説明会への出席は、本事業に応募するための条件ではありません。

応募説明会への参加申込

→ <https://www1.techno-aids.or.jp/robot/maker/index.php?fmd=115>

8. 提出書類

(1) 事業実施に係る書類

①自立支援機器を活用する就労支援プロジェクトへの応募について (別紙1)

②事業計画書 (別紙2)

③モニター評価報告書 (別紙3) 注) 応募時には1～4の④(3)手法まで記載すること

④所要額内訳書 (別紙4)

⑤人件費、謝金及び旅費の支給基準 (法人の内規) (様式なし)

※経費の内訳の積算根拠についても必ず併せて提出すること。

(2) 法人の概要、活動状況に係る書類

①定款又は寄附行為 (様式なし)

②役員名簿 (別紙5)

③法人の概況書 (別紙6) (様式なし)

④事業実績 (分量が多い場合は、法人の事業実績等を記した主要部分の抜粋のみ)

(3) 法人の経理状況に係る次の書類

①直近の財務諸表 (貸借対照表、収支計算書、財産目録) (様式なし)

9. 提出期限

令和7年7月1日(火)～8月29日(金) 17時までとします。

予算額の範囲内といたします。

但し、提出期限までに予定額に満たない場合には、応募を継続いたします。

応募を検討する方は、事務局に現在の受付状況を確認してください。

10. 提出方法

郵送及び電子メールにて、提出してください。

(1) 郵送又は持参による提出先

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ4階
公益財団法人テクノエイド協会 企画部 宛

電話 03-3266-6883

(留意事項)

- ・封筒には、封筒表面に赤字で「自立支援機器を活用する就労支援プロジェクト 応募書類在中」と記載してください。
- ・郵送の場合、消印日が提出期限の前日、持参の場合、提出期限までをお願いします。
- ・提出した書類は返却いたしません。

(2) 電子メールによる提出先

公益財団法人テクノエイド協会 企画部 宛

電子メールアドレス jissho@techno-aids.or.jp

(留意事項)

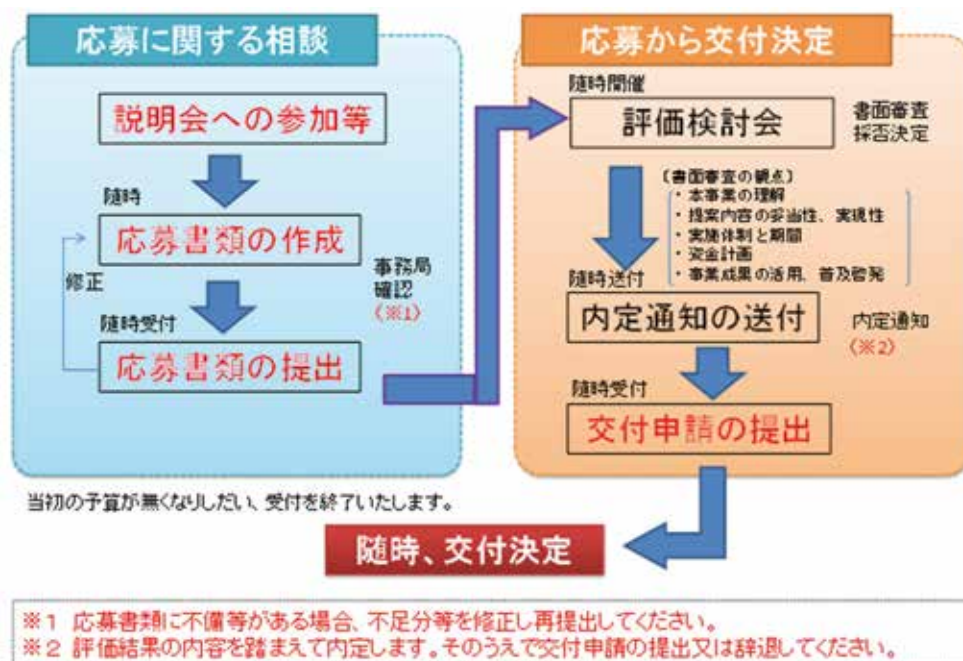
- ・郵送等と併せて、電子媒体でも必ず送信してください。
- ・ファイル名を「応募書類（団体名）（書類名）」とすることとし、送付するメールの表題に「（団体名） 自立支援機器を活用する就労支援プロジェクト 応募について」といれてください。
- ・提出書類の電子媒体が明確にわかるよう、ファイル名を整理して提出してください。

1 1. 応募から交付決定までの流れ

応募書類は、随時受け付けることといたします。

事務局では応募書類の内容を事前に確認審査し、最終的には協会内に設置する評価検討会にて採否を決定いたします。

予算額の範囲内とし、無くなり次第受付は終了となります。



1 2. 応募を検討される方への相談・アドバイス（随時）

協会では、本事業への応募を検討している方に対して、個別相談やアドバイスを随時受け付けいたします。

本事業の趣旨や目的、応募書類の記載方法、評価チームの編成・マッチング、評価項目や手法等の検討等について、本事業に係る照会先まで、お問い合わせください。

13. その他

その他関連事項については、別に定める交付要項や補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるものとします。

14. 本事業の事務局

（本事業の全体に係ること）

公益財団法人テクノエイド協会 企画部 香川、宇田川、武田、五島

電話：03-3266-6883 電子メールアドレス：jissho@techno-aids.or.jp

（経理事務、マッチング・モニター評価の実施に関すること）（予定）

株式会社シードプランニング 荒川、采本（うねもと）

電話：03-3835-9211 電子メールアドレス：jissho@techno-aids.or.jp

公益財団法人テクノエイド協会
理事長 大 橋 謙 策 殿

法人種別
法人等名称
代 表 者
職 名
氏 名

自立支援機器を活用する就労支援プロジェクトへの応募について

標記について、関係書類を添えて応募します。

(1) 補助を希望する事業の実施に係る次の書類

- 事業計画書（別紙2）
- モニター評価報告書（別紙3）※1～4（3）評価手法まで記載
- 所要額内訳書（別紙4）
- 人件費、報償費及び旅費の支給基準（法人の内規）

(2) 法人の概要、活動状況に係る次の書類

- 定款又は寄付行為
- 役員名簿（別紙5）
- 法人の概況書（別紙6）
- 理事会等で承認を得た直近の事業実績報告書

(3) 法人の経理状況に係る次の書類

- 令和7年度収入支出予算書抄本
- 理事会等で承認を得た直近の財務諸表（貸借対照表、収支計算書、財産目録）、監事等による監査結果報告書（写）

＜事務担当者の連絡先＞

〒
住所
所属
氏名
TEL
E-mail _____（携帯電話メールは不可）

受付番号（記載不要）

自立支援機器を活用する就労支援プロジェクト 事業計画書

1. テーマ

--

2. 申請者（応募者）※評価チームの代表、原則、支援機器の製造事業者となります

実施団体名 (評価チーム体表)	
代表者名	
所在地	〒
本事業の主担当者 (連絡窓口)	
連絡先	TEL : Mail :

◆計画の概要

国庫補助申請予定額	千円
事業実施期間	内示日 から 令和 年 月 日
モニター評価	別紙3「モニター評価報告書」のとおり
資金計画	別紙4「所要額内訳書」のとおり

◆評価チームの構成・連絡先

①支援機器の開発事業者 ※上記2と同様の場合、記載不要

実施団体名	
所在地	〒
担当者	
連絡先	TEL : Mail :

②仲介者

実施団体名	
所在地	〒

担 当 者	
連 絡 先	TEL : Mail :

③一般企業等（障害者を雇用（予定を含む）している企業等）

実 施 団 体 名	
所 在 地	〒
担 当 者	
連 絡 先	TEL : Mail :

3. 本事業の実施について 注）各項目300文字内としてください。

1) 応募の目的、実現したいこと

--

2) 実施体制 注）チーム編成や組織が具体的にわかるよう組織図等を用いて記載してください。

--

3) 実施スケジュール

	事業実施内容
4 月	
5 月	
6 月	
7 月	
8 月	
9 月	
10 月	
11 月	
12 月	
1 月	
2 月	
3 月	

4. モニター評価の実施について

1) チーム編成の背景

--

2) 対象及び実施場所の選定理由

3) 役割分担

①支援機器の開発事業者

②仲介者

③一般企業等

4) モニター評価実施にあたり配慮する点

5) モニター評価（事業成果）の活用、普及啓発

受領番号：

提出日付： 令和 年 月 日

モニター評価報告書

1. タイトル

--

2. 報告書の作成者

所 属 ・ 部 署	氏 名
連絡先（住所、電話、メールアドレス）	

3. 製品概要

①カテゴリ	
②製品名	
③型番	
④製品コード	
⑤希望小売価格	
機器の特徴	
⑥主な対象者	
⑦利用場面	
⑧目的	
⑨利用安全の対策（リスクアセスメント）	

4. 評価結果 ※応募は予定で差支えありません

①実施機関		
②実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日（ 日間）	
③評価に係った 職種等		
④評価結果	(1) 対象者	
	(2) 人数	
	(3) 手法	

	(4) 結果	
⑤モニター評価から得られた効果		
⑥期間中に発生した事故・ヒヤリハット		
⑦期間中に発生した機器等の不具合や故障、修理や調整等		
⑧所感（使用にあたっての意見・感想）※モニター実施機関コメント		

5.モニター評価後の特記事項・連絡事項

--

モニター評価報告書の記入方法（1枚目）

図紙 3

受領番号：

提出日付： 令和 年 月 日

モニター評価報告書

1. タイトル

--

2. 報告書の作成者

所 属 ・ 部 署	氏 名
連絡先（住所、電話、メールアドレス）	

3. 製品概要

①カテゴリ	
②製品名	
③型番	
④製品コード	
⑤希望小売価格	
機器の仕様	
⑥主な対象者	
⑦利用場面	
⑧目的	
⑨利用安全の対策（リスクアセスメント）	

4. 評価結果 ※応酬は予定で差支えありません

①実施機関	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日（ 日間）
②実施期間	
③評価に係った 組織等	
④評価結果	(1) 対象者
	(2) 人数
	(3) 手法

この「モニター評価報告書（以下「本報告」）」は、福祉用具情報システム（TAIS）において製品情報と合わせて情報提供することを予定しております。

提出日付は、本報告を提出する日付を記載してください。

1. タイトル

本報告のタイトルを記載してください。

2. 報告書の作成者

本報告の作成者を記載してください。
作成は、開発企業、研究機関、介護施設・事業所、大学等であっても差し支えありませんが、問い合わせ対応が可能な連絡先を記載してください。

3. 製品概要

- ①カテゴリには、支援機器や介護テクノロジーの分野、福祉用具分類コードの名称等を記載してください。※不明な場合は、協会まで問合せください。
- ④製品コードには、TAISコードを記載してください。取得していない場合は不要です。
- ⑤希望小売価格には、販売価格を記載してください。別途ランニングコスト等がかかる場合や月額料金制をとっている製品については、その旨を記載してください。
- ⑥主な対象者には、本製品の主な対象者、想定する高齢者・障害者の状態像並びに介護者等を記載してください。
- ⑦利用場面には、本製品の利用場面やシーンを記載してください。利用不可の場面等があれば、その旨も記載してください。
- ⑧目的には、本製品の目的、使用することにより実現可能となる事柄を記載してください。
- ⑨利用安全の対策（リスクアセスメント）は、開発メーカーが取得等している対策となります。ISOの9001や14971、13482等を取得している場合にはその旨を記載いただくこととし、ここでは主に対象者や利用場面を想定した、利用にかかわる安全対策を記載してください。

4. 評価結果

- ①実施機関には、評価を実施した場所（介護施設やリハビリテーションセンター等）、居宅の場合、居宅の所在地まで記載してください。
- ②実施機関には、評価の開始から終了までの期間を記載してください。準備や結果の整理期間は除いてください。
- ③評価に係わった職種等には、本評価に係わったすべての人の職種等を記載してください。（モニターに協力した高齢・障害当事者は除く。）
- ④評価結果
(1) 対象者には、性別及び年齢、主な疾病、要介護度及び日常生活自立度、日常生活動作、認知症高齢者の日常生活自立度、日常の過ごし方など。記載はABCなど実名が分からなくように配慮してください。また、デイスサービス等で不特定多数の人を対象とする場合、おおむねの記載であっても差支えありません。
(2) 人数には、上記（1）の総数を記載してください。
(3) 手法には、評価の方法や評価に用いた項目、指標等を記載してください。

モニター評価報告書の記入方法（2枚目）

4. 評価結果の続き

(4) 結果には、定量的や定性的に結果をグラフや表を用いて、一般の人に分かりやすいよう記載してください。また、上記の(1)から(3)において当初予定していた通りいかなかった事柄や変更した事柄がある場合には、その旨も記載してください。

⑤モニター評価から得られた効果には、今回のモニター評価の実施から得られた効果を記載してください。(加えて、新たに確認できた課題や解決策等があれば、差支えない範囲で記載してください。)

⑥期間中に発生した事故・ヒヤリハットには、モニター評価の期間中に発生した事故やヒヤリハットについて、事故や怪我の程度にかかわらず記載してください。またその際に行った直前、直後の対応についても記載してください。

⑦期間中に発生した機器等の不具合や故障、修理や調整等には、モニター評価期間中に発生した事項について記載してください。

⑧所感には、上記④に記載したモニター評価の実施機関による、モニター評価を終えての所感を記載してください。聞き取りした事柄を記載していただいて差支えありませんが、記載内容には実施機関の同意を必ず得てください。

5. モニター結果後の特記事項・連絡事項

モニター評価を終えて、特筆すべき事項や記録として残しておく必要がある事項を記載してください。

本製品の利用に伴う留意事項や必ず抑えておかなければならないポイントやノウハウ、アドバイスがあれば記載してください。

(写真及び動画掲載のお願い)

本モニター評価報告書には、原則、以下の写真及び動画を掲載してください。

- 機器・システムの写真等
- 機器を使用しているモニター評価中の写真等
- モニター評価チームの写真

モニター評価に関するお問い合わせ

○公益財団法人テクノエイド協会 企画部

電話 03-3266-6883

○株式会社シード・プランニング

電話 03-3835-9211

共通メールアドレス jissho@techno-aids.or.jp

5. モニター結果後の特記事項・連絡事項

所要額内訳書
(自立支援機器を活用する就労支援プロジェクト)

法人名

1 国庫補助所要額

	総補助予定額 (A)	寄付金その他の 収入等 (B)	差引所要額 (C=A-B)	国庫補助所要額 (D)
事業費	円	円	円	千円

(注)「国庫補助所要額 (D)」欄は、Cの金額から千円未満を切り捨てた金額を記入すること。

2 支出予定額の内訳**(1) 製品製造・設置に伴う費用**

経費区分	支出予定額	補助率	補助予定額
賃 金	円	2 / 3 (中小企業) 1 / 2 (大企業)	円
謝 金	円		円
旅 費	円		円
消耗品費	円		円
会議費	円		円
印刷製本費	円		円
光熱水費	円		円
通信運搬費	円		円
雑役務費	円		円
委託費	円		円
借料及び損料	円		円
備品購入費	円		円
合 計 (a)	円		円

(2) 講習及びモニター評価に伴う費用

経費区分	支出予定額	補助率	補助予定額
賃 金	円	10 / 10	円
謝 金	円		円
旅 費	円		円
消耗品費	円		円
会議費	円		円
印刷製本費	円		円
光熱水費	円		円

通信運搬費	円		円
雑役務費	円		円
委託費	円		円
借料及び損料	円		円
備品購入費	円		円
合 計 (b)	円		円

(3) 総補助予定額

合 計 (A) = (a) + (b)	円
---------------------	---

3 寄付金その他の収入等の内訳

区分	収入等予定額
寄付金	円
その他	円
合 計 (B)	円

4 支出予定額の積算内訳 注) 上記2の経費区分ごとに内訳を記載してください。

(1) 製品製造・設置に伴う費用

支出項目	支出予定額	内 訳
	円	
合 計	円	

(注) 寄付金その他の収入等を充当する経費(補助金を充当しない経費)には、下線を引くこと。

(2) 講習及びモニター評価に伴う費用

支出項目	支出予定額	内 訳
	円	
合 計	円	

(注) 寄付金その他の収入等を充当する経費(補助金を充当しない経費)には、下線を引くこと。

役 員 名 簿 （自立支援機器を活用する就労支援プロジェクト）

法人名 _____

（１） 理事等

役職名 (理事長、会長、代表、理事、取締役等の別)	氏 名	職 業	正規・非正規の別	役員報酬の有無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無

（２） 監事等

役職名 (監事、監査役等の別)	氏 名	職 業	正規・非正規の別	役員報酬の有無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無

※ 「役員報酬の有・無」は、いずれかに○を付すこと。

※ 既存の役員名簿により、この表の記載事項を全て網羅している場合、当該名簿に替えることは差し支えない。

法 人 の 概 況 書

（自立支援機器を活用する就労支援プロジェクト）

法 人 名			代表者名	
住 所			代表電話番号	
法人設立年月日 〔任意団体設立〕	(元号) 年 月 日 〔元号 年 月 日〕		職員数	人(うち正規職員 人)
会 員 数	人	会員資格		
事 業 内 容				
直近過去3年間の 実績等 (活動内容)				

（記入上の留意事項）

- (1) 「法人名」「代表者名」
 - ・貴法人の名称及び代表者名を記入すること。
- (2) 「住所」「代表電話番号」
 - ・貴法人の住所、代表電話番号を記入すること。
- (3) 「法人設立年月日」
 - 法人を設立する前に、前身団体として任意団体としての活動実績がある法人は、法人設立年月日とあわせて、任意団体の設立年月日を〔 〕に記入すること。
- (4) 「職員数」及び「会員数」
 - ・貴法人の「職員」及び「会員」の人数を記入すること。なお、組織上、会員がない場合には、「なし」と記入すること。
- (5) 「会員資格」
 - ・会員資格は、定款、寄附行為又は規則等に定める内容を記入すること。
 - なお、会員がない場合には、「なし」と記入すること。
- (6) 「事業内容」
 - ・記入例にかかわらず、定款、寄附行為又は規則等に定める事業内容を記入すること。
- (7) 「直近過去3年間の実績等（活動内容）」
 - ・記入例にかかわらず、直近過去3年間の活動内容や実績がわかるように記入すること。
 - なお、今回応募する事業と関連のある実績等(活動内容)については、必ずその旨付記すること。

別紙 6

法人の概況書

(自立支援機器を活用する就労支援プロジェクト)

法 人 名	〇〇〇〇法人 〇〇〇〇の会	代表者名	〇〇長 〇〇 〇〇
住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 〇〇号〇〇ビル〇階	代表電話番号	〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
法人設立年月日 〔任意団体設立〕	平成〇〇年〇〇月〇〇日 〔平成〇〇年〇〇月〇〇日〕	職員数	〇〇人(うち正規職員〇〇人)
会 員 数	〇〇〇人	会員資格	
事 業 内 容	1 ~に関する講習会開催 2 ~に関する調査研究 3 ~に関する広報啓発活動 4 ~サービスの実施 5 ~の研究 6 広報誌の発行		
直近過去3年間の 実績等 (活動内容)	1 令和〇年より～講習会を開催 2 〇〇に関する調査研究報告書を令和〇〇年に発行 3 令和〇年〇月より～に関する広報啓発活動を実施 4 令和〇年〇月、～サービス事業を開始 5 令和〇年より～研修会を開催 6 広報誌を年〇回発行		

(記入上の留意事項)

- (1)「法人名」「代表者名」
 - ・貴法人の名称及び代表者名を記入すること。
- (2)「住所」「代表電話番号」
 - ・貴法人の住所、代表電話番号を記入すること。
- (3)「法人設立年月日」
 - 法人を設立する前に、前身団体として任意団体としての活動実績がある法人は、法人設立年月日とあわせて、任意団体の設立年月日を〔 〕に記入すること。
- (4)「職員数」及び「会員数」
 - ・貴法人の「職員」及び「会員」の人数を記入すること。なお、組織上、会員がない場合には、「なし」と記入すること。
- (5)「会員資格」
 - ・会員資格は、定款、寄附行為又は規則等に定める内容を記入すること。
 - なお、会員がない場合には、「なし」と記入すること。
- (6)「事業内容」
 - ・記入例にかかわらず、定款、寄附行為又は規則等に定める事業内容を記入すること。
- (7)「直近過去3年間の実績等(活動内容)」
 - ・記入例にかかわらず、直近過去3年間の活動内容や実績がわかるように記入すること。
 - なお、今回応募する事業と関連のある実績等(活動内容)については、必ずその旨付記すること。

2. 支援機器等導入実証事業 交付要項

制定 令和7年6月5日（公益財団法人テクノエイド協会）

自立支援機器実証・普及支援モデル事業（支援機器等導入実証事業） 交付要項

（目的）

第1条 この要項は、「令和7年度（令和6年度からの繰越分）障害者総合支援事業費補助金（民間団体実施分）交付要綱」厚生労働省発障0521第2号、令和7年5月21日（以下「要綱」という。）の4の規定に基づき、公益財団法人テクノエイド協会（以下「協会」という。）が行う「自立支援機器実証・普及支援モデル事業（「支援機器等導入実証事業」（以下「補助金」という。）における補助の対象となる実施団体（以下「間接補助事業者」という。）の交付の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。なお、事業の実施にあたり、障害者の福祉及び一般企業等において、親しみやすい事業名とするため、事業の名称を「自立支援機器を活用する就労支援プロジェクト（以下「補助事業」）」とする。

（適用の範囲）

第2条 協会が行う補助金の交付は、予算の範囲内において交付するものとし、要項、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要項の定めるところによる。

（交付の対象）

第3条 協会は、補助事業について、別に設置する評価検討会による評価を踏まえて採択した補助事業を実施する間接補助事業者に対して、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として協会が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分は、別表1のとおりとする。

（補助金の額）

第4条 前条に規定する補助金の額は、補助対象経費の区分毎に、別表2に定めるいずれかの該当する補助率を乗じた金額の範囲内とする。ただし、算出された額の千円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

（交付の条件）

第5条 協会は、補助金の交付を決定する場合において、間接補助事業者に対し、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- ① 交付を受けた補助金は、当該補助金の交付対象事業に必要な経費にのみ使用しなければならない。
- ② 事業に要する経費の配分を変更（当該事業の目的及び効率的な実施に関係のない軽微な変更を除く。）しようとする場合には、申請書の様式に準じた経費配分変更承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。
- ③ 申請書の内容のうち補助事業の実施計画（当該事業の目的及び効率的な実施に関係のない軽微な変更を除く。）を変更しようとする場合には、申請書の様式に準じた事業内容変更承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。
- ④ 事業が期間内に完了しないとき又はこれら事業の遂行が困難になったときは、速やかに協会に報告してその指示を受けなければならない。
- ⑤ 間接補助事業者が、海外出張、病気その他の理由で引き続き3月以上事業が遂行できなくなる場合には、③の事業内容変更承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。
- ⑥ 間接補助事業者の住所の変更があった場合には、遅滞なく、その旨を協会に届け出なければならない。
- ⑦ 事業を中止し、又は廃止する場合には、その理由、今後に講ずる措置その他必要と認める事項を記載した当該事業の中止又は廃止の承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。
- ⑧ 事業により取得し、又は効用の増加した機械器具でその価格が単価30万円以上のものについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働省又は協会が別に定める期間を経過するまで、厚生労働省又は協会の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- ⑨ 前号の規定により厚生労働省又は協会の承認を受けて機械器具を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- ⑩ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、当該事業の目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。
- ⑪ 間接補助事業者が開発の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者から相当の対価の支払を受けることを契約等において定めた上で行わなければならない。
- ⑫ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- ⑬ 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に

係る仕入控除税額が確定した場合は、第 11 条の規定に基づき、速やかに協会に報告しなければならない。

なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

（交付の申請）

第 6 条 協会は、間接補助事業者に対し、様式第 1 による交付申請書にその他協会が指示する書類を添付して、協会が指示する期日までに提出させるものとする。

（交付の変更）

第 7 条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、別途定める日までに行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

第 8 条 協会は、交付申請書が到達した日から起算して原則として 2 か月以内に交付の決定（変更の決定を含む。）を行うものとする。

（交付決定の通知）

第 9 条 協会は、第 6 条の規定による交付申請書又は第 7 条による変更交付申請書等の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第 2 による交付決定通知書により間接補助事業者に通知するものとする。

（状況の報告）

第 10 条 間接補助事業者は、協会又は厚生労働省が特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る補助事業の実施状況を、別途指示する期日までに協会又は厚生労働省に提出しなければならない。

（実績の報告）

第 11 条 間接補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）は、完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その承認の通知を受けた日）から起算して 30 日以内又は当該補助事業の完了した日の属する当該会計年度の 2 月 10 日のいずれか早い日までに、様式第 3 による実績報告書を協会に提出しなければならない。なお、事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第 3 による実績報告書の（別紙 4）により速やかに協会に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第 12 条 協会は、前条の事業実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 4 による交付額確定通知書を補助事業者に通ずるものとする。
- 2 協会は、間接補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。
- 3 協会は、間接補助事業者が、返還すべき補助金を通知した納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(補助金の支払)

- 第 13 条 協会は、必要があると認められる場合には、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。
- 2 間接補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 5 による概算（精算）払請求書を協会に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第 14 条 協会は、第 9 条の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容を変更することができる。
- ① 間接補助事業者が法令及び公募要項、本要項又は本要項等に基づく協会の処分若しくは指示に違反した場合。
- ② 間接補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- ③ 間接補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
- ④ 交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 前項の規定は、第 12 条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 協会は、第 1 項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに間接補助事業者に通ずるものとする。
- 4 協会は、第 1 項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 5 協会は、前項の返還を請求する場合は、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算

金を併せて当該間接補助事業者から徴収することができる。

（財産の管理等）

- 第 15 条 間接補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 間接補助事業者は、取得財産等について様式第 6 による取得財産等管理台帳を備え管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、第 11 条に定める実績報告書に添付して協会に提出しなければならない。
- 3 協会又は厚生労働省は、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を協会に納付させることができるものとする。

（財産処分の制限等）

- 第 16 条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 30 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を勘案して、協会又は厚生労働省が別に定める期間とする。
- 3 開発補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、様式第 7 による財産処分承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の経理等）

- 第 17 条 間接補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支状況を明らかにしておかななければならない。
- 2 事業開始から終了後 5 年間、協会又は厚生労働省は、必要に応じて証拠書類等の確認を行うことができるものとする。

（その他必要な事項）

- 第 18 条 特別の事情により第 3 条及び第 4 条、第 6 条、第 11 条に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ協会の承認を受けて、その定めるところによるものとする。
- 2 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、協会が別にこれを定める。

別表 1

補助対象経費の区分

製品製造・設置、講習及びモニター評価に伴う経費

項目	具体的な内容例
賃金	・モニター評価の実施に必要な賃金 (法令に基づいて雇用者が負担する社会保険料等を含む。)
謝金	・モニター評価の実施にあたり支払う謝礼金
旅費	・モニター評価の実施にあたり必要な旅費交通費(国内旅程分に限る。)
消耗品費	・事務用紙、文具、雑誌等、その性質が使用することにより消耗するもの、長期間の保存に適さない物品
会議費	・式日用の茶菓代(弁当及び会席料は除く。)
印刷製本費	・関係書類や報告書等の印刷及び製本費
光熱水費	・モニター評価の実施に必要な電気・ガス・水道使用料・車の燃料費等
通信運搬費	・郵便や宅配料等の資料等の運搬費
雑役務費	・振込手数料等
委託費	・モニター評価の実施にあたり外部に委託する費用等
借料及び損料	・会場借上料やパソコン等の借上料、設備損料等
備品購入費	・モニター評価の実施に必要な備品(一般利用するパソコン等は対象外。) 注) 本事業の目的のみで使用するものに限定します。

別表 2

補助対象経費に係る補助率

内 容	補助率
製品製造・設置に係る費用	中小企業の場合 2 / 3
	大企業の場合 1 / 2
講習・モニター評価費用	10 / 10

※ 1) 中小企業者とは、次表の第 1 欄に定める業種を主たる事業として営むものであって、第 2 欄及び第 3 欄に定める基準のいずれかを満たす会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項に規定する会社。）をいう。

1 主たる事業として営む業種	2 資本金基準（資本金の額又は出資の総額）	3 従業員数基準（常時使用する従業員（注）の数）
1. 製造業、建設業、運輸業その他の業種（2. から 7. までの業種を除く。）	3 億円以下	300 人以下
2. ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3 億円以下	900 人以下
3. 小売業	5 千万円以下	50 人以下
4. サービス業（5. 及び 6. の業種を除く。）	5 千万円以下	100 人以下
5. ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
6. 旅館業	5 千万円以下	200 人以下
7. 卸売業	1 億円以下	100 人以下

注）常時使用する従業員とは、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 20 条の規定に基づく解雇の予告が必要な者をいい、事業主及び法人の役員は含まない。

※ 2) 「みなし大企業」とは、中小企業者のうち、次の①から③までのいずれかに該当するものをいう。

- ①発行済株式の総額又は出資金額の 2 分の 1 以上が、同一の大企業（事業を営むもののうち中小企業者を除くものをいう。）の所有に属しているもの。
- ②発行済株式の総額又は出資金額の 3 分の 2 以上が、複数の大企業の所有に属しているもの。

③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めているもの。大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めているもの。

様式第 1

番 号
年 月 日

公益財団法人テクノエイド協会
理事長 三浦公嗣 殿

間接補助事業者 住所
名称
代表者名

自立支援機器実証・普及支援モデル事業（支援機器等導入実証事業）
交付申請書

自立支援機器実証・普及支援モデル事業（支援機器等導入実証事業）交付要項第 6 条の規定に基づき、上記補助金の交付について、下記のとおり申請します。

記

1. テーマの名称

2. 補助金交付の申請額

_____ 千円

3. 補助事業の実施計画書

（別紙 1 及び 2）のとおり

4. 補助事業に要する経費

（別紙 3）のとおり

5. 補助事業の期間（完了予定）

内示日～令和 年 月 日

6. 補助事業にかかる申請者（本事業の主担当者）

氏名：

所属：

職名：

住所：

電話番号：

電子メールアドレス：

(別紙1)

補助事業の実施計画書

1. テーマ

--

2. 申請者（応募者）※評価チームの代表、原則、支援機器の製造事業者となります

実施団体名 (評価チーム体表)	
代表者名	
所在地	〒
本事業の主担当者 (連絡窓口)	
連絡先	TEL : Mail :

◆計画の概要

国庫補助申請予定額	千円
事業実施期間	内示日 から 令和 年 月 日
モニター評価	別紙2「モニター評価報告書」のとおり
資金計画	別紙3「補助事業に要する補助対象経費」のとおり

◆評価チームの構成・連絡先

①支援機器の製造事業者 ※上記2と同様の場合、記載不要

実施団体名	
所在地	〒
担当者	
連絡先	TEL : Mail :

②仲介者

実施団体名	
所在地	〒

担 当 者	
連 絡 先	TEL : Mail :

③一般企業等（障害者を雇用（予定を含む）している企業等）

実 施 団 体 名	
所 在 地	〒
担 当 者	
連 絡 先	TEL : Mail :

3. 本事業の実施について 注) 各項目300文字内としてください。

1) 応募の目的、実現したいこと

--

2) 実施体制 注) チーム編成や組織が具体的にわかるよう組織図等を用いて記載してください。

--

3) 実施スケジュール

	事業実施内容
4 月	
5 月	
6 月	
7 月	
8 月	
9 月	
10 月	
11 月	
12 月	
1 月	
2 月	
3 月	

4. モニター評価の実施について

1) チーム編成の背景

--

2) 対象及び実施場所の選定理由

--

3) 役割分担

①支援機器の開発事業者

②仲介者

③一般企業等

4) モニター評価実施にあたり配慮する点

--

5) モニター評価（事業成果）の活用、普及啓発

--

(別紙2)

令和 年 月 日

モニター評価報告書

1. タイトル

--

2. 報告書の作成者

所 属 ・ 部 署	氏 名
連絡先（住所、電話、メールアドレス）	

3. 製品概要

①カテゴリ	
②製品名	
③型番	
④製品コード	
⑤希望小売価格	
機器の特徴	
⑥主な対象者	
⑦利用場面	
⑧目的	
⑨利用安全の対策（リスクアセスメント）	

4. 評価結果 ※申請時は④（3）まで記載してください。

①実施機関		
②実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日（ 日間）	
③評価に係った 職種等		
④評価結果	(1) 対象者	

	(2) 人数	
	(3) 手法	
	(4) 結果	
⑤モニター評価から得られた効果		
⑥期間中に発生した事故・ヒヤリハット		
⑦期間中に発生した機器等の不具合や故障、修理や調整等		
⑧所感（使用にあたっての意見・感想）※モニター実施機関コメント		

5.モニター評価後の特記事項・連絡事項

--

(別紙3)

補助事業に要する補助対象経費

1. 補助金交付の申請予定額

金 _____ 千円 ※千円未満は切り捨てた金額としてください。

2 補助対象経費の支出予定額 (明細)

(1) 製品製造・設置に伴う費用

経費区分	支出予定額	補助率	補助予定額
賃 金	円	2 / 3 (中小企業) 1 / 2 (大企業)	円
謝 金	円		円
旅 費	円		円
消耗品費	円		円
会議費	円		円
印刷製本費	円		円
光熱水費	円		円
通信運搬費	円		円
雑役務費	円		円
委託費	円		円
借料及び損料	円		円
備品購入費	円		円
合 計 (a)	円		円

(2) 講習及びモニター評価に伴う費用

経費区分	支出予定額	補助率	補助予定額
賃 金	円	10 / 10	円
謝 金	円		円
旅 費	円		円
消耗品費	円		円
会議費	円		円
印刷製本費	円		円
光熱水費	円		円
通信運搬費	円		円

雑役務費	円		円
委託費	円		円
借料及び損料	円		円
備品購入費	円		円
合 計 (b)	円		円

(3) 総補助予定額

合 計 (A) = (a) + (b)	円
---------------------	---

支出予定額の内訳 注) 上記2の経費区分ごとに内訳を記載してください。

(1) 製品製造・設置に伴う費用

支出項目	支出予定額	内 訳
	円	
合 計	円	

(2) 講習及びモニター評価に伴う費用

支出項目	支出予定額	内 訳
	円	
合 計	円	

法人にあっては名称
及び代表者 あて

公益財団法人テクノエイド協会
理事長 三浦公嗣

自立支援機器実証・普及支援モデル事業（支援機器等導入実証事業）
交付決定通知書

令和 年 月 日付第 号をもって申請があった自立支援機器実証・普及支援モデル事業（支援機器等導入実証事業）交付要項第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおりに交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付第 号をもって申請があった自立支援機器実証・普及支援モデル事業（支援機器等導入実証事業）交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する補助金の額は次のとおりとする。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。
補助金の額 _____ 円
- 3 補助金の額の確定は、交付要項の第 4 条の定める交付額の算定方法により行うものである。
- 4 この補助金は、交付要項の第 5 条に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要項の第 11 条に定めるところにより行わなければならない。なお、第 12 条の規定に基づき、協会は、間接補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部

分の補助金の返還を請求するものであること。

- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げすることができる期限を令和 年 月 日とする。
- 7 その他、協会の付した条件を遵守しなければならない。

様式第3

番 号
年 月 日

公益財団法人テクノエイド協会
理事長 三浦公嗣 殿

間接補助事業者 住所
名称
代表者名

自立支援機器実証・普及支援モデル事業（支援機器等導入実証事業）
実績報告書

令和 年 月 日付第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業が完了しましたので、自立支援機器実証・普及支援モデル事業（支援機器等導入実証事業）交付要項第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業

（1）テーマの名称

（2）実施状況報告

（別紙1及び2）のとおり

（3）補助対象経費の支出明細書

（別紙3）のとおり

2. その他協会が指定した関係書類

（注）

- ① 当該年度に財産を取得しているときは、交付要項第15条第2項の規定に基づき、様式第6による取得財産等管理台帳を添付することとする。
- ② 事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、（別紙4）を提出すること。
- ③ その他協会が指定する関係書類を添付すること。

(別紙1)

補助事業の実施状況報告

1. 開発テーマ名 : _____

2. 補助金交付の決定額 : 金 _____ 千円

3. 補助事業の期間 : 内示日から令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

4. 申請者(応募者) ※評価チームの代表、原則、支援機器の製造事業者となります

実施団体名 (評価チーム体表)	
代表者名	
所在地	〒
本事業の主担当者 (連絡窓口)	
連絡先	TEL : Mail :

◆計画の概要

国庫補助交付額	千円
事業実施期間	内示日 から 令和 年 月 日
モニター評価	別紙2「モニター評価報告書」のとおり
資金計画	別紙3「補助事業に要した実支出額明細」のとおり

5. 本事業により得られた成果

--

6. 本事業により得られた成果の活用、普及啓発

--

(別紙2)

令和 年 月 日

モニター評価報告書

1. タイトル

--

2. 報告書の作成者

所 属 ・ 部 署	氏 名
連絡先（住所、電話、メールアドレス）	

3. 製品概要

①カテゴリ	
②製品名	
③型番	
④製品コード	
⑤希望小売価格	
機器の特徴	
⑥主な対象者	
⑦利用場面	
⑧目的	
⑨利用安全の対策（リスクアセスメント）	

4. 評価結果 ※申請時は④（3）まで記載してください。

①実施機関		
②実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日（ 日間）	
③評価に係った 職種等		
④評価結果	(1) 対象者	

	(2) 人数	
	(3) 手法	
	(4) 結果	
⑤モニター評価から得られた効果		
⑥期間中に発生した事故・ヒヤリハット		
⑦期間中に発生した機器等の不具合や故障、修理や調整等		
⑧所感（使用にあたっての意見・感想）※モニター実施機関コメント		

5.モニター評価後の特記事項・連絡事項

--

(別紙3)

補助事業に要した実支出額明細

1. 交付決定額

金 _____ 千円 (A) ※千円未満は切り捨てた金額としてください。

2 補助対象経費の実支出額(明細)

(1) 製品製造・設置に伴う費用

経費区分	実支出額	補助率	補助額
賃 金	円	2 / 3 (中小企業) 1 / 2 (大企業)	円
謝 金	円		円
旅 費	円		円
消耗品費	円		円
会議費	円		円
印刷製本費	円		円
光熱水費	円		円
通信運搬費	円		円
雑役務費	円		円
委託費	円		円
借料及び損料	円		円
備品購入費	円		円
合 計 (a)	円		円

(2) 講習及びモニター評価に伴う費用

経費区分	実支出額	補助率	補助額
賃 金	円	10 / 10	円
謝 金	円		円
旅 費	円		円
消耗品費	円		円
会議費	円		円
印刷製本費	円		円
光熱水費	円		円
通信運搬費	円		円

雑役務費	円		円
委託費	円		円
借料及び損料	円		円
備品購入費	円		円
合 計 (b)	円		円

(3) 総補助額

合 計 (B) = (a) + (b)	円
---------------------	---

実支出額の内訳 注) 上記2の経費区分ごとに内訳を記載してください。

(1) 製品製造・設置に伴う費用

支出項目	実支出額	内 訳
	円	
合 計	円	

(2) 講習及びモニター評価に伴う費用

支出項目	実支出額	内 訳
	円	
合 計	円	

3 補助金の額 注) 上記2の合計額

金 _____ 千円 (B) ※千円未満は切り捨てた金額としてください。

4 国庫補助精算額

金 _____ 千円 (A) - (B)

(別紙4)

番 号
年 月 日

公益財団法人テクノエイド協会
理事長 三浦公嗣 殿

間接補助事業者 住所
名称
代表者名

令和 年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付第 号をもって交付決定のあった、自立支援機器実証・普及支援モデル事業
(支援機器等導入実証事業)について、交付要項第11条の規定に基づき下記のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要
国庫補助金等返還額相当額)

金 円

(注) 2の金額の積算内訳等が分かる資料を添付すること。

様式第4

番 号
年 月 日

法人にあっては名称
及び代表者 あて

公益財団法人テクノエイド協会
理事長 三浦公嗣

自立支援機器実証・普及支援モデル事業（支援機器等導入実証事業）
交付額確定通知書

令和 年 月 日付第 号をもって交付決定した自立支援機器実証・普及支援モデル事業（支援機器等導入実証事業）は、令和 年 月 日付第 号付第 号による実績報告に基づき、交付額を以下のとおり確定したので通知する。

（なお、超過交付となった額については額については、令和 年 月 日までに協会が指定する口座へ返還してください。）

記

1. 交付決定額	円
2. 交付金確定額	円
3. 超過交付額（返還額）	円
・ 振込期限 令和 年 月 日	
・ 振込先	
注）振込手数料は、間接補助事業者が負担してください。	

様式第 5

番 号
年 月 日

公益財団法人テクノエイド協会
理事長 三浦公嗣 殿

間接補助事業者 住所
名称
代表者名

自立支援機器実証・普及支援モデル事業（支援機器等導入実証事業）
概算（精算）払請求書

令和 年 月 日付第 号をもって交付決定のあった上記補助金について、自立支援機器実証・普及支援モデル事業（支援機器等導入実証事業）交付要項第 13 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. テーマの名称

※申請時に記載した名称

2. 概算（精算）払請求金額 金 円

3. 振込先

取引銀行名	支店名	預金の種類	口座名義及び口座番号（※）

（※）口座名義にはフリガナを付して下さい。

様式第 6

自立支援機器実証・普及支援モデル事業（支援機器等導入実証事業）
取得財産等管理台帳

1. テーマの名称

※申請時に記載した名称

2. 取得財産等の明細

財産名	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所
		円	円			

- （注） 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付要項第 16 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 取得年月日は検収年月日を記載する。
3. 当該財産には品目シールを貼るなどして明確にわかるようにしておくこと。

様式第7

番 号
年 月 日

公益財団法人テクノエイド協会
理事長 三浦公嗣 殿

間接補助事業者 住所
名称
代表者名

自立支援機器実証・普及支援モデル事業（支援機器等導入実証事業）
財産処分承認申請書

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業について、自立支援機器実証・普及支援モデル事業（支援機器等導入実証事業）交付要項第16条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. テーマの名称

※申請時に記載した名称

2. 処分しようとする財産及びその理由

財産名	仕 様	数 量	処分の方法	処分の理由	備 考 (処分の時期等)

(注)

- ① 処分の方法は、売却及び譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載すること。自己使用の場合は用途を記載すること。
- ② 取得財産が共有の場合は、備考に共有相手及び共有比率を記載すること。

3. 相手方（住所、氏名、使用の場所及び流用の目的）

4. 処分の条件

(注) 売却及び譲渡、交換、貸与、担保提供の相手方のある場合は、それぞれの相手方及び条件について記載すること。

3. 支援機器等導入実証事業 間接補助事業者による実証結果報告

①テクノツール株式会社

(テーマ) 重度肢体不自由を有する方の能力の発揮に向けた機器の導入による就労の実現

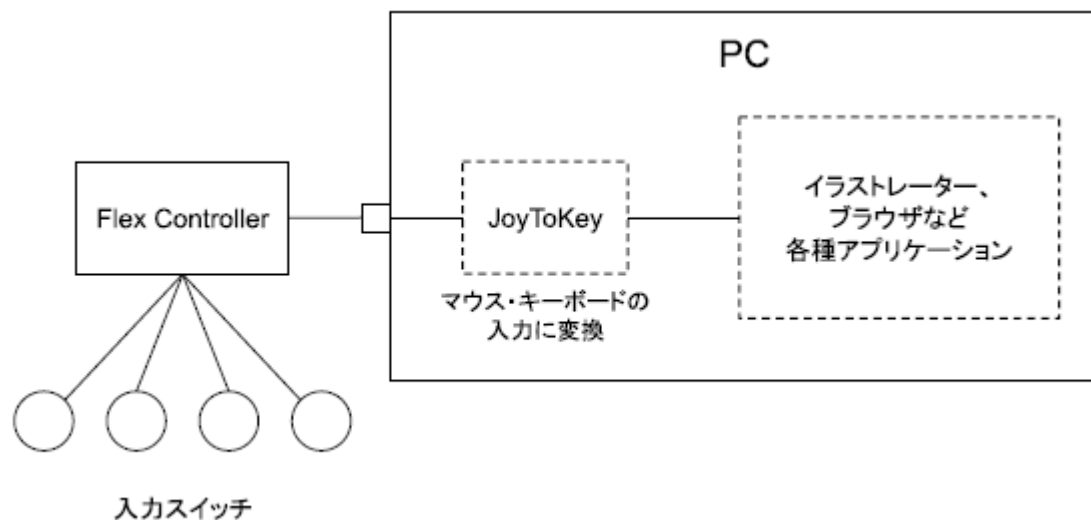
(分野) 身体

(実施結果の概要)

【1. 事業の概要】

本事業は、重度の肢体不自由を有する者が有する残存機能を活用し、支援機器の導入および作業環境の最適化を通じて、実際の就労場面における業務遂行能力の向上と就労機会の拡大を図ることを目的として実施した。

実施にあたっては、テクノツール株式会社を中心に、仲介者（作業療法士等）および雇用先事業所が連携した体制を構築し、支援機器「Flex Controller」と入力変換ソフト「JoyToKey」を組み合わせた操作環境を導入した。利用者の身体特性に応じて入力スイッチの配置や設定を個別に調整し、実業務を通じた実証評価を行った。



【図1 支援機器の構成概要】

【2. 実証評価の実施内容】

本事業では、重度肢体不自由を有する2名（脊髄性筋萎縮症、脳性麻痺）を対象として、実際の就労環境における実証評価を実施した。

評価は、文章入力やコピー＆ペースト等の基本操作に関する定量評価に加え、業務遂行状況の観察や当事者および雇用側へのアンケートを通じて、操作性、作業効率、身体的負担、心理的变化等について総合的に把握した。

また、専門職が継続的に関与し、入力装置の調整や操作方法の改善を段階的に行うことで、利用者が自ら操作環境を最適化できる状態の構築を図った。

プロジェクトチーム



【図2 プロジェクト実施体制】

【3. 事業の成果】

(1) 作業効率および業務遂行能力の向上

支援機器の導入により、入力操作および編集作業の効率が大幅に改善した。特に、従来は困難であったドラッグ操作やショートカットキー操作が可能となり、デザイン制作等の業務が成立するようになった。

また、文章入力やコピー＆ペーストといった基本操作においても顕著な改善が見られ、作業時間の短縮および生産性の向上が確認された。

■ 作業効率の変化

A 氏

- ・ 文章入力 : 55 文字 → 113 文字 (約 2.1 倍)
- ・ コピー＆ペースト : 1 分 22 秒 → 21 秒 (約 1/4)

B 氏

- ・ 文章入力 : 99 文字 → 140 文字 (約 1.4 倍)
- ・ コピー＆ペースト : 1 分 40 秒 → 1 分 15 秒

【図3 作業効率の変化 (定量評価)】

(2) 身体的負担の軽減と作業継続性の向上

従来、クリックやドラッグ操作に伴う身体的負担が大きく、作業継続が困難となる場面が見られていた。本事業では、入力操作の分散化やショートカットキーの活用により、これら

の負担が軽減され、長時間の作業が可能となった。

特に、複雑な操作を単一の入力に置き換えることで、操作に伴う過度な身体的努力が軽減され、安定した業務遂行が可能となった。

（３）主体性の向上と業務拡大

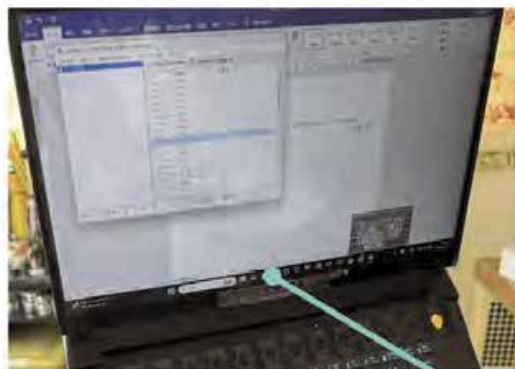
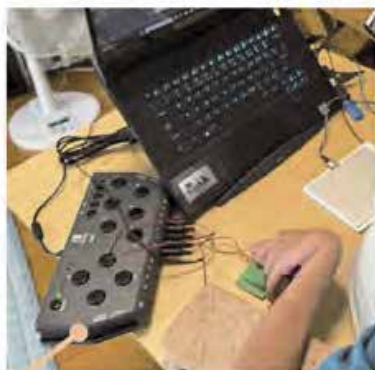
支援機器の活用を通じて、利用者自身が入力設定を調整し、業務内容に応じて操作環境を使い分けるなど、主体的な活用が見られた。

また、3Dモデル制作やホームページ管理等の新たな業務に取り組むことが可能となり、「職場に貢献できる」という自己効力感の向上が確認された。

事業開始前の操作環境



支援機器活用の最終環境



フレックスコントローラー × JoyToKey

入力スイッチを任意のキーやショットカットキーに割り当て

事業開始前の操作環境



支援機器活用の最終環境



【図4 操作環境の変化（導入前～導入後）】

（４）雇用側への効果

雇用側においては、支援機器導入前は業務の切り出しや役割設定が困難であったが、本事業を通じて利用者の能力や適性が明確化された。

その結果、デザイン制作やホームページ管理等の具体的な業務の割当が可能となり、業務の安定性および生産性の向上が確認された。

（５）就労定着に向けた成果

本事業の成果を踏まえ、一部対象者についてはトライアル雇用から継続雇用へ移行するなど、就労定着に向けた具体的な成果が得られた。

また、支援機器の活用においては、導入時のみならず、業務内容の変化に応じた継続的な調整および支援が重要であることが確認された。

【４．本事業から得られた示唆】

本事業の実施により、重度肢体不自由者の就労支援においては、支援機器の導入に加え、個別性の高い環境調整および業務設計を一体的に行うことが重要であることが明らかとなった。

特に、身体特性に応じた入力方法の最適化と、支援機器を活用した業務設計の具体化、さらに専門職による継続的な支援体制の構築が、就労の安定化および業務拡大に寄与することが示された。

②一般財団法人さくら

(テーマ) トイレ動作の自立に向けた取り組みがもたらす就労機会の拡大、就労者と雇用企業双方の親和性の向上、及び企業全体における業務効率の向上に関する検証

(分野) 身体

(実施結果の概要)

【1. 事業の概要】

本事業は、障害のある就労者にとって大きな課題の一つである排泄動作に着目し、トイレ動作の自立を支援する福祉用具の導入により、就労継続の支援および就労環境の改善を図ることを目的として実施された。

特に、車椅子利用者や立位保持が困難な者においては、トイレ動作に介助を要することが多く、業務の中断や心理的負担、職場への遠慮等が生じやすい状況にあった。また、企業側においても、介助対応に伴う人的・時間的コストが業務効率の低下要因となっていた。

こうした背景を踏まえ、本事業では排泄動作時の着脱を容易にする衣類型支援機器「ワンダーインナー®」を導入し、就労現場における有効性および社会実装可能性の検証を行った。

本製品は、座位のままでも着脱が可能な開閉構造を有しており、従来の下着では困難であった排泄時の動作を簡便化することで、利用者の身体的負担および介助負担の軽減を図ることを意図したものである。

【2. 実証評価の実施内容】

本事業では、企業の就労現場を実証フィールドとし、身体障害のある就労者 212 名を対象に実証評価を実施した。うち 193 名から回答を得ており、回答率は 91%と高い水準であった。

評価は Web アンケート方式により実施され、使用状況、就労への影響、使用上の工夫や課題、継続使用意向等について情報を収集した。また、評価手法として RE-AIM フレームワーク（到達度・有効性・採用・実施・継続）を用いることで、実際の現場における有効性だけでなく、普及可能性や継続性といった観点からも多角的な検証を行った。

さらに、本事業では大学研究者、研究機関、企業等が連携した体制を構築し、学術的妥当性と実務性の両面を担保した評価が行われた点に特徴がある。

【3. 事業の成果】

(1) 排泄動作の効率化と就労への影響

本事業により、ワンダーインナー®の導入によって、排泄動作の効率化が一定程度確認された。特に、トイレ対応の迅速化やトイレに要する時間の短縮といった具体的な効果が報告されている。

就労への直接的な影響については、「明確な影響があった」と回答した者は限定的であったものの、排泄に伴う業務中断時間の短縮や心理的負担の軽減といった間接的効果が確認されており、就労環境の改善に寄与する可能性が示された。

対象者	212 名（回答 193 名／91%）
使用者	49 名（25.4%）
就労への明確な影響	1 名（2.1%）
継続使用意向	29.2%

【表 1 実証評価結果の概要】

（２）身体的・心理的効果

本製品の導入により、着脱の容易さに関する評価が多く寄せられ、特に上肢機能に制限のある者において操作性の向上が確認された。また、排泄動作を自ら行える可能性が広がることにより、介助への依存度の低減や心理的負担の軽減が見られた。

さらに、「紙おむつ以外の選択肢があることへの安心感」や「自尊心の維持」といった心理的側面での効果も確認されており、生活の質（QOL）の向上に寄与する可能性が示唆された。

（３）対象者の適合性の明確化

実証評価の結果、本製品の効果は対象者の身体状況に大きく依存することが明らかとなった。特に、「立位保持が困難であるが排泄コントロールが可能な者」において有効性が高いことが示された。

一方で、自立度の高い者や、既に紙おむつを使用している者においては必要性が低く評価される傾向があり、対象者の適切な設定が今後の普及に向けた重要な課題であることが確認された。

（４）製品改良に関する知見

本事業では、多数のモニターから具体的な改善要望が寄せられ、製品改良に向けた方向性が明確となった。

特に、ボタンや留め具の使いにくさ、サイズの適合性、生地耐久性等に関する指摘が多く、日常使用における実用性の向上が求められている。

また、使用方法の分かりにくさやデザイン性に関する意見もあり、機能性のみならず、利用者の心理的受容性を踏まえた設計の重要性が示された。

（５）雇用側への効果

企業側においては、排泄介助に係る負担の軽減や、トイレ対応時間の短縮による業務効率の向上が期待される結果となった。

また、排泄に関する課題が軽減されることで、就労者が安心して業務に集中できる環境の整備につながり、就労継続支援の観点からも有効性が示唆された。

【４．本事業から得られた示唆】

本事業の結果から、排泄動作の自立支援は、就労支援における重要な要素の一つであることが改めて確認された。

特に、身体機能に応じた適切な支援機器の提供により、業務中断の削減、心理的負担の軽減、職場環境の改善といった多面的な効果が期待できることが示された。

一方で、製品の有効性は対象者の特性に大きく依存するため、ターゲット層の明確化および個別ニーズに応じた設計の最適化が不可欠である。また、実用性や継続使用性を高めるためには、製品改良と併せて、使用方法の周知や現場への導入支援が重要である。

【5. 総括】

本事業は、排泄動作の自立支援という新たな観点から、障害のある就労者の就労環境改善および就労継続支援の可能性を検証したものである。

実証評価の結果、効果は限定的ではあるものの、特定の身体条件を有する者に対しては明確な有効性が確認され、就労支援機器としての可能性が示された。また、製品改良および対象者設定の重要性といった課題も明確化され、今後の社会実装に向けた具体的な方向性が得られた。

以上より、本事業は、排泄動作の自立支援を通じた就労支援の新たなモデルとして、今後の施策検討に資する知見を提供するものである。

③ダイハツ工業株式会社

(テーマ) 白杖歩行支援機器スマートウォークの実証評価

(分野) 視覚

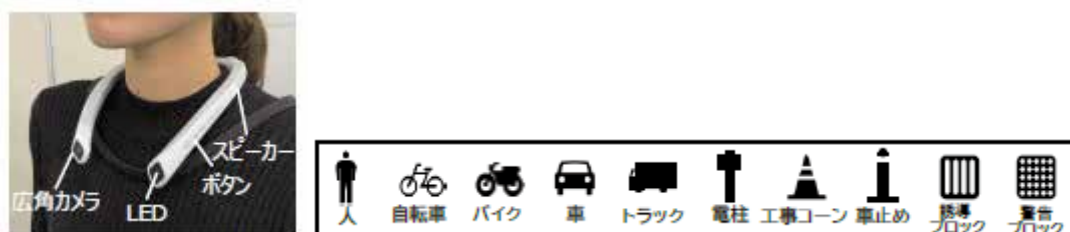
(実施結果の概要)

【1. 事業の概要】

本事業は、視覚障がい者の移動支援における課題に着目し、白杖歩行を補助する機器「スマートウォーク」を活用することで、通勤時の移動の安全性および安心感の向上、さらには就労の安定性への寄与を検証することを目的として実施された。

視覚障がい者の就労においては、業務そのものの遂行能力に加え、「安全に通勤できるか」が重要な判断要素となっており、通勤時の不安やリスクが就労機会の制約要因となっている。このため、移動支援の高度化は就労支援において重要な位置付けを持つ。

本事業で導入されたスマートウォークは、先端のカメラで進行方向の画像を取得し、AI による画像認識を通じて特定の対象物を検知し、その情報を音声で通知する機能を有するものである。これにより、白杖で接触する前に周囲の状況を把握することが可能となる。



【図1 スマートウォークの構成および検知対象】

【2. 実証評価の実施内容】

本事業では、株式会社 JR 西日本あいウィルの従業員のうち、日常的に白杖を使用して単独歩行を行う視覚障がい者 9 名を対象に実証評価を実施した。対象者には約 1 か月間機器を貸与し、主に通勤時において使用してもらうことで、実環境における効果を検証した。

評価にあたっては、事前に機器の使用方法や AI 認識の限界等について十分なレクチャーを行い、安全性を確保した上で実施された。また、評価期間中には複数回のヒアリングを実施し、使用状況、歩行時の感覚、心理的影響、今後への期待等について詳細な情報を収集した。

さらに、定量的評価として、日常動作に対する自信度を測定する ABC スケールを用いた前後比較を行うとともに、インタビュー内容については形態素分析を用いて認知や心理の変化を分析するなど、定量・定性の両面から検証を行った。



【図2 実証評価の実施状況】

【3. 事業の成果】

(1) 認知負担の軽減と歩行時の安心感の向上

本事業の結果、スマートウォークの活用により、白杖で接触する前に周囲の情報を把握できるようになり、歩行時の認知負担が軽減されることが示唆された。

インタビュー分析では、「安心」「楽」といった感情に関する語の出現が確認されており、従来必要とされていた「推測」や「警戒」といった高度な注意負荷が低減されている可能性が示された。

また、利用者は周囲環境を個別の障害物としてではなく、「どこで」「いつ」といった状況単位で把握する傾向が見られ、環境認知の質的変化が生じていることが確認された。



【図3 インタビュー分析結果（ワードクラウド）】

（２）移動時の行動変容および主体性の向上

スマートウォークの利用により、通勤時における周囲状況の把握精度が向上し、利用者がより主体的に行動できるようになる傾向が見られた。

特に、電柱や障害物の事前認知により進行方向の判断が容易となり、迷いの軽減や歩行の安定化につながっていることが示唆された。また、従来は慎重な判断を要していた場面にお

いても、よりスムーズな行動が可能となるなど、行動の自立性が高まる効果が確認された。

（３）定量評価における結果とその解釈

一方で、ABC スケールによる定量評価においては、事前平均値 70.9%から事後 69.9%と大きな変化は見られなかった。

この結果については、短期間の評価であることに加え、新たな情報を取得できるようになったことで、従来認識していなかったリスクに気づく「再認識（リキャリブレーション）」が生じ、一時的に自己評価が低下した可能性が指摘されている。

したがって、本結果は単純な効果の否定ではなく、環境認知の変化過程における一時的な現象として解釈することが適当である。

（４）製品改良に向けた課題

モニターからは、機器の有用性が評価される一方で、検知対象物の拡充や夜間における検知性能の向上といった改善要望が挙げられた。

また、操作性や使用時の挙動に関する課題も一部報告されており、実用化に向けては、利用環境の多様性に対応した機能向上およびユーザーインターフェースの改善が求められる。

（５）就労への影響

視覚障がい者の雇用においては、通勤の安定性が採用や定着の重要な判断要素となっている。本事業を通じて、歩行支援機器の導入が通勤時の安心感の向上に寄与する可能性が示されたことは、就労支援の観点からも重要な意義を有する。

特に、通勤に伴う不安が軽減されることで、就労者の心理的安定および業務への集中が促進され、結果として就労の継続性向上につながることを期待される。

【４．本事業から得られた示唆】

本事業の結果から、視覚障がい者の就労支援においては、移動支援の質の向上が極めて重要であることが改めて確認された。

特に、スマートウォークのように、周囲環境を事前に認知可能とする技術は、単なる安全確保にとどまらず、認知負担の軽減や行動の主体性向上といった効果を通じて、就労の安定化に寄与する可能性がある。

一方で、その効果は利用期間や習熟度に依存する側面もあることから、継続的な利用を前提とした評価および支援のあり方について検討する必要がある。

【５．総括】

本事業は、白杖歩行支援機器スマートウォークを用いた実証を通じて、視覚障がい者の通勤時における環境認知の変化および心理的負担の軽減効果を明らかにしたものである。

定量評価においては顕著な変化は見られなかったものの、定性評価においては認知負担の軽減や安心感の向上といった重要な効果が確認され、移動支援機器が就労支援に果たす役割の可能性が示された。

以上より、本事業は、視覚障がい者の移動支援を通じた就労支援の高度化に向けた有効な知見を提供するものであり、今後の技術開発および制度的支援の検討に資するものと位置付けられる。

④大成段ボール株式会社

(テーマ) 障害者が安心して仕事に集中できる「calm down 室」の設置

(分 野) 精神

(実施結果の概要)

【1. 事業の概要】

本事業は、障害のある就労者が業務中に不安やストレスを感じた際に、一時的に落ち着きを取り戻すための空間「calm down ROOM」を開発・導入し、就労継続および作業効率の向上に資する効果を検証することを目的として実施された。

近年、障害者雇用の現場においては、業務能力だけでなく、情緒の安定やストレスコントロールが就労継続の重要な要素となっている。特に、精神障害や知的障害を有する就労者においては、環境刺激や対人関係等により一時的に状態が不安定となる場面があり、これに対応する環境整備が求められている。

本事業では、既存のパーティション製品をベースに、周囲を囲い天板を設けた「ルーム型構造」とすることで、外部刺激を遮断し、落ち着いた状態を確保できる空間を実現した。さらに、軽量かつ低コストな紙素材（Re-board および段ボール）を活用することで、導入のしやすさと実用性を両立させている。



従来型（パーティション型）

新型「CALM DOWN ROOM」（ルーム型）

【図1 従来型と開発機器（CALM DOWN ROOM）の構造比較】

【2. 実証評価の実施内容】

本事業では、特例子会社の就労現場において、精神障害、身体障害、知的障害を有する19歳から52歳までの利用者約22名を対象に実証評価を実施した。評価期間は約90日間にわた

り、実際の就労環境において継続的に使用された。

評価方法としては、施設内に機器を設置し、利用前後の変化についてアンケートおよびヒアリングにより検証を行った。評価項目は、心的ストレスの変化、作業効率の変化、使用時の快適性、旧型製品との比較など多岐にわたり、利用者および施設管理者の双方から意見を収集した。

また、開発過程においては、利用者や支援者の意見を踏まえた試作と改良を繰り返し実施しており、実証と開発を一体的に進めた点に本事業の特徴がある。



【図2 試作・改良の様子および設置状況】

【3. 事業の成果】

（1）心的ストレスの軽減と集中環境の確保

実証評価の結果、多くの利用者において、機器の利用により心的ストレスの軽減が確認された。特に、周囲の音や人の気配が遮断されることで、落ち着いた状態を取り戻しやすくなる効果が報告されている。

また、短時間の利用（1～5分程度）が中心であるものの、その後の作業への集中度が向上する傾向が見られ、就労中のリセット空間として有効に機能していることが示された。

■ 主な評価結果

- ・「落ち着いた」評価が多数
- ・「集中できた」評価が多数
- ・継続使用意向が高い
- ・利用時間は1～5分が中心

（2）作業効率および職場環境への影響

施設管理者へのアンケート結果から、機器の導入により、利用者の作業集中度の向上が確認されたほか、不安定な状態からの復帰時間が5～10分程度短縮されたとの報告があった。

さらに、利用者への支援・指導に要する時間や頻度が減少し、管理者自身の業務効率向上

にも寄与していることが示された。また、利用者と職員のコミュニケーションの円滑化や、職場全体の雰囲気改善といった副次的効果も確認されている。

（３）製品としての完成度の向上

本事業では、試作と改良を繰り返すことで、コスト、強度、デザイン、機能性、耐久性の各側面において実用性の高い製品が完成した。

特に、紙素材を活用することで軽量化と低コスト化を実現しつつ、構造改良により十分な強度と安定性を確保した点は重要な成果である。また、組立・分解の容易さや持ち運びやすさといった運用面での利便性も向上している。



【図３ 完成機器の外観】

（４）対象者および利用シーンの適合性

本機器は、精神的な不安や過緊張状態が生じやすい就労者に対して特に有効であり、短時間で気持ちを落ち着けるための環境として適していることが確認された。

また、日常的に使用する「常設空間」としてだけでなく、必要時に利用する「一時的避難空間」としての活用も有効であり、柔軟な運用が可能である点が特徴である。

（５）導入・普及の可能性

本製品は、軽量・低コストであることから、企業や福祉施設において導入しやすく、広範な普及が期待される。

また、既存のパネル製品を拡張する形で導入できるため、既存ユーザーへの展開も容易であり、社会実装に向けた現実的なモデルとなり得る。

【４．本事業から得られた示唆】

本事業の結果から、就労支援においては、業務支援だけでなく、情緒の安定を支える環境整備が重要であることが確認された。

特に、短時間で心理状態をリセットできる空間の提供は、作業効率の向上や職場適応の促進に寄与することが示され、就労継続支援の新たな手法として有効であると考えられる。

また、利用者だけでなく、施設管理者の負担軽減や職場全体の環境改善にも効果が及ぶ点は、導入価値を高める重要な要素である。

【5. 総括】

本事業は、障害のある就労者が安心して業務に取り組むための環境整備として、「calm down ROOM」の有効性を実証したものである。

実証評価の結果、心的ストレスの軽減、作業効率の向上、職場環境の改善といった多面的な効果が確認され、就労支援機器としての高い実用性が示された。さらに、低コストかつ導入しやすい設計により、社会実装の可能性が高い点も評価できる。

以上より、本事業は、就労支援における「環境面からのアプローチ」の有効性を示すモデル事例として、今後の施策検討に資する重要な知見を提供するものである。

⑤株式会社聴覚研究所

(テーマ) 聴覚障害者が苦手とする「複数人での会議や打ち合わせ」で使用可能な、複数人の発言を名前付きで文字起こし可能な音声認識システムのモニター事業

(分野) 聴覚

(実施結果の概要)

【1. 事業の概要】

本事業は、聴覚障害者が特に困難を抱えやすい「複数人による会議や打ち合わせ」における情報取得の課題に着目し、複数人の発言を話者ごとに識別しながらリアルタイムで文字起こしする音声認識システム「TeamLog」を活用し、その有効性を検証することを目的として実施された。

聴覚障害者の就労においては、1対1の会話に比べて複数人が関与する場面では情報取得の難易度が大きく上昇する。特に、話者の切り替わりや同時発話、騒音環境などにより、会話の流れを把握することが困難となり、結果として会議への参加度や意思決定への関与に制約が生じることが課題となっている。

本事業で導入された「TeamLog」は、複数の指向性マイクを用いることで、最大9人までの発話を個別に認識し、「誰が何を話したか」を可視化する機能を有する。また、騒音環境下でも精度を維持できる設計となっており、従来の音声認識システムでは対応が難しかった就労現場での活用を可能とするものである。



【図1 TeamLogの製品イメージ】

【2. 実証評価の実施内容】

本事業では、京都市聴覚言語障害センターおよび株式会社若松社寺の2拠点において、聴覚障害者および支援者を対象に実証評価を実施した。評価期間は令和7年9月から令和8年1月までの約5か月間であり、実際の業務環境における会議や打ち合わせ等で継続的に使用された。

評価対象は、補聴器や人工内耳を使用する者、手話や筆談を併用する者など多様な聴覚特性を有する利用者で構成されており、実際の就労現場に近い条件での検証が行われた。

評価方法としては、機器未使用時、既存システム使用時、本システム単独使用時、支援者による修正機能併用時の比較を行い、会話理解度、認識精度、会議進行への影響等を多角的に検証した。また、利用者および支援者双方へのヒアリングを通じて、実用性および改善点の把握が行われた。



【図2 機器構成および表示方法】

【3. 事業の成果】

(1) 複数人会話における情報取得の向上

本事業により、従来困難とされていた複数人会話において、情報取得の大幅な向上が確認された。

利用者からは、「会話内容を見返すことができる安心感がある」「聞くことに集中する必要がなくなり、自分の意見を考える余裕が生まれた」といった意見が多く寄せられ、会議への主体的参加を促進する効果が示された。

また、話者ごとに発言が表示されることで、会話の流れの把握が容易となり、従来課題であった「誰が何を話しているか分からない」という状況の改善が確認された。

(2) 会議運営および業務効率への影響

実証評価の結果、本システムの導入により、会議の進行速度が向上することが確認された。

従来は、要約筆記や通訳を介することで進行に時間を要していたが、リアルタイムで文字起こしが表示されることで待ち時間が削減され、円滑な会議運営が可能となった。また、マイクを個別に使用する仕組みにより発話の順番待ちが不要となり、発言機会の均等化にも寄与している。

さらに、会話内容の確認のための中断が減少し、実証においては会議中の聞き返しや進行停止が発生しなかった事例も報告されており、業務効率の向上に資する結果となった。

(3) 音声支援との併用による相乗効果

本システムは文字情報の提供に加え、音声出力機能を活用することで、補聴器や人工内耳への直接音声伝達が可能であり、聴覚情報の質の向上にも寄与している。

これにより、利用者からは「従来よりも音質が良く聞き取りやすい」との評価が得られており、文字情報と音声情報の併用による多層的な支援の有効性が示された。

（４）支援者との連携による精度向上

実証評価では、PC 要約筆記者による修正機能を併用することで、ほぼ 100%に近い精度での情報保障が可能となることが確認された。

また、難聴者の発話については、支援者が代読する「リスピーク」を活用することで、音声認識の精度を補完し、双方向のコミュニケーションを成立させることができた。

このことから、本システムは単独での利用に加え、既存の支援手法と組み合わせることにより、より高い効果を発揮することが明らかとなった。

（５）技術的課題および運用上の留意点

一方で、インターネット環境への依存や機器設定の難しさなど、運用面における課題も確認された。

特に、通信環境が不安定な場合には認識速度の低下が見られるほか、マイクの設定や使用方法によって精度が左右される点が指摘されている。また、難聴者の発話に対する認識精度や、複数人による同時編集時の競合など、技術的な改善課題も明らかとなった。

これらについては、システムの改良や運用マニュアルの整備により対応が進められている。



【図３ 実際の使用シーン】

【４．本事業から得られた示唆】

本事業の結果から、聴覚障害者の就労支援においては、「リアルタイムかつ網羅的な情報可視化」が重要な要素であることが明らかとなった。

特に、複数人会話に対応可能な音声認識技術は、従来の支援手法では補完しきれなかった課題に対応し得るものであり、就労現場における情報保障の新たな手段として有効であると考えられる。

また、音声認識単体ではなく、支援者による補完や既存手法との組み合わせにより、より高精度かつ柔軟な支援が可能となる点も重要な知見である。

【5. 総括】

本事業は、複数人会話に対応した音声認識システム「TeamLog」を活用し、聴覚障害者の就労環境における情報保障の高度化を実証したものである。

実証評価の結果、会話理解度の向上、会議進行の円滑化、心理的安心感の向上といった多面的な効果が確認され、就労支援機器としての高い有効性が示された。

一方で、通信環境や運用面の課題も明らかとなったが、これらは技術改善や運用設計により対応可能な範囲であり、今後の社会実装に向けた具体的な課題として整理された。

以上より、本事業は、聴覚障害者の就労支援における情報保障の新たなモデルを提示するものであり、今後の普及および制度的検討に資する重要な知見を提供するものである。

⑥株式会社 Quixotiks

(テーマ)「生成 AI とスマートグラスを活用した障がい者の就労支援機器」の実証評価プロジェクト

(分野) 発達、精神

(実施結果の概要)

【1. 事業の概要】

本事業は、生成 AI とスマートグラスを活用し、障害のある者の日常生活の構造化および就労準備性の向上を支援するシステムの有効性を検証することを目的として実施された。

対象とする課題は、発達障害および精神障害を有する者において多く見られる、時間管理の困難、生活リズムの不安定、対人不安、自己効力感の低下等であり、これらは就労継続や職場適応に直接的な影響を及ぼす要因となっている。

本事業で開発・活用されたシステムは、スマートグラスを用いた音声対話およびスマートフォンによるテキスト対話を通じて、利用者に対し継続的な対話型支援を提供するものである。特に、24 時間いつでも利用可能な AI 対話により、従来の人的支援では対応が難しかった時間帯や場面においても支援を提供できる点に特徴がある。



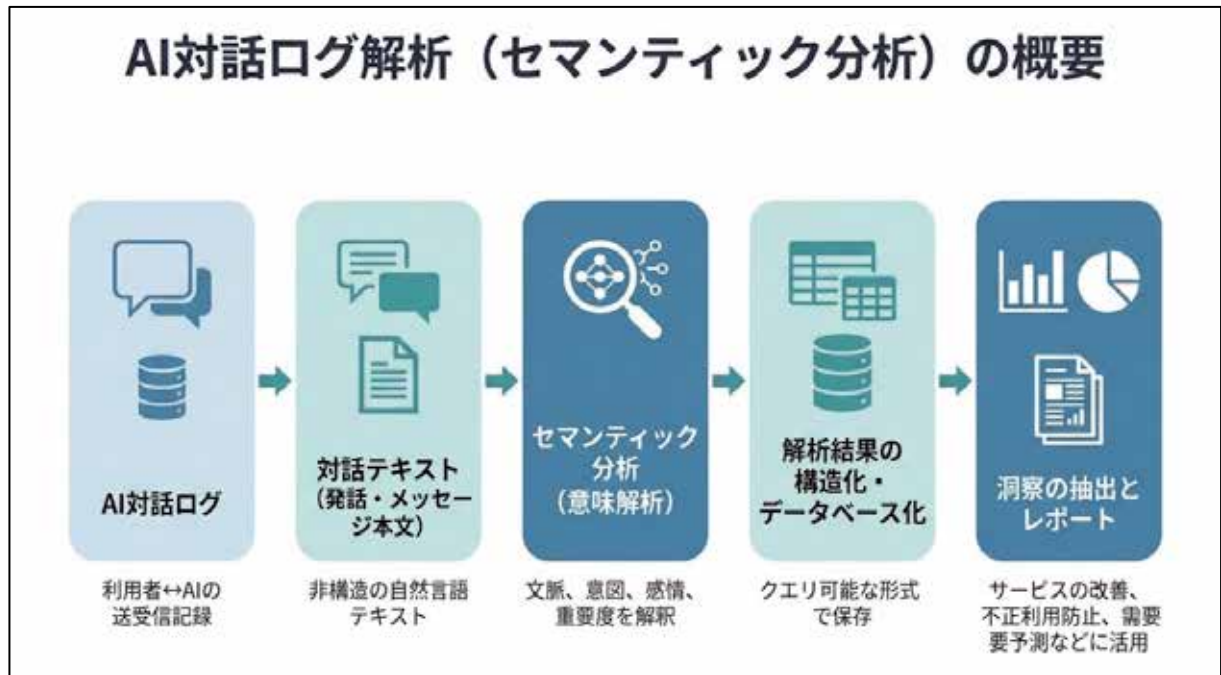
【図 1 支援機器の外観】

【2. 実証評価の実施内容】

本事業では、発達障害および精神障害を有する利用者 12 名を対象に、63 日間にわたる実証評価を実施した。評価は就労移行支援事業所および在宅環境において行われ、実際の生活および就労準備過程における利用状況を踏まえた検証が行われた。

対象者は、時間管理や対人関係、感情コントロール等に課題を有する者で構成されており、実際の就労において課題となる要素を包括的に検証できる設計となっている。

評価方法としては、AI との対話データの解析（セマンティック分析）、支援者による雇用適性評価、利用者本人の主観評価を組み合わせ、心理面・行動面・就労面の各側面から多角的な評価を実施した。



【図2 評価指標の構成】

【3. 事業の成果】

（1）心理的指標の有意な改善

AI 対話データの分析結果から、心理的指標において統計的に有意な改善が確認された。

特に、「心理的安全性（氷解度）」は 28.6%向上し、「自己効力感」は 20.1%向上するなど、利用者の内面的な状態における改善が明確に示された。また、「就労意欲（+53.6%）」や「自己理解（+30.3%）」についても大きな改善が観察されており、就労に向けた意識変容が進んだことが確認された。

これらの結果は、AI が「批判されない相談相手」として機能することで、自己開示や感情表現が促進されたことに起因すると考えられる。

（2）生活リズムおよび行動習慣の改善

本システムの利用により、生活リズムの安定化が確認された。

具体的には、起床時間のばらつきが全体平均で 33%減少し、通所日数が週平均で 0.6 日増加するなど、就労に必要な基礎的な生活習慣の改善が見られた。

また、AI との日常的な対話を通じて、行動習慣の定着やタスク管理能力の向上が確認されており、利用者自身による自己管理の促進に寄与している。

対象者	初期	後期	改善率
E 氏	2.3 時間	0.8 時間	↓ 65%
F 氏	1.9 時間	1.1 時間	↓ 42%
C 氏	1.7 時間	0.9 時間	↓ 47%
全体平均	1.8 時間	1.2 時間	↓ 33%

【表 1 起床時間の標準偏差（上位 3 名と全体平均）】

対象者	初期	後期	改善率
F 氏	2.0 時間/週	3.5 時間/週	+1.5 日
I 氏	2.5 時間/週	3.8 時間/週	+1.3 日
全体平均	2.8 時間/週	3.4 時間/週	+0.6 日

【表 2 通所日数の変化（上位 2 名と全体平均）】

（３）就労準備性および行動変容の促進

本事業では、利用者の就労に向けた具体的な行動変容が確認された。

利用者の 58%が「雇用移行の可能性あり」と評価されており、従来は受動的であった利用者が「自ら仕事を探す」「案件獲得に向けて行動する」といった能動的な行動へと移行する事例が報告されている。

また、AI との対話を通じて課題や不安を言語化する能力が向上し、「報告・連絡・相談」といった就労に不可欠なスキルの向上も確認された。

（４）支援体制への影響（支援効率の最適化）

支援者側への影響として、利用者の 50%において人的支援（声かけ等）が平均 38%削減される結果となった。

一方で、支援量が増加したケースも確認されたが、これは利用者が自発的に相談を行うようになったことによるものであり、支援の質的向上として評価される。

このことから、本システムは支援の代替ではなく、支援の高度化・効率化を実現するツールとして有効であると考えられる。

（５）デバイス特性と支援効果の差異

本事業では、スマートグラスによる音声対話とスマートフォンによるテキスト対話の双方を活用した検証が行われた。

その結果、音声対話は社会性の向上に寄与しやすく、テキスト対話は自己理解や就労意欲の向上に寄与する傾向が確認された。また、利用者の特性により適合するデバイスが異なることも明らかとなり、デバイス選択の柔軟性が重要であることが示された。

（６）課題および運用上の留意点

一方で、スマートグラスの発熱や長時間使用による身体負荷、端末との接続互換性といった技術的課題が確認された。また、利用者の特性によっては AI との対話が適合しないケースも見られ、支援機器としての適用範囲の見極めが重要であることが示された。

これらの課題については、デバイス選択の柔軟化や運用ルールの整備により対応が可能と考えられる。



【図3 実際の利用シーン】

【4. 本事業から得られた示唆】

本事業の結果から、生成 AI を活用した対話型支援は、障害者の就労支援において有効な手法であることが明らかとなった。

特に、24 時間利用可能な支援環境は、従来の人的支援では補完が困難であった時間帯の課題に対応し、生活習慣の改善や心理的安定に寄与することが確認された。また、音声対話とテキスト対話を組み合わせたハイブリッド型支援により、利用者の特性に応じた柔軟な支援が可能となる点は、今後の支援モデルとして重要な示唆である。

【5. 総括】

本事業は、生成 AI とウェアラブルデバイスを組み合わせた新たな就労支援手法の有効性を実証したものである。

実証評価の結果、心理的指標の改善、生活習慣の安定化、就労準備性の向上、支援効率の改善といった多面的な効果が確認され、就労支援機器としての高い有用性が示された。また、デバイス特性に応じた支援の最適化や、人的支援との連携により、より高度な支援モデルの構築が可能であることが示唆された。

以上より、本事業は、AI を活用した就労支援の実用化に向けた重要な知見を提供するものであり、今後の制度設計および普及に資するものと評価できる。

⑦WHILL株式会社

(テーマ) 倉庫環境におけるモビリティ支援機器導入の効果に関する評価

(分野) 身体

(実施結果の概要)

【1. 事業の概要】

本事業は、倉庫環境における移動および作業負担に着目し、電動モビリティ支援機器の導入により、身体障害のある者の就業可能性の拡大および作業時の身体的負担の軽減を図ることを目的として実施された。

倉庫内のピッキング作業や巡回作業は、長距離の移動、反復的な立位保持、重量物の取り扱い等を伴うため、歩行や下肢機能に制約のある者にとっては従事が困難であることが多い。他方で、物流現場においては慢性的な人材確保が課題となっており、多様な人材が安全に働くことのできる環境整備の必要性が高まっている。

本事業では、電動車いす「WHILL Model C2」を活用し、実際の倉庫環境および模擬倉庫環境の双方において、その有効性を検証した。評価は、既に当該機器を用いて就労している者への調査に加え、歩行困難者や車椅子利用者を対象とした模擬作業実験、さらに健常者を対象とした身体負担比較実験を組み合わせて行われており、就業可能性、作業可能性、身体負担軽減の三つの観点から多面的な評価が実施された。



【図1 支援機器の外観】

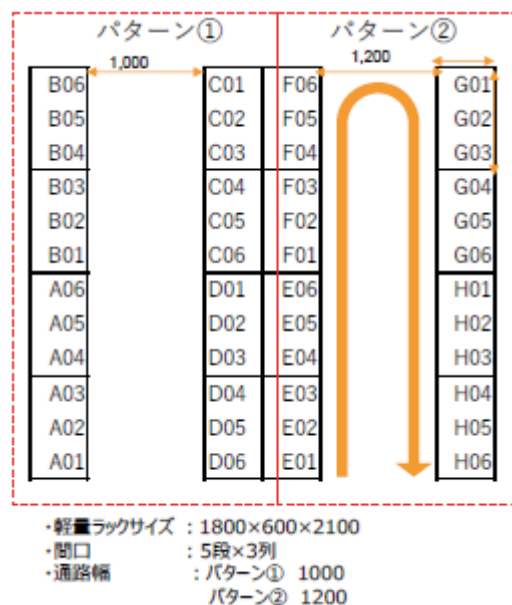
【2. 実証評価の実施内容】

本事業では、日本通運株式会社の倉庫を実施フィールドとして、健常者群、歩行困難者群、車椅子ユーザー群、既に倉庫内で就労している車椅子ユーザー群の4群を対象に評価を実施した。対象者は計9名であり、身体障害の種類や移動能力の違いを踏まえて層別化した上で評価が行われた。

評価方法としては、既就労者に対するインタビューおよびQOL評価、模擬ピッキング作

業による作業可能性評価、倉庫内巡回作業による身体負担評価が実施された。作業時には、主観的運動強度や主観的疲労度に加え、心拍数や RRI 等の生体指標も取得し、定量・定性の両面から効果を把握している。

また、模擬倉庫環境は実際の作業環境を参考に構築され、通路幅や棚配置等の条件を明示的に設定した上で評価が行われており、単なる機器評価にとどまらず、導入環境の要件整理までを含む実証となっている。



【図2 模擬倉庫環境の概要】

【3. 事業の成果】

（1）就業可能性の拡大

本事業の結果、電動モビリティを活用することで、従来は倉庫内作業への従事が困難であった身体障害者においても、就業が可能となることが確認された。

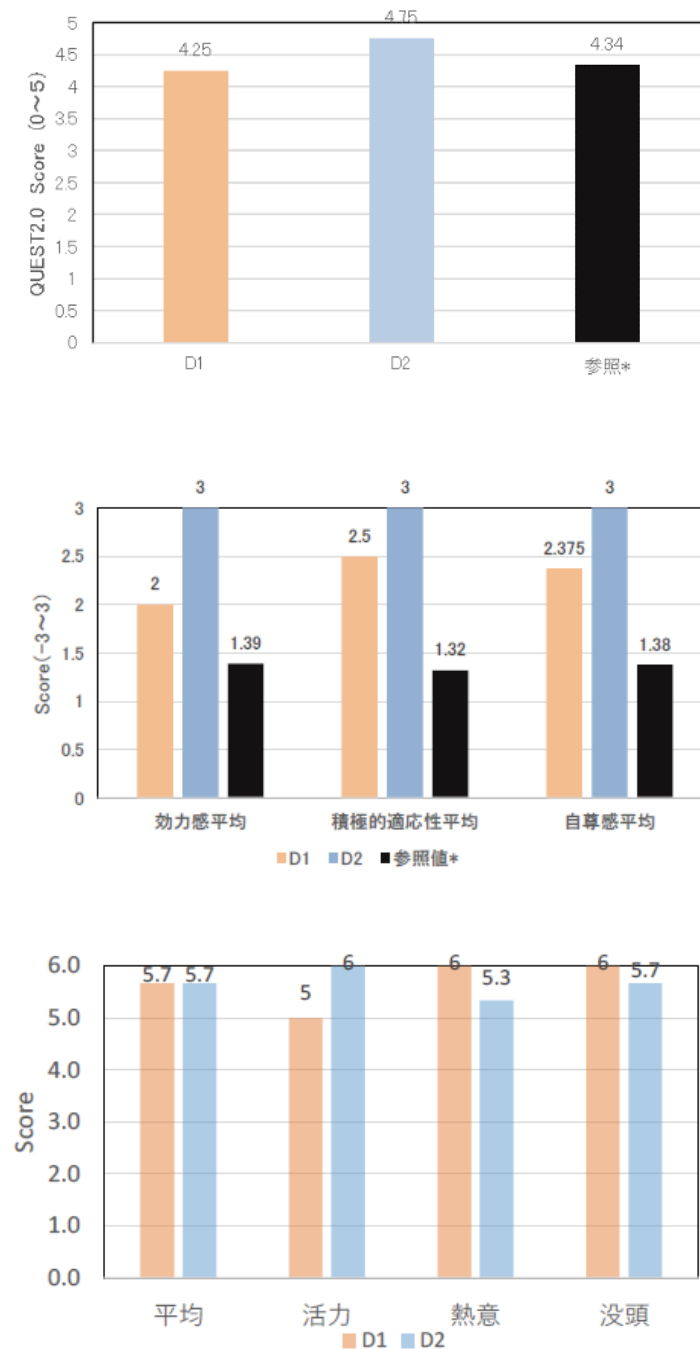
特に、既に WHILL を活用して就労している者については、検品やピッキング作業を継続的に実施しており、電動モビリティの導入が現実の就業機会の創出に結びついている実態が確認された。また、模擬作業実験においても、歩行困難者が高い成功率でピッキング作業を遂行しており、環境条件を整えることにより就業可能性が広がることが示された。

（２）QOL および就労意欲への効果

既就労者への評価では、機器に対する満足度が高く、生活の質や就労への意欲にも良好な影響が認められた。

利用者からは、身体的には疲労の軽減や長時間作業のしやすさ、心理的には作業のしやすさや安心感の向上といった変化が報告されており、機器導入の効果が作業面にとどまらず生活全体に波及していることが示唆された。

また、就労に対する活力や熱意を示す指標においても高い水準が示されており、電動モビリティの活用が就労継続を支える要素となっている。



【図３ QOL 評価および就労関連指標：QUEST2.0、PIADS、UWES 結果】

(3) 倉庫作業の実施可能性

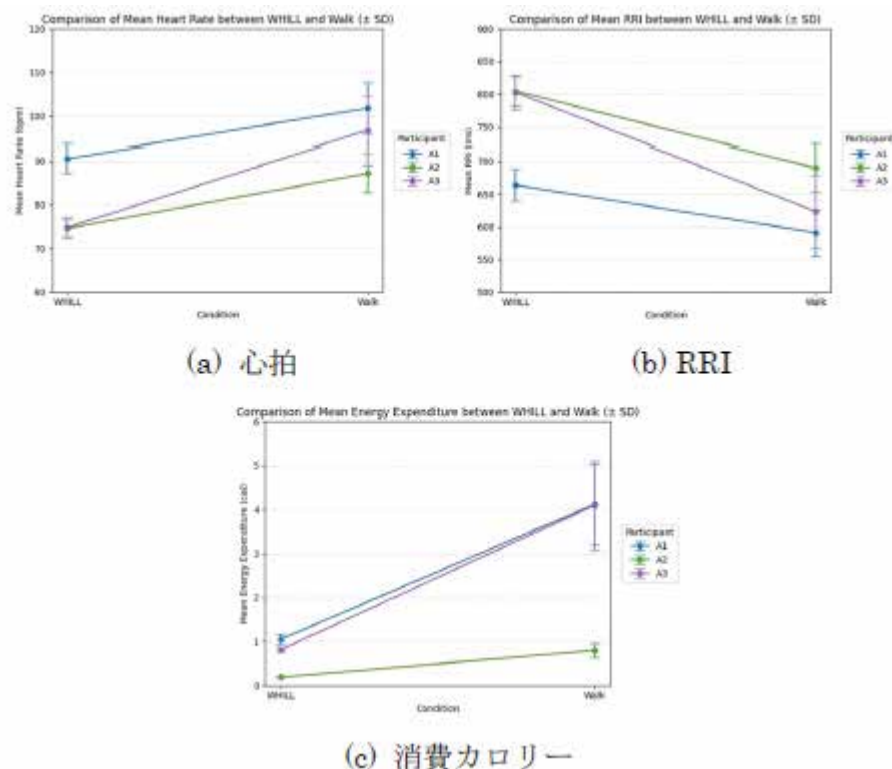
模擬ピッキング作業の結果から、電動モビリティの利用により、歩行困難者や車椅子利用者においても倉庫作業の遂行が可能となることが示された。

一部の対象者ではピッキング成功率 100%を達成しており、棚配置等の条件を適切に設定することで高い作業精度が確保できることが確認された。一方で、最上段および最下段へのアクセスにおいては身体負担の大きい姿勢が必要となる場面があり、作業設計の工夫が必要であることが明らかとなった。

(4) 身体的負担の軽減

健常者を対象とした比較実験では、徒歩による巡回作業と比較して、電動モビリティ利用時には心拍数の低下や RRI の増加が確認され、身体的負担の軽減が客観的に示された。

また、主観評価においても、徒歩時に比べて大幅に負担が軽減される結果となっており、身体障害のある者においても継続的な作業を可能とする支援手段として有効であることが確認された。



【図4 身体的負担の比較結果：心拍数・RRI・消費カロリー比較】

(5) 導入環境および機器要件の明確化

本事業では、倉庫環境における導入要件が具体的に整理された点も重要な成果である。

通路幅の確保や一方通行の設定、棚配置の最適化、床面配線の排除等の環境条件に加え、座面昇降機能や荷物搭載機能、後方確認支援等の機器機能が求められることが明らかとなった。

これにより、機器導入と環境整備を一体的に進める必要性が示された。

（６）安全性および留意点

実証の結果、基本的な操作は可能であった一方、電動モビリティ酔いにより利用が困難となるケースや、狭小空間での接触リスクなどが確認された。

また、棚の上下段へのアクセス時には無理な姿勢が生じる可能性があるため、安全な運用のためには操作訓練および作業設計の工夫が必要である。

【４．本事業から得られた示唆】

本事業の結果から、電動モビリティ支援機器の導入により、従来は従事が困難とされていた倉庫作業においても、身体障害者の就業可能性を拡張できることが明らかとなった。

また、移動負担の軽減は作業継続性の向上に加え、心理的安定や就労意欲の向上にも寄与することが示されており、就労支援における重要な要素であることが確認された。

さらに、機器単体ではなく、作業環境および運用ルールを含めた包括的な設計が必要であることが示唆された。

【５．総括】

本事業は、電動モビリティ支援機器を倉庫環境に導入した際の効果を多面的に検証したものである。

その結果、身体障害者の新たな就業機会の創出、作業負担の軽減、就労継続の支援といった効果が確認されるとともに、導入に必要な環境条件および機器要件が具体的に整理された。

以上より、本事業は、身体障害者の職域拡大と就労環境整備に向けた実践的なモデルを提示するものであり、今後の普及および制度的検討に資する重要な知見を提供するものと評価できる。

⑧株式会社東京信友

(テーマ) 腕時計型及び携帯型ワイヤレス装置を活用した聴覚・知的障害者の就労支援の
拡大推進

(分野) 知的、聴覚

(実施結果の概要)

【1. 事業の概要】

本事業は、腕時計型および携帯型のワイヤレス通信機器を活用し、聴覚障害者および知的障害者に対する就労支援の高度化および職場定着の促進を図ることを目的として実施された。

対象となる課題は、作業指示や連絡の伝達に時間を要すること、口頭指示の理解にばらつきがあること、また過集中や対人不安等により作業の切り替えや意思表示が困難であることなどである。これらは、作業効率の低下や支援者側の負担増加、さらには本人のストレス増大につながる要因となっている。

本事業では、双方向通信機能を有する腕時計型デバイス「シルウオッチ」を中心としたシステムを導入し、振動および文字メッセージによる指示伝達を行うことで、従来の音声中心のコミュニケーションからの転換を図った。これにより、個別かつ即時的な情報伝達を可能とし、作業環境におけるコミュニケーションの質の向上を目指した。



【図1 支援機器の構成】

【2. 実証評価の実施内容】

本事業では、製造業の現場において、知的障害や発達障害、精神障害等を有する利用者5名およびジョブコーチ2名を対象として実証評価を実施した。

対象者には、ASDやADHD、うつ病、社交不安障害、軽度知的障害など多様な特性を有する者が含まれており、作業の切り替え困難、過集中、対人不安、マルチタスク困難など、就労上の典型的な課題を有する構成となっている。

評価は、従来の声かけ中心の運用から、シルウオッチによる振動および文字メッセージによる指示伝達へと移行し、その前後比較により実施された。具体的には、作業切替時間、反応時間、ストレスの変化、意思表示のしやすさ等の観点から、行動変容および支援効果の検証が行われた。

また、個別メッセージ送信および利用者側からのボタン操作による双方向通信を組み合

わせることで、従来困難であった双方向的なコミュニケーションの実現可能性についても検証された。

【3. 事業の成果】

（１）指示伝達の迅速化および業務効率の向上

本事業により、作業指示に対する反応時間の大幅な短縮が確認された。

従来は声かけに対する反応に数秒から十数秒を要していたが、シルウオッチ導入後は数秒以内に反応が得られるようになり、特に過集中状態にある利用者において顕著な改善が見られた。また、指示から実行までの時間および作業の徹底度についても向上が確認されている。

さらに、広い作業現場においても一斉に指示を伝達できることから、支援者が個別に声かけを行う必要が減少し、業務全体の効率化につながった。

（２）過集中への対応および作業切替の円滑化

振動による直接的な刺激と文字メッセージの組み合わせにより、過集中状態からの離脱が容易となり、作業の切り替えが円滑に行われるようになった。

従来は声かけにより強い驚きや混乱を伴うことがあったが、本システムでは利用者自身が納得して作業を中断し、次の行動に移行することが可能となっている。この結果、作業リズムの安定化および疲労軽減にもつながっている。

（３）心理的負担の軽減と行動の自立化

本事業では、心理面における変化も顕著に確認された。

利用者は、振動とメッセージにより「いつでも指示を受け取れる」という安心感を得ることで、周囲の状況に過度に気を配る必要がなくなり、ストレスの軽減が見られた。また、トイレや休憩などの意思表示をボタン操作のみで行えるようになったことにより、自発的な行動が促進されている。

さらに、コミュニケーションの円滑化に伴い、休憩時の会話や対人関係にも改善が見られ、就労環境への適応が進んだことが示唆された。

（４）支援者側の負担軽減

支援者にとっても、指示伝達の効率化および心理的負担の軽減が確認された。

従来は、声かけのタイミングや方法に配慮する必要があり、複数回の呼びかけや個別対応が必要であったが、本システムの導入により、ボタン操作による簡便な指示伝達が可能となった。これにより、支援者の作業負担が軽減されるとともに、支援の質の安定化が図られた。

（５）コミュニケーションの質的变化

本システムの導入により、単なる指示伝達の効率化にとどまらず、コミュニケーションの質的变化が確認された。

文字メッセージを見返すことができることにより、指示の理解度が向上し、聞き漏らしや誤解が減少した。また、情報が簡潔かつ具体的に提示されることで、認知特性に配慮した支援が実現されている。

これにより、利用者の自己肯定感や役割意識の向上が見られ、「自分は役に立っている」という認識の醸成にもつながっている。

（６）課題および改善点

一方で、運用面および機能面に関する課題も確認された。

具体的には、メッセージ内容の拡充や個別表示機能、操作性の向上、視覚的な分かりやすさの改善等が求められている。また、防水性能や機器の耐久性、システム安定性など、現場利用を前提とした改良の必要性も指摘された。

これらの課題については、利用者の特性に応じたカスタマイズや機能追加により対応が可能であり、今後の改良により更なる有効性の向上が期待される。

【４．本事業から得られた示唆】

本事業の結果から、振動および文字による「身体に直接届く情報伝達」は、知的障害者の就労支援において有効な手法であることが明らかとなった。

特に、情報の簡素化と即時性を両立したコミュニケーションは、認知特性への適合性が高く、作業効率の向上と心理的安定の双方に寄与することが示された。

また、双方向通信機能により、支援者と利用者の関係性がより対等かつ円滑なものとなり、従来の一方向的な支援からの転換が可能であることが示唆された。

【５．総括】

本事業は、腕時計型ワイヤレス装置を活用した新たなコミュニケーション手法により、知的障害者および聴覚障害者の就労支援の可能性を拡張したものである。

その結果、指示伝達の迅速化、作業切替の円滑化、心理的負担の軽減、支援者負担の軽減といった多面的な効果が確認され、就労支援機器としての有効性が明確に示された。

また、本機器は単なる連絡手段にとどまらず、認知特性を補完する支援ツールとして機能する可能性を有しており、今後の普及および他分野への展開に向けた重要な知見を提供するものと評価できる。

⑨ラックヘルスケア株式会社

（テーマ）身体感覚に作用する支援機器の活用による知的・精神障害者の就労支援体制の構築

（分野）知的、精神

（実施結果の概要）

【1. 事業の概要】

本事業は、身体感覚に作用する感覚統合支援機器を活用し、知的障害者および精神障害者の就労場面における休憩支援および作業遂行支援の高度化を図ることを目的として実施された。

対象となる課題として、発達障害や精神障害を有する者は、自身の疲労やストレスに気づきにくく、セルフモニタリングやセルフケアが困難である点が挙げられる。また、休憩の取り方やタイミングの判断が難しく、結果として疲労の蓄積や業務効率の低下、さらには欠勤・離職につながる可能性が指摘されている。

本事業では、プラスチックボールの重さや触覚刺激を利用した感覚統合支援機器を導入し、前庭覚・固有受容覚・触覚といった身体感覚への適切な刺激を通じて、落ち着きや集中力の向上を図る支援手法の検証を行った。これにより、就労環境における「適切な休憩」の質の向上と、業務パフォーマンスの改善を目指した。



【図1 感覚統合支援機器の例】

【2. 実証評価の実施内容】

本事業では、精神障害者2名および支援者2名を対象としたケーススタディ形式の実証評価を実施した。

評価にあたっては、支援者への機器講習および利用者による試用を経て、個々の特性に応じた機器および使用場面を選定した後、3～4週間の介入評価を実施した。評価は、質問

紙および半構造化インタビューにより行われ、疲労感、業務遂行状況、心理状態、機器の使い勝手等について多面的に検証された。

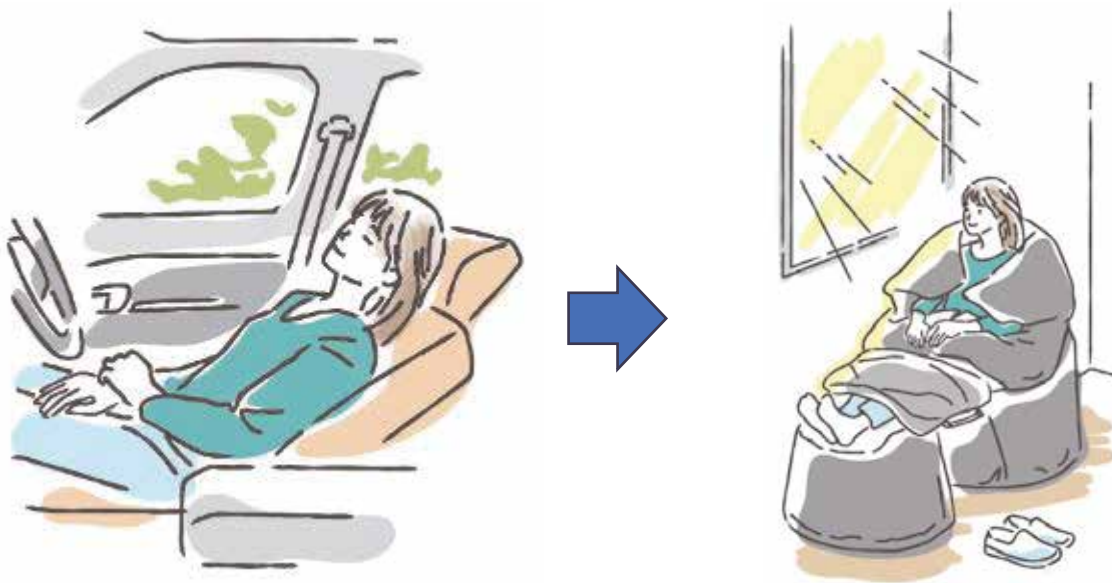
また、評価指標として、多次元疲労インベントリ（MFI-20）や作業遂行能力評価（AMPS）、自己認識評価（AAD）の観点を用い、身体的・心理的变化および行動変容の把握が行われた。

【3. 事業の成果】

（1）休憩の質の向上および疲労感の軽減

感覚統合支援機器の導入により、休憩の質の向上と疲労感の軽減が確認された。

ケース1では、昼休憩時にソファおよびひざ掛けを活用することで、仮眠の質が改善し、午後の業務への集中力が向上した。また、MFI-20の評価においても、一般的疲労感や精神的疲労感、動機づけの低下等に改善傾向が認められた。



【図2 介入前後の昼休憩の様子】

（2）作業遂行の安定化および業務効率の向上

機器の活用により、作業中の落ち着きが向上し、業務遂行の質の改善が確認された。

利用者は、ひざ掛けやクッションを使用することで余計な身体動作が減少し、作業に集中しやすくなったと報告している。また、作業速度や正確性の安定、課題の完遂能力の向上など、複数の観点でポジティブな変化が見られた。

（3）気持ちの切り替え支援および情緒安定

身体への感覚刺激を活用することで、情緒の安定および気持ちの切り替えが促進された。

特にケース2では、不安や緊張が高まった際にベストやひざ掛けを用いることで、防御姿勢をとりながら気持ちを落ち着かせ、次の業務へ移行することが可能となった。このように、感覚統合支援機器は「気持ちを整えるための手段」として機能することが示された。

（4）効果発現における環境要因の重要性

一方で、支援機器の効果は設置環境に大きく依存することが明らかとなった。

静かで安心できる環境に機器を設置したケースでは十分な休息効果が得られたのに対し、

人の出入りが多い環境では緊張が持続し、効果が限定的となる傾向が見られた。このことから、機器単体の導入だけでなく、利用環境の整備および周囲の理解が不可欠であることが示唆された。

（５）個人差および効果のばらつき

効果には個人差が認められ、すべての指標において一貫した改善が見られるわけではなかった。

例えば、ケース２では身体的疲労感の改善が見られた一方で、精神的疲労感や動機づけに関する指標は増加傾向を示した。このことから、利用者の特性や心理状態に応じた個別的な活用方法の検討が必要であることが明らかとなった。

（６）課題および改善点

本事業はケーススタディとして実施されたため、対象者数が少なく、長期的効果の検証には限界がある。

また、機器の効果を最大化するためには、設置環境の最適化や利用ルールの整備、支援者および周囲の理解促進が必要であることが示された。今後は対象者の拡大や長期的評価、環境整備を含めた包括的な検証が求められる。

【４．本事業から得られた示唆】

本事業の結果から、身体感覚に働きかける支援は、知的障害者および精神障害者の就労支援において有効なアプローチであることが示された。

特に、休憩の質を高めることが業務パフォーマンスや情緒安定に直結することが確認され、「適切な休憩支援」が就労継続において重要な要素であることが明らかとなった。

また、感覚統合支援機器は単なる補助具ではなく、行動調整や情緒制御を支援するツールとして機能し得ることが示唆された。

【５．総括】

本事業は、感覚統合支援機器を活用した新たな就労支援手法の有効性を示したものである。その結果、休憩の質の向上、疲労軽減、業務遂行の安定化、情緒の安定といった多面的な効果が確認され、就労支援における新たなアプローチとしての可能性が示された。

一方で、効果は利用環境や個人特性に依存するため、機器導入と併せた環境整備および個別最適化が重要である。今後は、対象者の拡大と長期的な検証を通じて、より実用的かつ汎用性の高い支援モデルの確立が期待される。

⑩有限会社光井鉄工所

(テーマ) 装具継手支援による障害者の職業的自立に向けた介入プロジェクト

(分野) 身体

(実施結果の概要)

【1. 事業の概要】

本事業は、下肢機能障害を有する障害者の就労継続および職業的自立を支援することを目的として、膝関節の可動域を調整可能な遊動継手を組み込んだ長下肢装具の有用性を検証するものである。

脳卒中や先天性小児麻痺などによる下肢機能障害を有する者にとって、立位保持や歩行の安定性の確保は就労継続の重要な要素である。一方で、従来の装具では膝関節の固定性や可動性の調整が限定的であり、利用者の身体機能や業務内容に応じた最適なバランスを確保することが困難であった。

本事業では、膝関節の可動域を段階的に調整できる遊動継手を導入することで、安定性と可動性の両立を図り、就労場面における安全性向上と業務遂行能力の向上を目指した。

【2. 実証評価の実施内容】

本事業では、先天性小児麻痺による下肢障害を有する義肢装具士（32歳男性）1名を対象に、実際の就労環境（病院内業務）において装具の効果検証を実施した。

評価は約60日間にわたり実施され、以下の手法により多面的な評価が行われた。

- ・ 荷重計測
- ・ 筋電計測
- ・ 関節可動域測定（膝関節屈曲角度）
- ・ 本人および職場へのアンケート調査

これにより、身体機能、作業遂行、心理面、職場への影響といった複数の観点から総合的な効果検証が行われた。

【3. 事業の成果】

（1）身体機能の改善および安全性の向上

装具の使用により、立位保持および歩行の安定性が向上し、移動能力の改善が確認された。荷重計測では荷重量の増加と安定化が認められ、筋電計測では筋活動効率の向上が示唆された。また、膝関節可動域の安定化により、歩行や反復動作の再現性が向上した。

さらに、転倒への不安や膝折れに対する不安定感が軽減され、就労中の身体的リスクの低減が確認された。

（2）作業遂行能力および業務品質の向上

装具の使用により、業務の安定的な遂行が可能となり、作業品質の向上が確認された。

作業スピード自体には大きな変化はなかったものの、動作の安定性向上によりミスややり直しが減少し、業務の確実性・再現性が向上した。これは、装具が身体補助だけでなく、作業品質の向上に間接的に寄与していることを示している。

（3）心理的効果および就労継続意欲の向上

装具の導入により、心理的側面においても顕著な効果が確認された。

利用者は、装具装着により「安心して業務に集中できる」「仕事を継続できるという自信が持てた」といった変化を示し、自己効力感および就労意欲の向上が確認された。

また、通勤や出勤に対する意欲の向上も見られ、就労継続を支える心理的基盤の強化に寄与した。

（４）職場環境への波及効果

装具の導入は、利用者個人にとどまらず、職場環境にもポジティブな影響をもたらした。

職場側では、安全面のリスク低減や業務段取りの改善、業務達成度の向上が実感されており、装具の活用が職場全体の業務安定性向上に寄与する可能性が示された。

また、装具による安定性向上により、職場側の安全配慮負担の軽減や雇用継続への安心感の向上も確認された。

（５）就労継続および復職支援への効果

装具の活用により、長時間の立位作業や移動を伴う業務への適応が可能となり、就労継続および就労復帰に直接的な効果が確認された。

歩行時の疲労軽減や移動の円滑化により、勤務時間を通じた作業持続性が向上し、就労定着に資する実践的な支援手段としての有効性が示された。

（６）課題および改善点

一方で、装具の角度調整操作のしにくさが課題として挙げられた。

機能的有用性は高いものの、ユーザビリティの向上（操作性・調整性の改善）が今後の製品改良における重要なポイントであることが明らかとなった。

また、本事業は単一事例での検証であるため、今後は複数事例による検証を通じて、より汎用的な有効性の確認が必要である。

【４．本事業から得られた示唆】

本事業の結果から、身体機能を補助する装具は、単なる移動支援にとどまらず、就労支援における重要な基盤となり得ることが示された。

特に、身体機能の安定化による動作の再現性向上、作業品質の向上、さらに安心して業務に取り組むことができる心理的安全性の確保といった複合的な効果が相互に作用し、就労継続を支える重要な要素となっていることが明らかとなった。

また、本事業を通じて、「安全に動けること」に加えて「安心して働ける状態」を整えることが、障害者の職業的自立を実現する上で極めて重要であることが示唆された。

【５．総括】

本事業は、遊動継手を活用した長下肢装具が、下肢機能障害を有する就労者に対し、身体的・心理的・職場環境的な多面的効果をもたらすことを示した。

その結果、就労継続および業務遂行の安定化に寄与する実用的な支援手段としての有効性が確認された。

今後は、操作性の改善および対象者の拡大による検証を進めることで、より汎用性の高い就労支援機器としての確立が期待される。

⑪ダブル技研株式会社

(テーマ) 食事介助ロボットによる就労現場での食事に対する影響評価

(分野) 身体

(実施結果の概要)

【1. 事業の概要】

本事業は、上肢機能に制約のある障害者が就労中に自立して食事を行うことを可能とするため、食事介助ロボットを活用した支援手法の有効性を検証することを目的として実施された。

就労に必要な能力を有しているにもかかわらず、食事時に介助が必要であることを理由として就労機会や就労環境に制約を受けるケースが存在する。特に在宅勤務や柔軟な就労形態の普及に伴い、就労中に介助者が常時同席できない状況が増えており、食事介助の有無が就労継続に影響を及ぼす要因となっている。

本事業では、食事介助ロボット「Obi (オビー)」を用い、利用者自身が食品を選択し、自らの意思およびペースで食事を行うことを可能とする環境を構築することで、就労場面における自立性の向上および生活の質の改善を図った。

【2. 実証評価の実施内容】

本事業では、在宅就労中の肢体不自由者1名を対象として実証評価を実施した。評価期間中には自宅訪問およびオンラインを組み合わせた計10回のモニタリングが行われ、食事介助ロボットの利用回数は計12回であった。

評価は、利用者、企業、介助者へのインタビューおよび質問紙調査を中心に、機器活用前後の変化や利用中の気づき、さらに促進要因および阻害要因の分析を含めて実施された。

利用場面は、在宅就労中の昼食時を中心に、複数人での外食、帰省時の家族同席での食事、オンライン会議中など多岐にわたり、就労および生活の双方の文脈において機器の有効性が検証された。

【3. 事業の成果】

(1) 食事における自立性の向上と心理的効果

食事介助ロボットの導入により、利用者が自ら食品を選択し、自身の意思およびペースで食事を進めることが可能となった。

これにより、食事介助に伴う心理的負担が軽減されるとともに、主体的に行動できるという感覚が得られ、心理的満足感の向上が確認された。また、当初は利用に消極的であった利用者においても、継続利用により受容性が高まり、利用に対する前向きな評価への変化が見られた。

(2) 就労継続の支援および業務への円滑な移行

本機器は、就労中の食事場面において、就労継続を支える手段として有効であることが確認された。

特に、在宅就労中の昼休みやオンライン会議中など、介助者の同席が困難な場面においても、代替的な食事手段として機能し、食後の業務への円滑な移行を可能とする効果が認められた。

められた。これにより、食事介助に起因する業務中断や効率低下のリスクの軽減につながる可能性が示された。

（３）介助者負担の軽減および運用の効率化

食事介助ロボットの導入により、直接的な食事介助が不要となる場面が増え、介助者の負担軽減が確認された。

また、利用の継続に伴い、機器の準備時間は当初約 20 分を要していたものが、終盤には 5～10 分程度まで短縮され、操作習熟による運用効率の向上が見られた。これにより、介助者および利用者双方において、機器の扱いに対する心理的負担の軽減も確認された。

（４）コミュニケーション機会の創出

本機器の活用により、食事を介した新たなコミュニケーションの創出が確認された。

複数人での外食場面においては、機器の操作状況を共有しながら自然な声かけや関心の共有が生まれ、食事を通じた交流の活性化が見られた。このことは、就労環境における対人関係の形成や社会参加の促進にも寄与する可能性を示している。

（５）運用上の課題および環境依存性

一方で、就労場面における活用にあたっては、運用上の課題も確認された。

特に、昼休み時間内での利用においては、準備・調整・食事に要する時間が制約となる場面があり、就労時間との調整が必要であることが明らかとなった。また、機器設置スペースの確保や持ち運びの負担、食材の形状による操作性の影響など、環境条件に依存する要素も確認された。

さらに、食品の扱いや操作に伴う心理的負担（食品の落下に対する不安等）も見られ、安心して利用できる運用設計の重要性が示唆された。

（６）機器改良および運用改善の方向性

本事業を通じて、機器および運用に関する具体的な改善点が明らかとなった。

スプーン形状の改良や、持ち運びやすさを考慮した容器の工夫、姿勢変化への対応など、実使用環境に即した改良の必要性が指摘された。また、機器導入にあたっては、利用者および支援者への操作説明や情報共有を十分に行うことが重要である。

【４．本事業から得られた示唆】

本事業の結果から、食事介助ロボットは、就労場面における「食事」という日常行為を自立化することで、就労継続を支える重要な支援手段となり得ることが示された。

特に、自らの意思で食事を行うことが可能となることで、心理的負担の軽減と主体性の向上が同時に実現され、これが就労意欲や業務への集中に好影響を及ぼすことが明らかとなった。

また、介助者が同席できない場面においても機器が代替的な支援機能を果たすことで、在宅勤務を含む多様な就労形態に対応可能な支援モデルとしての有効性が示唆された。

一方で、機器の導入効果を十分に発揮するためには、就労時間との調整や設置環境の整備、運用ルールの確立など、就労環境全体を含めた支援体制の構築が不可欠である。

【5. 総括】

本事業は、食事介助ロボットを活用した就労支援の実用性を、実際の就労環境において検証したものである。

その結果、食事の自立化による心理的効果、就労継続支援、介助者負担の軽減、コミュニケーションの活性化といった多面的な効果が確認され、就労支援機器としての有効性が示された。

また、在宅就労や柔軟な働き方が広がる中で、食事支援という新たな視点から就労支援を捉える重要性が明らかとなった。

以上より、本事業は、就労場面における支援機器活用の新たな可能性を示すものであり、今後の普及および支援体制の整備に資する知見を提供するものと評価できる。

⑫ピクシーダストテクノロジーズ株式会社

(テーマ)「誰が」「何を」話しているかをリアルタイムに可視化するサービス VUEVO (ビューボ) によるインクルーシブコミュニケーションの実証

(分野) 聴覚

(実施結果の概要)

【1. 事業の概要】

本事業は、聴覚障害者が就労場面において会話内容および話者を正確に把握できる環境を整備することを目的として、会話の内容および発話者をリアルタイムに可視化するコミュニケーション支援サービス「VUEVO (ビューボ)」の有効性を検証するものである。

近年、聴覚障害者の就労機会は拡大している一方で、会議や日常的なコミュニケーションにおいて、誰が発言しているかの把握や会話内容の理解に困難が生じることが、業務参加や意思決定への関与を制約する要因となっている。特に複数人での会話では、発話者の特定や情報の取りこぼしが生じやすく、結果として確認作業や心理的負担の増加につながる課題が指摘されている。

本事業では、音声認識および話者方向の可視化技術を活用し、聴覚障害者と健聴者が同一の情報をリアルタイムに共有できる環境を構築することで、業務遂行能力の向上およびインクルーシブな職場環境の実現を図った。

【2. 実証評価の実施内容】

本事業では、聴覚障害者4名およびその上司・同僚5名の計9名を対象として実証評価を実施した。評価期間は約2か月間にわたり、会議および日常的なコミュニケーションの場面においてサービスを活用し、その効果を検証した。

評価は、導入前後の比較を基本とし、会話理解度、話者識別度、発言回数、情報把握に要する時間、心理的負担など複数の指標について、定量評価および定性評価の双方から実施された。さらに、新たなユーザーインターフェースの有効性についても検証が行われた。

利用場面は、定例会議や臨時会議に加え、雑談や日常業務中の会話など幅広く設定され、実際の就労環境に即した形で評価が実施された。

【3. 事業の成果】

(1) 情報把握能力の向上と業務参加の促進

本サービスの導入により、会議および日常会話における情報把握能力が向上し、業務への参加度および貢献度の向上が確認された。

具体的には、話者識別および会話理解に関する評価が約20～30%向上するとともに、情報把握に要する負担が大幅に軽減された。また、周囲の会話から得られる情報量も増加し、従来は把握が困難であった情報へのアクセスが可能となった。

これにより、利用者が会議の流れを継続的に把握できるようになり、業務内容そのものに集中できる時間の増加が確認された。

(2) 発言機会の増加と主体的な業務関与

情報理解の精度向上に伴い、発言機会および主体的な業務関与の増加が確認された。

会議中の発言回数は、本人の認識において大幅な増加が見られ、周囲からの評価におい

ても増加傾向が確認された。また、会話内容に対する理解の確実性が高まることで、「内容が正しく理解できているか分からない」という不安が軽減され、自信を持って発言できる状態が形成された。

さらに、確認行為の減少や判断速度の向上により、業務遂行における即応性の向上も認められた。

（３）心理的負担の軽減と安心感の向上

本サービスは、情報を自力で取得・理解できる環境を提供することで、心理的負担の軽減に寄与した。

従来は、聞き漏れや理解不足に対する不安から発言を控える傾向が見られたが、話者および会話内容が可視化されることにより、正確な理解への確信が得られ、安心感が向上した。このことは、業務への積極的な関与やコミュニケーションへの参加意欲の向上につながっている。

（４）職場全体における情報共有の質の向上

本サービスの導入は、聴覚障害者のみならず、職場全体の情報共有の質の向上にも寄与した。

会話内容および話者が可視化されることで、聴覚障害者と健聴者が同一のタイミングで情報を把握できる環境が実現され、認識のずれの低減やコミュニケーションの円滑化が確認された。また、雑音や複数同時発話といった状況においても重要な発言を把握しやすくなり、会議への参加感の向上が見られた。

（５）運用上の課題および環境依存性

一方で、実運用にあたっては、いくつかの課題も明らかとなった。

機器の起動や接続の安定性、利用環境（ネットワークや端末構成）への依存性があり、安定した利用のためには事前準備および環境整備が重要であることが確認された。また、操作自体は直感的であるものの、電源状態の確認や参加者情報の入力など、運用面での改善余地も指摘された。

さらに、突発的な会話への対応や持ち運びの利便性など、利用シーンに応じた運用方法の工夫が求められることが示された。

（６）今後の改善および展開の方向性

本事業を通じて得られた知見を踏まえ、機能改善および普及に向けた取り組みの方向性が整理された。

具体的には、ユーザーインターフェースの改善やリアクション機能の追加、ブラウザベースでの利用環境整備など、利便性向上に向けた開発が計画されている。また、プレスリリースや営業資料、動画等を活用した情報発信を通じて、就労支援機関や企業への普及が図られる予定である。

【４．本事業から得られた示唆】

本事業の結果から、コミュニケーション支援技術は、情報取得の平等性を確保することで、就労場面における参加機会および業務遂行能力を大きく向上させる可能性を有するこ

とが示された。特に、「誰が」「何を」話しているかをリアルタイムに把握できる環境を整備することは、単なる情報補完にとどまらず、心理的安心感の醸成および主体的な発言行動の促進を通じて、就労の質そのものを高める要因となることが明らかとなった。

また、本サービスは特定の利用者のみの支援にとどまらず、職場全体の情報共有の質を向上させる点において、インクルーシブな職場環境の構築に資するものである。

一方で、その効果を最大限に発揮するためには、機器の性能向上に加え、利用環境の整備や運用ルールの確立など、組織的な取り組みが不可欠であることが示唆された。

【5. 総括】

本事業は、コミュニケーション支援技術を活用した就労支援の有効性を、実際の職場環境において検証したものである。

その結果、情報把握能力の向上、発言機会の増加、心理的負担の軽減、職場全体の情報共有の改善といった多面的な効果が確認され、就労支援機器としての高い有効性が示された。

また、障害の有無に関わらず同一の情報を共有できる環境の整備が、組織全体の生産性およびコミュニケーションの質を向上させる重要な要素であることが明らかとなった。

以上より、本事業は、就労場面におけるインクルーシブコミュニケーションの実現に向けた具体的なモデルケースとして位置付けられ、今後の普及および制度設計に資する知見を提供するものと評価できる。

⑬株式会社アイセック・ジャパン

(テーマ) 聴覚障害者雇用企業向け字幕電話による就労支援プロジェクト

(分野) 聴覚

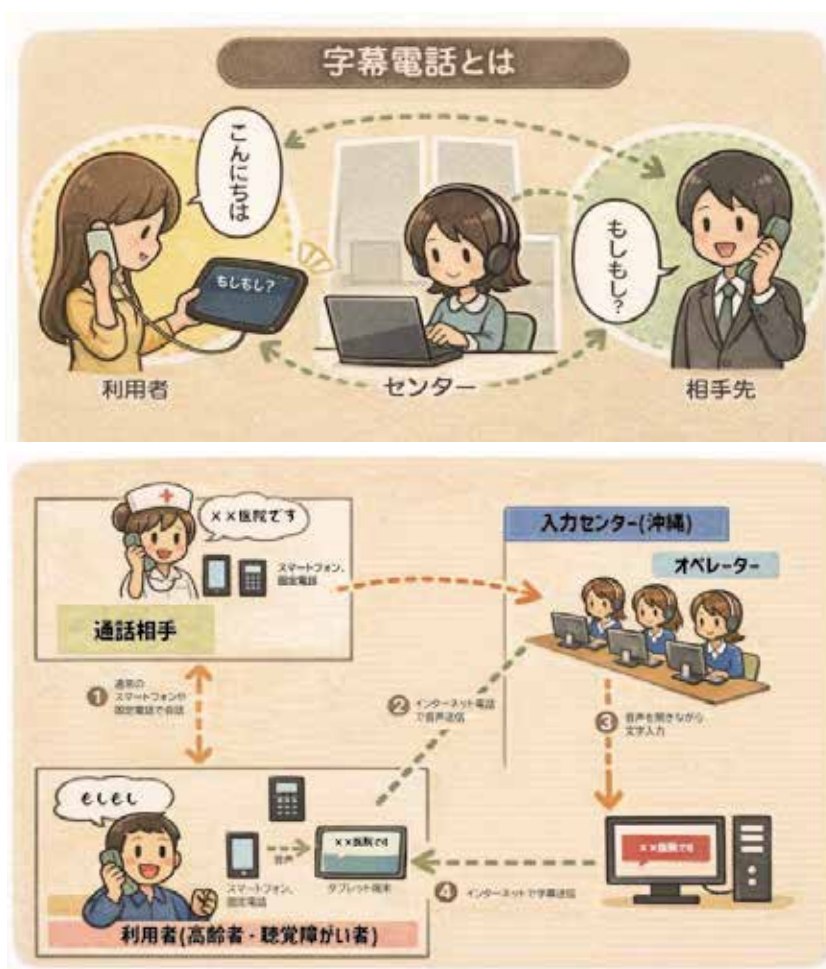
(実施結果の概要)

【1. 事業の概要】

本事業は、聴覚障害者の就労場面における大きな課題の一つである電話応対に着目し、相手の発話内容をリアルタイムに文字で表示する字幕電話を活用することで、業務範囲の拡大および就労継続支援の可能性を検証することを目的として実施された。

就労現場では、メールやチャット等の文字による連絡手段が普及している一方で、緊急対応や即時的な判断が求められる場面では、依然として電話が重要な役割を担っている。しかし、発話は可能であっても聞き取りが困難な聴覚障害者にとって、電話は大きな障壁となっており、結果として担当可能な業務が限定される要因となっていた。

本事業で導入された「企業向け字幕電話」は、利用者の発話をそのまま相手に伝える一方、相手の音声をタブレット端末等に文字表示する仕組みを有している。文字起こしについては、オペレーターによる方式と AI による自動文字起こし方式の双方が用意されており、就労現場における実用性と課題の双方を検証する構成となっている。



【図1 字幕電話の仕組み（通常およびAI活用）】

【2. 実証評価の実施内容】

本事業では、株式会社近代美術およびウイングアーク 1st 株式会社の 2 社を実施機関とし、聴覚障害のある就労者 3 名を対象に実証評価を実施した。評価期間は約 3 か月間であり、事務職員および農場職員といった異なる就労環境において実証が行われた。

評価にあたっては、現場視察、動画撮影、直接ヒアリングおよびインタビューを組み合わせ、機器の仕様や設置性、2 種類の文字起こし方式の精度比較、レスポンス速度、操作性、ならびに聴覚障害当事者に特有の課題について多面的に検証した。

また、受信時と発信時の双方の通話パターンを設定し、加えてオペレーターモードと AI モードの比較を行うことで、実際の業務利用に近い形で実証が進められた。導入時には操作マニュアルを配布し、設置とあわせて直接レクチャーを行うことで、利用者が実務の中で円滑に活用できる環境整備も行われている。



【図2 使用手順（マニュアル）】

【3. 事業の成果】

（1）電話業務への参画による業務範囲の拡大

本事業により、従来は困難であった電話対応が、一定の条件下で実施可能となることが確認された。

実証参加者からは、これまで周囲に依頼していた電話対応を自ら行えるようになったことにより、業務への主体性が高まり、周囲の負担軽減にもつながったとの評価が得られている。また、電話という即時性の高い手段を活用できることで、これまで文字連絡に限定されていた業務の進め方に変化が生じ、職域拡大の可能性が示された。

特に、社内連絡や急ぎの報連相といった場面において、自ら電話を用いて連絡できることは、就労者本人の役割拡大に直結する成果であったと評価できる。

（２）心理的効果および自己効力感の向上

本機器の導入により、電話を「自分で使える」という経験が、利用者の自己効力感や就労意欲の向上に寄与した。

対象者からは、電話ができるようになったことへの驚きや喜び、自分でも業務上の連絡手段を持てたことによる自信の獲得が報告されている。また、周囲に依頼しなくてもよい場面が増えたことで、心理的負担の軽減や働きやすさの向上も確認された。

さらに、企業側からも、電話対応が可能になることが本人の成長や意欲向上につながっているとの評価が示されており、単なる機能補助にとどまらず、就労定着を支える心理的基盤の形成にも寄与していることがうかがえる。

（３）操作性および習熟可能性

操作性の面では、使い始めに一定の戸惑いは見られたものの、短期間で習熟が進み、実証参加者全員が大きな困難なく使用できたと評価している。

事前にマニュアル配布と設置時のレクチャーを実施したこともあり、特殊なスキルを要することなく利用可能であった点は、現場導入のしやすさという観点から重要である。加えて、既存の電話機とタブレット端末を組み合わせる構成であるため、外見上も既存の業務環境に馴染みやすく、設置面での違和感や周囲への影響も少なかった。

（４）文字起こし精度に関する評価

文字起こしの精度については、オペレーター方式の方がAI方式よりも明らかに高い評価を得た。

特に、業務上のやり取りにおいては、誤変換が少なく、意味の取り違えが起こりにくいオペレーターモードの方が安心して利用できるとの意見が多く見られた。一方で、AIモードでは誤変換が一定程度発生し、ときに文章として成立してしまうがゆえに、利用者が誤った内容を正しいものとして理解してしまうリスクが確認された。

また、業界特有の専門用語や数字を含む会話では、オペレーター方式であっても一定の限界が見られ、精度向上に向けては専門用語への対応強化が必要であることが明らかとなった。

（５）レスポンス速度および運用上の課題

通話中の文字表示速度自体については大きな問題は確認されなかったものの、オペレーターモード利用時には、接続までに一定の待ち時間が発生し、これが心理的ストレスや相手方への説明負担につながることで課題として示された。

特に、電話の相手が字幕電話の仕組みを理解していない場合には、待ち時間が違和感や不信感につながる可能性がある。また、オペレーターの稼働状況によっては接続できない場合もあり、安定運用の観点からは、センター体制の強化が必要である。

加えて、AIモードでは誤変換を利用者自身が推測で補ってしまうことにより、会話内容に齟齬が生じるリスクが確認されており、重要事項については他の文字ツール等で再確認する運用が必要であることが示唆された。

（６）職場への波及効果

本事業は、利用者本人の業務拡大だけでなく、周囲の職場環境にも一定の波及効果をもたらした。

企業側からは、電話対応が可能になることで、これまで補助的に対応していた周囲の社員の負担軽減につながる可能性が示されている。また、機器導入を通じて社内での会話のきっかけが増え、コミュニケーションの活性化や、本人への理解促進にもつながったとの意見が見られた。

特に、「できることが増える」ことが本人にとって大きな自信となり、それが周囲の評価や期待の変化にもつながっている点は、就労支援機器としての意義を示す重要な成果といえる。



【図３ レクチャー・練習時の様子】

【４．本事業から得られた示唆】

本事業の結果から、字幕電話は、これまで聴覚障害者にとって困難とされてきた電話業務への参画を可能とし、職域拡大および就労継続支援に資する有効な支援機器となり得ることが示された。

特に、電話という即時性の高いコミュニケーション手段を利用可能にすることは、単なる業務効率化にとどまらず、本人の主体性、自信、自己肯定感の向上を通じて、就労の質そのものを高める効果を有していると考えられる。

一方で、その有効性を十分に発揮するためには、技術面における文字起こし精度の向

上、オペレーター接続体制の安定化、業界用語への対応、さらには誤変換時の確認ルールなど運用面の整備が不可欠である。

また、企業側においても、導入後の説明や運用ルールの共有、適切な利用場面の整理といった支援体制の構築が重要であり、機器導入と職場運用を一体的に設計する必要があることが示唆された。

4. 自立支援機器イノベーション人材育成事業 間接補助事業者による実証結果報告書

令和7年度 自立支援機器イノベーション人材育成事業 事業報告書 プレモパートナー株式会社

I. 事業概要

本事業は、支援機器開発を促進するため、デザインアプローチを用いたワークショップを通じて、ニーズ・開発・ビジネスの視点を備えた人材の育成を目的として実施した。多職種混成チームが障害当事者と協働し、課題発掘からプロトタイプ作成までを実践した。また、過去受講者であるアルムナイをファシリテーターとして参画させ、支援機器開発を支えるコーディネーター人材の継続的な育成を図った。

II. 事業報告

A. 背景

本事業は、支援機器の開発・普及を担う実践的人材の育成を目的に、令和4年度から継続して実施している。支援機器開発では、ニーズ把握や出口戦略、多職種連携に課題があるため、医療福祉専門職、エンジニア、ビジネスパーソン、障害当事者等によるチームを編成し、東京・大阪の2拠点でワークショップと関連講義を実施した。プログラムは、ニーズ探索から製品構想、プロトタイピング、事業化視点の習得までを一体的に学ぶ構成とした。

B. 目的

本事業は、米国スタンフォード大学で開発された「バイオデザイン」プロセスを支援機器開発向けに改変し、ニーズ起点で事業化を見据えた開発を実践できる人材を育成することを目的とした。

C. 実施内容

1. 事業における実施体制及び連携体制

事業全体は、プレモパートナー株式会社の代表取締役を中心に、事業担当者、経理事務担当、事業補助者等で構成する体制により実施した。各担当は、ワークショップの準備・運営、資料作成、受講者対応、課題へのフィードバック等を分担した。

- マネージャー：ワークショップの準備・実施、資料作成（医療・福祉、ビジネス及び流通の立場から）、課題へのフィードバックを実施した。
- リーダー：ワークショップ資料作成（エンジニアリング、制度、規制について）やファシリテーターへのフィードバック等を行った。
- 事業補助者等：マネージャー、リーダー及び事業担当者が実施する内容の適宜補助を行った。他、Web ページ作成、会場予約、物品の購入・運搬、受講者への事務連絡、事業に係る領収書の管理、成果物印刷等を行った。
また、外部有識者による委員会や関係団体等と連携し、必要な助言・協力を得ながら事業を実施した。

2. 事業事前説明会

受講希望者が事業趣旨を理解した上で応募できるよう、オンラインで事前説明会を実施した。

- 開催日時:2025 年 7 月 1 日(火)18:30～19:30
- 開催形式:Zoom ウェビナー

説明会では、事業の背景、デザインアプローチの概要、前年度成果、募集要項、スケジュール、講師、学習目標、Need Knower 枠等について説明した。参加できなかった希望者にも周知できるよう、専用ホームページに録画を掲載した。

- 本事業の説明及び背景となる課題として支援機器開発の課題について説明した。
- 本事業で使用するデザインアプローチ手法の説明を行い、支援機器開発に特化したものであることを説明した。
- 令和6年度の本事業の成果紹介として、参加者概要、全体のスケジュールと各ワークショップのプログラム内容を参加者の写真等を用い臨場感が伝わるよう説明した。また参加者とのコミュニケーション方法と課題に対するメンタリング事例及び最終成果物であるニーズとコンセプトの事例紹介も行った。
- 令和7年度の募集要項（受付期間、応募方法、費用、参加条件、定員、選考プロセス、活動場所）、予定しているスケジュール、講師の紹介、学習目標について説明した。
- また令和6年度より開始した、障害者の参加を積極的に推進するため新規に設けたNeed Knower 枠についても、説明した。
- その他、参加者からよく受ける質問についても紹介し、参加者からの質問も受け付け回答した。

3. ワークショップ受講者の募集及び選定

(1) 受講者の募集

プレモパートナー株式会社のWeb ページに応募ページを開設し、関係団体、外部講師等の協力を得て、受講希望者の募集を行った。

- 自立支援振興室より、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士協会はじめ関連団体
- 公益財団法人テクノエイド協会より、TAIS 登録企業等
- これまでにご協力等いただいている外部講師、関連団体等（日本ライトハウス情報文化センター、日本視能訓練士協会、一般社団法人日本リハビリテーション工学協会、JASPA(日本福祉用具・生活支援用具協会、等)
- 国立障害者リハビリテーションセンター研究所より、医療福祉技術分科会・一般社団法人日本生活支援工学会・ライフサポート学会・電子情報通信学会福祉情報工学会のメーリングリスト

また、Need Knower 枠の募集にあたっては、大学等にも広報協力を依頼し、ポスター掲示やメーリングリスト等を通じて周知を行った。

- 京都大学 DRC(学生総合支援機構 障害学生支援機構)
- 東京大学（先端科学技術研究センター 障害と高等教育に関するプラットフォーム：PHED)
- 大阪大学(キャンパスライフ健康支援・相談センター)

<募集要項内容>

2025 年度は、一般応募と Need Knower 一部参加型の 2 区分で募集を行った。

① 一般応募

- 募集期間：2025 年 7 月 1 日（月）～2025 年 7 月 21 日（月）17:00 まで
- 応募方法：Google Forms を用い専用フォームを作成し応募した
- 費用：無料
- 参加条件：すべてのプログラムに参加できること
*Need Knower の方の優先枠あり。但し、全てのプログラムに参加できること。最終成果物を提出できること。尚、参加形態に関しては、事前に相談いただき臨機応変に対応可能。
- 定員：東京会場・大阪会場 各 12 名程度
- 選考プロセス：書類選考（応募者多数の場合は面接の可能性あり）
- 活動場所：原則、東京会場・大阪会場ともに現地参加

② Need Knower 一部参加型

- 募集期間：2025 年 7 月 1 日（月）～2025 年 7 月 21 日（火）17:00 まで
- 応募方法：Google Forms を用い専用フォームを作成し応募した
- 費用：無料
- 定員：東京会場（脳血管疾患等による障害をお持ちの方）
：大阪会場（視覚障害をお持ちの方） 各 3 名程度
- 参加形態に関しては、事前に相談いただき臨機応変に対応可能。

一部参加型は、ニーズ提供、ブレインストーミング、プロトタイピング、フィードバック等に参加を希望する障害当事者を対象とした。

- ニーズの提供を行いたい、一緒にブレインストーミングに参加したい、プロトタイピングを一緒に行いたい、プロトタイピングへのフィードバックを行いたい方

（２）想定する受講者

本事業では、障害当事者や支援者のニーズを的確に捉え、ニーズ発掘からアイデア創出、プロトタイピング、事業化を見据えたコンセプト決定までを実践するため、医療福祉専門職、エンジニア、ビジネスパーソン、障害当事者等を主な対象とした。

① 一般応募

- 支援機器開発に意欲のある方
- 医療福祉専門職（医師・看護師・PT・OT・ST・介護福祉士・視能訓練士等）
- エンジニア
- 大学や研究機関に所属する研究者（医学・工学等）
- 支援機器開発産業に参入している、または将来的な参入を検討している研究・製品企画・新規事業等を担当する企業所属者等
- 支援機器を開発したい障害当事者

② Need Knower 一部参加型

- 視覚及び脳血管障害後遺症による障害をお持ちの方
- ニーズの提供を行いたい、ブレインストーミングに参加したい、プロトタイピングを行いたい、プロトタイピングへのフィードバックを行いたい方

一般応募者は、1 チーム 4 名、各会場 3 チーム程度とし、医療福祉専門職、エンジニア、ビジネスパーソン、障害当事者等による混合チームを基本とした。さらに、各会場に Need Knower を加えることで、当事者視点を取り入れながら、ニーズ主導の開発手法や多職種連携を実践的に学べる構成とした。

（３）受講者の選定及び選考基準

応募時には、専用フォームにより経歴、経験、志望動機、参加可能性等を確認し、選考の参考とした。

① 一般応募

- バックグラウンド
- 資格・免許等
- 最終学歴、学位・取得年
- 研究歴
- 開発歴（共同研究を含む）
- 所属施設・会社の事業内容

- 支援機器に携わった経験
- 志望動機
- 本事業に参加し課題を遂行するエフォートがどれくらいあるか

② Need Knower

- 希望の参加形態
- 自身の障害について（任意）
- 参加に際し、必要な配慮（任意）

選考では、各チームに企業所属者を含めること、職種の多様性を確保すること、混合チームとなるよう調整することを重視した。また、Need Knower は優先的に採択する方針とした。

- 職種の多様性(PT の応募が多く、医師・OT・視能訓練士を優先して選考)。
- 学位の有無(論文読解能力の必要性から採用の1基準に設定。ただし、実績等に応じて採用したため、学位の有無は特に優先すべき選考基準としていない)。
- 混合チームになるよう調整。

4. ワークショップの開催

(1) 本プロセスの概要

本事業では、医療機器開発で用いられるバイオデザインプロセスを基礎に、ニーズ起点で事業化を見据えた支援機器開発を学ぶ構成とした。

バイオデザインプロセスは、多職種チームが現場観察を通じてニーズを発見し、事業化の視点から検証する人材育成手法である。本事業では、この考え方を支援機器開発に応用した(図1)。

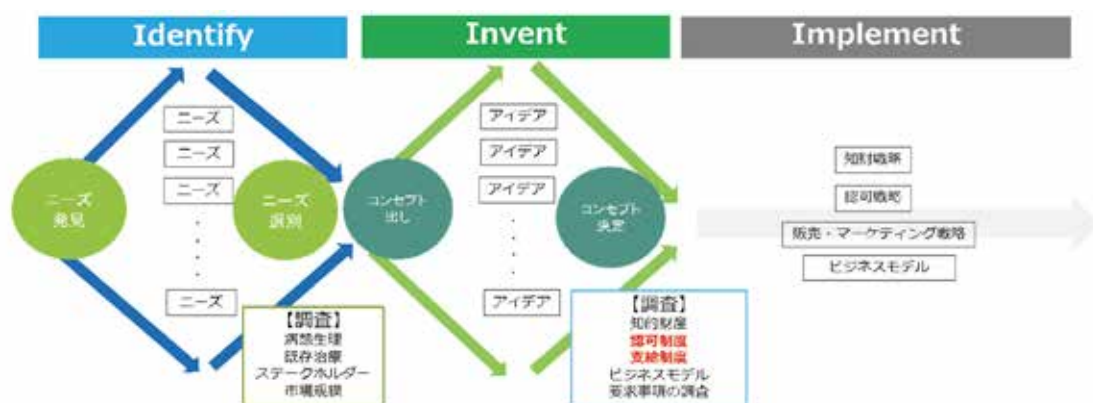


図1. バイオデザインプロセスの全体像

一方、医療機器向けの手法をそのまま支援機器開発に適用することには課題がある。主な理由は、次の2点である。

- ① バイオデザインプロセスでは、患者の過去から現在までをフローで問題点(ニーズ)を捉えるため予防、治療、支援までの全てを包含する。そのため、そこから得られるコンセプトは、支援機器に特化したものにはなりづらい。
- ② 医療機器と支援機器は規制や保険などのプロセスが大きく異なるため、アイデアを複数出した後の、コンセプト選択段階でそのまま使用することができない。

本事業では、ICF等の視点を取り入れて障害に特化したニーズ把握を行うとともに、支援機器に関する規制・支給制度、プロトタイプ作成、デザイン専門家による講義・メンタリングを組み込み、全8回のワークショップを多職種チームで実施した。

(2) ワークショップの実施概要

ア. 学習目標の設定

本事業のプロセスと計画書の内容を踏まえ、支援機器開発に必要な学習目標を整理し、表1のとおり設定した。

表 1. 学習目標

全体	支援機器の製品化プロセスの全体像を理解している
ニーズ	障害者が持つニーズを一文で表すことができる
	自身が発見したニーズを評価し、それらを事業化の観点から比較検討することができる
	ICF（国際生活機能分類）等の指標を用いて障害者の課題を評価することができる
	障害者が抱えるニーズを適格に捉えるための現場観察、及びヒアリングの手法を理解している
開発	身体障害者福祉法における障害種類や等級について理解し、必要な支援機器を想定することができる
	支援機器開発における特許の重要性・必要性について理解している
	支援機器を取り巻く規制や安全性規格等について理解している
	支援機器を取り巻く支給制度について理解している
	アイデアの創出やプロトタイプ作成をチームで行う手法を理解している
	医療倫理についての概要を理解している
ビジネス	支援機器の商流や流通について理解している
	支援機器の支給制度を考慮したビジネスモデルを立案できる
	特許、規制、支給制度、ビジネスモデルの観点からリスク評価を行うことができる
	ピッチとアカデミックなプレゼンテーションの違いを理解し、目的に沿った資料作成や発表を行うことができる

イ. 人材育成の評価の実施

学習目標に基づき、主観的評価と客観的評価を作成し、第1回ワークショップ開始時と第7回終了時に Google Forms で実施した。

- ① 主観的評価：理解度と自立度を5段階で評価した。
ニーズ、開発、ビジネスの3領域を各30点、合計90点満点とした(表2)。
- ② 客観的評価：到達目標に対応した記述式設問を作成し、講師2名が5段階で採点した(表3)。
回答時間は40分とし、検索等を行わない条件で実施した。
Need Knower は口頭回答とし、事務局が別室で代替入力を行った。
配点は主観的評価と同様に、ニーズ、開発、ビジネスの3領域を各30点、合計90点満点とした。

表 2. 主観的評価の項目と回答基準

項目	質問項目	点数
ニーズ	障害者が持つニーズを一文で表すことができる	5 点満点*4 項目*1.5 倍=30 点
	自身が発見したニーズを評価し、それらを事業化の観点から比較検討することができる	
	ICF（国際生活機能分類）等の指標を用いて障害者の課題を評価することができる	
	障害者が抱えるニーズを適格に捉えるための現場観察、及びヒアリングの手法を理解し、実施できる	
開発	身体障害者福祉法における障害種類や等級について理解し、必要な支援機器を想定することができる	5 点満点*6 項目=30 点
	支援機器開発における特許の重要性・必要性を理解し、自分で簡単な調査を行うことができる	
	支援機器を取り巻く規制や安全性規格等について理解し、自分で簡単な調査を行うことができる	
	支援機器を取り巻く支給制度について理解している	
	アイデアの創出やプロトタイプ作成をチームで行う手法を理解し、実施できる	
	医療倫理についての概要を理解している	
ビジネス	支援機器の商流や流通について理解している	5 点満点*4 項目*1.5 倍=30 点
	支援機器の支給制度等も考慮したビジネスモデルを立案できる	
	特許、規制、支給制度、ビジネスモデルの観点からリスク評価を行うことができる	
	ピッチとアカデミックなプレゼンテーションの違いを理解し、目的に沿った資料作成や発表を行うことができる	
＜回答基準＞		
理解度：5 点（詳細に理解している）～1 点（全く理解していない）		
自立度：5 点（自分一人で行動できる）～1 点（何を行えばいいか全くわからない）		

表 3. 客観的評価の項目と採点基準

（１）支援機器の開発において重要だと思うことを以下の項目を踏まえてできる限り具体的に書いてください。5 点満点*4 項目*1.5 倍=30 点			
(1)-1. 障害者が抱えるニーズの調査方法	(1)-2. 障害者が抱えるニーズの表し方	(1)-3. 自身が発見したニーズに対する事業性の観点からの評価方法	(1)-4. 自身が発見したニーズに対する ICF（国際生活機能分類）を用いた評価方法
（２）支援機器の開発において重要だと思うことを以下の項目を踏まえてできる限り具体的に書いてください。5 点満点*6 項目=30 点			

(2)-1. 身体障害者福祉法における障害種類や等級を用いて必要な支援機器を想定すること	(2)-2. 開発製品に関連する特許の調査	(2)-3. 開発製品に関連する規制や安全性規格等に関する調査	
(2)-4. 開発する製品に関連する支給制度に関する調査	(2)-5. アイデア創出やプロトタイプ作成をチームで行う手法	(2)-6. 福祉（医療）の領域で求められる倫理的指針を考慮した開発計画	
（３）支援機器の開発において重要だと思うことを以下の項目を踏まえてできる限り具体的に書いてください。5点満点*4項目*1.5倍=30点			
(3)-1. 支援機器開発におけるビジネスモデルの立案	(3)-2. 流通等を考慮した販売計画の立案	(3)-3. 特許、規制、支給制度、ビジネスモデルに関するリスク評価	(3)-4. 事業のピッチに適した資料作成や発表準備
＜採点基準＞ 5点：要求された項目が記載されており、具体的かつ整合性がある 4点：要求された項目が記載されており、具体的であるが、整合性に欠ける 3点：要求された項目が記載されており、ある程度、具体的に記載されている 2点：要求された項目が記載されているが、具体的に記載されていない。 ある程度、具体的に記載されているが、一部誤りがある。 1点：要求された項目が記載されていない。			

ウ. 第1回から第7回までのワークショップ実施概要

東京・大阪の各会場で、ニーズ特定、規制・支給制度、流通・ビジネス設計、プロトタイピング等に関する講義とワークを実施し、多職種チームで成果物の作成に取り組んだ。

5. ワークショップ内容

(1) ワークショップ内容

本事業では、デザインアプローチを活用し、支援機器開発に特化した講義・ワークを実施した。

令和4年度からの実施を通じて把握した課題を踏まえ、受講者構成、障害当事者への配慮、ニーズ探索、開発・ビジネス理解、修了後支援等の観点から内容を改善してきた。

- 事業内容の理解不足が辞退者の発生につながる。
- 医療福祉職に偏った受講者構成では、ビジネス視点や技術的視点の欠如、調査の進行の難しさが発生する。
- 取り扱う障害の領域の広さにより一部受講者の理解が浅くなる。
- 障害当事者へのヒアリングの網羅性に関する限界がある。
- ニーズ探索では、現場観察に偏重した手法や、ICF等を活用した多角的な分析の不足が多様なニーズの抽出に課題をもたらす。
- 人材育成の面では、ニーズ分析の評価に改善が見られる一方で開発やビジネスの理解が不十分となる傾向がある。また、修了生に対する継続的な支援やネットワーク形成の仕組みが十分に確立されていない。
- 障害当事者への情報提供や合理的配慮の体制整備が求められる。

これらの課題を踏まえ、令和7年度の全体スケジュールを表4のとおり設定した。

表 4. ワークショップ全体の構成

開催回	開催地	開催日時	内容	形態	次回までの課題
第 1 回	東京	8/23 (土) 10:00～18:00	・ 1day ワークショップ * 障害に関する講義、事前テスト	講義/ワーク	ワークショップの題材からニーズの作成演習
	大阪	8/30 (土) 9:15～17:00			
第 2 回	東京	9/13 (土) 10:00～18:00	・ ヒアリングまたは現場観察 ・ ニーズステートメントの作成	ワーク/ヒアリング	・ インタビュー結果から課題の整理 ・ ニーズステートメントの作成
	大阪	9/27 (土) 9:15～17:00			
第 3 回	東京	10/11 (土) 10:00～18:00	・ ニーズの深掘り、調査 ・ ヒアリング	講義/ワーク/ヒアリング	・ ニーズ調査の深掘り(点数付け) ・ ニーズクライテリアの作成
	大阪	10/25 (土) 9:15～17:00			
第 4 回	東京	11/8 (土) 10:00～18:00 (オンライン)	・ 障害の捉え方 ・ 特許 ・ 周辺の規制、規格 ・ 支給制度 ・ 流通	講義	・ 取り組むニーズの決定 ・ ニーズ調査の深掘り(点数づけ)
	大阪				
第 5 回	東京	11/22 (土) 10:00～18:00	・ アイデア出し、コンセプト検討 ・ ヒアリング ・ ビジネス設計	講義/ワーク/ヒアリング	・ ニーズ仕様書(ニーズクライテリア、ギャップ分析)、ステークホルダー分析、コンセプト説明
	大阪	10/29 (土) 9:15～17:00			
第 6 回	東京	12/13 (土) 10:00～18:00	・ ビジネス設計の講義 ・ プロトタイピングと検証	講義/ワーク/ヒアリング	特許、規制、支給制度、ビジネスモデル調査
	大阪	12/20 (土) 9:15～17:00			
第 7 回	東京	1/10 (土) 10:00～18:00	・ 当事者、専門家からのフィードバック ・ 研究倫理、助成金、ピッチ、事後テスト	講義/ワーク/ヒアリング	最終発表の準備
	大阪	1/17 (土) 9:15～17:00			

第8回	東京	1/31 (土) 10:00～12:30 (オンライン)	最終発表	発表	
	大阪				
任意	東京	12/18 (木) ～12/20 (日) (web 開催: 2025/10/1～ 2026/1/31)	ニーズ・シーズマッチン グ交流会	イベント参 加	

第1回

第1回は、各会場のフォーカス領域に基づき、疾患の基礎理解、ICF を用いた課題整理、ニーズステートメント作成を通じて、ニーズ発見から課題特定までを体験する構成とした。

表 5. 第1回 東京会場ワークショップ（講義）の概要

時間	所要時間	タイトル	内容
10:00-10:15	15	イントロ	・事業説明
10:15-10:55	40	アイスブレイク	・マシュマロチャレンジ
11:00-12:00	60	講義	・疾患のメカニズム、障害の基礎の理解(脳血管疾患の基礎 横浜市総合リハビリテーションセンター 高岡徹)
12:00-13:00	60	昼食休憩	
13:10-13:50	40	事前課題	・ニーズ、開発、ビジネスについて (Google Forms を用いた回答)
13:50-14:50	60	講義/ワーク	・イノベーションとは ・デザイン思考の紹介 ・症例を用いたワーク (課題の抽出と特定) ・ICF の考え方と作成 ・ニーズステートメントの作成
14:50-15:00	10	休憩	
15:00-15:50	50	講義/ワーク	・症例を用いたワーク (ICF 作成) ・ニーズステートメントのブラッシュアップ スコーピング
15:50-16:00	10	休憩	
16:00-17:00	60	講義/ワーク	・ニーズの調査 (4 分析と Gap 分析)
17:00-17:10	10	休憩	
17:10-17:35	25	講義	・質問項目の立て方
17:35-17:50	15	まとめ	・まとめ、次回までの課題連絡
17:50-18:00	10		・撤収作業



図 2. 第1回 1Day ワークショップの様子

第2回

第2回は、障害者の支援機器に関する講義と当事者ヒアリングを実施し、ICFによる課題整理とニーズステートメント作成を通じて、本質的なニーズの特定を進めた。

表6. 第2回 東京会場ワークショップ（講義）の概要

時間	所要時間	タイトル	内容
10:00-10:15	15	振り返りと確認	・ 前回の振り返り
10:20-11:20	60	講義	・ 障害者の支援機器（苑田会ニューロリハビリテーション病院 江見翔太）
11:20-11:30	10	休憩	
11:30-12:15	45	ヒアリング	・ 当事者ヒアリング①
12:15-13:15	60	昼食休憩	
13:15-14:00	45	ヒアリング	・ 当事者ヒアリング②
14:00-15:00	60	ワーク	・ ヒアリング内容の見直し ・ ICF 作成 ・ Patient Flow の作成 ・ ニーズステートメントの作成
15:00-15:10	10	休憩	
15:10-15:55	45	ヒアリング	・ 当事者ヒアリング③
15:55-16:05	10	休憩	
16:05-16:35	30	講義/ワーク	・ ICF 作成 ・ Patient Flow の作成 ・ ニーズステートメントの作成
16:35-17:30	55	講義/ワーク	・ ICF 作成 ・ Patient Flow の作成 ・ ニーズステートメントの作成
17:30-17:45	15	まとめ	・ 連絡事項等



図3. 第2回ワークショップの様子
左：ICFの作成 中央：講義 右：ヒアリング

令和7年度は、各受講者が複数のニーズを作成し、重複整理やメンタリングを経て、最終的に取り組むニーズステートメントを1つに絞り込むプロセスを導入した。ニーズスクリーニングにはエクセルシートを用い、複数回のメンタリングにより精度向上を図った。

- ▶メンタリングで、ディスカッションでニーズを2つまで絞る。可能な範囲で質問を準備。

- ▶メンタリングで、最後に取り組むニーズステートメントを決定する。

- ・ 取り組むべき1 つのニーズについてニーズステートメントの決定、調査の続き、ニーズクライテリアの作成。

表7. ニーズスクリーニングの方法と使用したエクセルシート

[illegible]

第3回

第3回は、障害当事者へのヒアリングを継続し、聴取内容をもとにニーズステートメントの見直しを行った。あわせて、ニーズ調査、既存品とのギャップ分析、スコアリングにより、事業化を見据えたニーズの絞り込みを進めた。

表8. 第3回 東京会場ワークショップ（講義）の概要

時間	所要 時間	タイトル	内容
10:00-11:10	70	振り返りと確認	・前回の振り返り ・質問作成
11:10-12:10	60	ヒアリング	・当事者ヒアリング①
12:10-13:10	60	昼食休憩	
13:10-14:00	50	ワーク	・ニーズステートメントブラッシュアップ ・ニーズの調査 ・ヒアリングの再設計

14:00-15:00	60	ヒアリング	・当事者ヒアリング②
15:00-15:20	20	休憩	
15:20-16:20	60	ヒアリング	・当事者ヒアリング③
16:20-16:30	10	休憩	
16:30-17:50	80	ワーク	・ニーズステートメントブラッシュアップ ・ニーズの調査
17:50-18:00	10	連絡事項等	



図4. 第3回のワークショップにおけるヒアリングの様子

第4回

第4回は、障害者総合支援法、安全性規格、流通、知財戦略等に関する講義を東京・大阪合同のオンライン形式で実施した。グループワークでは、ニーズクライテリアに基づき課題選定を行い、講師が進捗確認と助言を行った。

表9. 第4回 東京・大阪会場ワークショップ（講義）の概要

時間	所要時間	講義名	担当	所属
9:00-9:10	10	連絡事項等		
9:10-10:00	50	障害者総合支援法における障害者と支援機器	高岡徹	横浜市総合リハビリテーションセンター リハビリテーション科医師
10:00-10:50	50	支援機器を取り巻く安全性規格	北風清司	一般社団法人 日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）
10:50-11:00	10	休憩		
11:00-11:50	50	医療福祉機器の流通やバリューチェーンについて	諸藤久和	シスネット株式会社 ヘルスケア事業部
11:50-12:50	60	昼食休憩		
12:50-13:40	50	支援機器の入手方法	田上未来	
13:45-15:15	90	医療福祉機器分野における知財戦略の考え方	久野栄造	IBC 一番町弁理士法人 弁理士
15:15-15:30	15	休憩		
15:30-15:50	20	ニーズクライテリア	柿花隆昭	
15:50-16:50	60	グループワーク		
16:50-17:00	10	連絡事項		

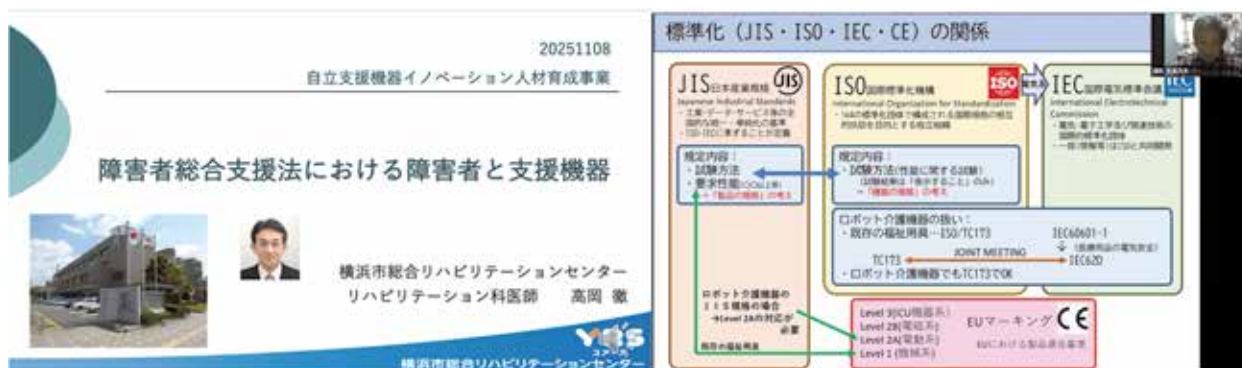


図 5. 第 4 回に東京会場・大阪会場合同で外部講師によるオンライン講義を実施した様子

第 5 回

第 5 回は、特定したニーズを再確認し、ブレインストーミングによるアイデア創出、コンセプト選定、ペーパープロトタイプ作成を行った。障害当事者からのフィードバックを受け、アイデアを具体的な製品構成へ落とし込む検討を進めた。

表 10. 第 5 回 東京会場ワークショップの概要

時間	所要時間	タイトル	内容
10:00-10:20	20	振り返り	・課題のフィードバック
10:20-11:20	60	講義	・ニーズの調査、ニーズクライテリアの決定
11:20-12:20	60	講義/ワーク	・ブレインストーミングとアイディアの洗練
12:20-13:20	60	昼食休憩	
13:20-14:50	90	講義/ワーク	・コンセプトの選定とプロトタイプ（ペーパープロトタイプ）
14:50-15:00	10	休憩	
15:00-16:00	60	講義/ワーク	・当事者フィードバック（2名）
16:00-16:10	10	休憩	
16:10-17:50	100	ワーク	・調査の続き ・コンセプトの選定 ・プロトタイピング（ペーパープロトタイプ）
17:50-18:00	10	まとめ	・連絡事項



図 6. 第 5 回ワークショップの様子

第 6 回

第 6 回は、外部講師によるプロトタイプ講義とメンタリングを実施し、検証すべき課題や試作方法を整理した。受講者は限られた予算内で試作に必要な物品を検討・購入し、特許、規制、支給制度、ビジネスモデル等の調査を通じて、製品化に向けたリスク整理を行った。

表 11. 第 6 回ワークショップの概要

時間	所要時間	タイトル	内容
10:00-10:15	15	振り返り	・メンタリングの Feedback（課題について）
10:15-11:15	60	講義	・プロトタイプについて（外部講師）
11:15-11:25	10	休憩	
11:25-11:55	30	ワーク	・プロトタイプに対するメンタリング *メンタリングを実施していないグループはプロトタイプの検証
11:55-12:25	30	ワーク	・プロトタイプに対するメンタリング *メンタリングを実施していないグループはプロトタイプの検証
12:25-12:55	30	ワーク	・プロトタイプに対するメンタリング *メンタリングを実施していないグループはプロトタイプの検証
13:00-14:00	60	休憩	
14:00-15:00	60	ワーク	・プロトタイピング
15:00-15:10	10	休憩	
15:10-16:00	50	講義/ワーク	・ビジネス設計について （特許、規制、支給制度、ビジネスモデルに関するリスク調査）
16:00-17:30	90	ワーク	・ニーズ仕様書作成、調査の続き
17:30-18:00	30		・連絡事項（宿題についての説明、質疑応答等） ・撤収作業



図 7. 第 6 回ワークショップ（プロトタイプ検証）の様子

第 7 回

第 7 回は、作成したプロトタイプとビジネス設計について、障害当事者および専門家からフィードバックを受け、改善を行った。併せて、助成金制度、研究倫理、ピッチ手法に関する講義を行い、最終成果報告に向けた準備を進めた。

表 12. 第 7 回東京会場 ワークショップの概要

時間	所要時間	タイトル	内容
10:00-10:20	20	振り返り	・メンタリングの Feedback: ・ニーズ仕様書及びコンセプト
10:20-10:50	30	講義	・ピッチの方法
10:50-11:00	10	休憩	(インタビュー準備)
11:00-12:00	60	ワーク	・プロトタイピングとビジネス設計に対する障害当事者インタビューとメンタリング *実施していないグループは、ニーズ仕様書、プロトタイプのブラッシュアップ及びピッチ資料の作成
12:00-13:00	60	昼休憩	
13:00-14:00	60	ワーク	・プロトタイピングとビジネス設計に対する障害当事者インタビューとメンタリング *実施していないグループは、ニーズ仕様書、プロトタイプのブラッシュアップ及びピッチ資料の作成
14:00-14:30	30	講義	・プロトタイプに対する総評
14:30-15:00	30	講義	・助成金の案内 ・倫理審査について
15:00-15:10	10	休憩	
15:10-15:50	40	事後課題	・ニーズ、開発、ビジネスについて (Google Forms を用いた回答)
15:50-17:30	100	ワーク	・ピッチ資料の作成、最終成果物の作成

17:30-17:45	15	連絡事項等	
17:45-17:55	10	撤収作業	



図 8. 第 7 回に実施したプロトタイプに対するヒアリングの様子



図 9. 実際に作成したプロトタイプの一例

左：PC への片手入力デバイス・右：雨の音を低減する傘カバー

第 8 回

第 8 回は、オンラインで成果報告会を開催し、受講者によるピッチ形式の発表に加え、支援機器の開発・実用化に取り組む企業による事例紹介とパネルディスカッションを実施した。

- 開催日時：2026 年 1 月 31 日（土曜日）
- 開催時間：10:00～12:30
- 開催形式：オンライン（Zoom ウェビナー）

開催にあたっては、Peatix による参加募集と関係機関への広報協力依頼を行い、本事業の周知を図った。

表 13. 第 8 回成果発表会の概要

時間	内容
10:00-10:10	事業概要説明 「障害者自立支援機器イノベーション人材育成事業」 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課 自立支援振興室 福祉工学専門官 中村 美緒
10:10-10:20	事業説明及び今年度の活動 プレモパートナー株式会社 柿花 隆昭
10:20-11:25	事業成果報告 ・大阪 A グループ「まもりえ ～ホームの端が分かるデバイス～」 ・東京 B グループ「PON-G～車いすユーザーが天候に左右されない自由を～」

	・大阪 B グループ「視覚に頼らずメイクの出来栄を自分で確認できる 視覚障がい者向け メイク支援アプリ MAKE WE HAPPY」 ・東京 C グループ「片手で、空中で、文字も、マウスも 脳卒中者のための服飾支援ツール そらフリック」 ・大阪 C グループ「雨の日の音の壁をなくし、視覚障害者の安全な外出を支援する」 ・東京 A グループ「片手 1 つでゲームに飛び込め！マウコン（MAU-CON）」 ※各グループ発表（ピッチ形式）7 分・講評 3 分。 ウェビナー参加者からの質疑応答はなし。 司会：江見 翔太 講評者：プレモパートナー株式会社 代表取締役 櫻井 公美
11:25-12:25	パネルディスカッション 「支援機器開発企業における課題と人材育成について」 ①株式会社 Ashirase 代表取締役 千野 渉 ②株式会社 ケアウィル 代表取締役 笈沼 清紀 ※各シンポジスト 10 分発表、ディスカッション 30 分 モデレーター：柿花 隆昭、大阪大学大学院/AID-P 講師 田上 未来
12:25-12:30	閉会挨拶 プレモパートナー株式会社 櫻井 公美



図 10. 第 8 回 成果報告会の様子

パネルディスカッションでは、社会実装に向けた課題や工夫について議論し、ユーザーの声を起点とした開発、使いやすさと価格の両立、補助制度の活用、量産によるコスト削減等の重要性が共有された。

（2）ワークショップ開催後のフォローアップ体制

- 第 1 回～第 7 回ワークショップ各回終了時に課題を提示した。提出された課題についてオンラインで各チーム 1 時間のメンタリングを実施しフィードバックを行った。メンタリングは適宜、課題の進捗にあわせ追加で実施した。

- 受講者との連絡に Google Chat を用い受講者からの質問対応や助言指導を実施した。受講者間の交流の場とするほか、受講者間のやり取りを把握し適宜フォローができる体制を構築することで、受講者が本プロセスを円滑に進捗できるようマネジメントした。
- 事業終了後も Google Chat は継続して活用できる状況にし、適宜、受講者から本事業成果について質問等があった場合には対応する体制を構築した。
- 事業成果を継続して実施していくチームについては事前に申し出を受け、事業終了後3ヶ月は無償で相談支援を受ける体制であることを受講者に示した。
- 事業終了後は、補助金や過去受講者の活動等、適宜情報を共有できるよう発信の場としても活用することを受講者に伝えた。

各回終了後に課題を提示し、講師およびアルムナイが添削した上でオンラインメンタリングを実施した。受講者との連絡や質問対応には Google Chat を活用し、チームごとの進捗管理と継続的な支援を行った（図 11、図 12）。

NEED # 01

観察：皿や紙ナプキンと食べ物の区別がつかないことが時折ある
課題：そもそもなぜ食べ物と区別がつかないのか？
→皿と食べ物の色や明るさが似ていると、境界がわかりづらくなる。

修正前ニーズステートメント：弱視の人にとって、皿と食べ物を識別するために、色や明るさの違いを認識しやすくする方法

修正後ニーズステートメント：視覚障害等級2～6で外食を週1回以上する人にとって、食べ物の識別率を上げるために、色や明るさの違いを認識しやすくする方法

①～④調査されたものを簡潔に書いてもらえれば（出引用も）

① 既存の方法：3点
少し役に立っているが、大きな課題がある

② インパクト：2点
QOLを少し改善する

③ 市場分析(人数)：3点
1万～10万人

④ 課題と解決策の背景：3点
まだ実証されていないが、簡単な調査でわかる

④に関する調査は非常に大切なので記載をお願いします！

① 既存の方法：3点 → 妥当
・色付き食器やコントラスト強調の工夫は一部あるが、日常の外食では実行困難。
・「少し役に立つが大きな課題がある」という3点評価は適切かと思いますが、ここはもっと調査が必要。
② インパクト：2点（QOLを少し改善する） → 再考の余地あり
・現在は「識別率向上」という言葉で目的を定義しているため、QOL改善が小さいと見えてしまう。
・しかし実際には「誤食リスク低減（安全性の確保）」につながるため、インパクトはQOL大きく改善（3点）に相当する可能性が高い。
・誤食は窒息や体調不良につながる → 医療的にも重要。
・「単なる便利さの改善」ではなく「安全性の向上」なので、評価を1段階上げる妥当性がある。
③ 市場分析：3点 → 妥当

図 11. 課題提出物の添削の事例

9月24日、水曜日

9/24日、7:04

おはようございます！
本日20:00～ メンタリングよろしくお願いします！

9/24日、7:07 • 編集済み

緑でコメントさせてもらっていますので、メンタリングまでに確認して頂くとうスムーズかと思っておりますので、よろしくお願いいたします

大塚8期 第一回メンタリング.pptx

9月24日、12:37

12月13日、16:48

本日、ワークで話した事を共有します

アックスロボティクス 川村さんからは
・市場を広く（⇒ポンチョ、キャンプ用品）して調べてみる
（市場規模、既存製品、人気価格帯⇒個数）
をアドバイス 受けました
※福祉業界以外の市場で、車椅子での利用需要は、フェルミ推計
全く興が立たない訳ではなく
可能性はあるね、とのコメント
※特許は確認

図 12. 受講者の Google Chat でのやり取りの事例

(3) 第1回から第8回までの各ワークショップの事後アンケート及び事業全体に対する事後アンケートの実施

各ワークショップ終了後、Google Forms により事後アンケートを実施した。回答は終了後1週間以内を目安とし、満足度等は5段階評価、その他は自由記述で把握した。

表 14. 各回に実施したアンケート内容

質問項目	質問形式
メールアドレス	記述式
ご所属	記述式
お名前	記述式
本日のプログラムにどの程度満足されましたか？	5段階評価 1 まったく満足しなかった-5 非常に満足
本日のプログラムで良かった点があればご記載ください。	記述式
その他ご意見がありましたらご記載ください。	記述式

事業全体に対する事後アンケートの内容は以下の通りである。質問項目は全体の満足度やチーム編成、開催時期、開催場所、課題、課題へのフィードバックについてとし、自由記述以外の質問項目に対し、「1点：全く当てはまらない～5点：よく当てはまる」の5段階で回答を得た。

表 15. 全事業終了後 アンケート調査質問項目

事後 質問項目
本事業全体を通しての満足度を教えてください
今後も同様の事業（ワークショップ等）が開催される際に参加したいと思いますか
本事業のチーム編成は適切だと思いますか
本事業のチーム編成に関して自由にご記載ください
本事業の開催時期（10月～3月）は適切だと思いますか
本事業の開催時期に関して自由にご記載ください
本事業の開催場所は適切だと思いますか
本事業の開催場所に関して自由にご記載ください
本事業の実施形式でよかったと思うものを選択してください（複数選択可）
その他、本事業に期待していた形態等がありましたらご記載ください
本事業の開催頻度・回数は適切だと思いますか
本事業の開催頻度・回数に関して自由にご記載ください
本事業の課題の量は適切だと思いますか
本事業の課題に関して自由にご記載ください
本事業のフィードバックの回数は適切だと思いますか
本事業のフィードバックに関して自由にご記載ください
本事業の全体を通して、改善点や今後のご希望、ご感想等をご記載ください

6. ワークショップにおける実施体制及び連携体制

(1) 事業実施団体の体制

実施団体の体制は前述のとおりとし、令和5年度からは修了生をアルムナイとして運営に加え、継続的な人材育成にも取り組んでいる。令和7年度は新たにアルムナイ3名をファシリテーターとして採用し、各会場でワークショップ運営、課題確認、メンタリングを

担う体制を整えた。また、継続参加しているアルムナイ 2 名は、一部講義も担当した（図 13）。



図 13. アルムナイの導入（左：東京会場、右：大阪会場）

（２）関係各所との連携

①日本ライトハウス情報文化センター

(<https://www.lighthouse.or.jp/iccb/>)

- 大阪会場のワークショップ会場として協力を得るとともに、職員から助言や意見をいただいた。
- 受講者が作成したニーズ、コンセプト、プロトタイプに対するヒアリング協力をいただいた。
- 視覚障害者用支援機器の展示を活用し、職員から機器の説明をいただいた。
- 視覚障害者の支援機器に関する講義を実施いただいた。

②横浜市総合リハビリテーションセンター

- 東京会場ワークショップの外部講師として講義協力をいただいた。

D. 結果

1. 事業事前説明会

62 名の申し込みがあり、当日参加者は 43 名であった。申込者は、医療福祉職、ビジネス、エンジニア、障害当事者等で構成されていた。

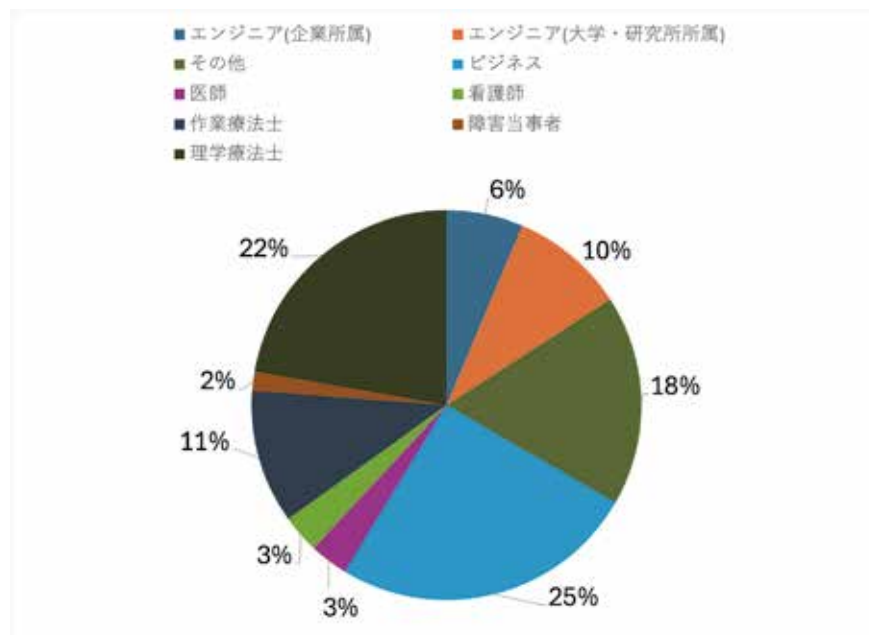


図 14. 申込者の内訳

3%が医師、22%が理学療法士、2%障害当事者、11%が作業療法士、3%が言語聴覚士、3%が看護師、25%がビジネスバックグラウンド、6%が大学所属エンジニア、10%が企業所属エンジニア、18%がその他であった。



図 15. 事前説明会の様子

2. ワークショップの受講者の募集及び選定

(1) 各ワークショップ

選考基準は、前述のとおりとし各会場で選考の上、東京会場 13 名・大阪会場 11 名を採択し、選考結果の通知をメールで行った。

表 16. 応募及び選考結果

Web ページ		東京	大阪	計
応募者数		16 ※Need Knower 全回参加 1 名	12 ※Need Knower 全回参加 1 名	28
選考者数		13	11	24
全選考者数		13 ※Need Knower 全回参加 1 名	11 ※Need Knower 全回参加 1 名 (遠方よりオンライン参加)	24
選考者内訳	医療福祉職	8 (PT : 5、OT : 2、ST : 1)	6 (Dr : 1、PT : 1、OT : 3、 視能訓練士 : 1)	14
	その他	5 (エンジニア : 3、ビジネス : 1、当事者 : 1)	5 (ビジネス : 3、研究支援者 : 1、当事者 : 1)	10

各会場の選定結果は以下のとおりである。

ア. 東京会場

選考基準に基づき、東京会場で 13 名、大阪会場で 11 名を採択し、選考結果をメールで通知した。

表 17. 東京会場 受講者の選定結果

Team	所属先	部署名	免許・資格等	職種
A	企業	車体生産技術課		エンジニア
A	病院	リハビリテーション科	理学療法士	医療福祉職
A	病院	リハビリテーション科	作業療法士	医療福祉職
A	大学	保健医療学研究科	理学療法士	医療福祉職
B	企業	事業推進部	理学療法士	医療福祉職
B	企業			エンジニア
B	企業	障害者向けアプリ開発		ビジネス
B	病院	耳鼻咽喉科頭頸部外科	言語聴覚士	医療福祉職
C	企業	企画購買本部	作業療法士	ビジネス
C	病院	研究開発課		エンジニア
C	病院	医療リハビリテーション科	理学療法士	医療福祉職
C	病院	リハビリテーション部	理学療法士	医療福祉職
C	企業	銀座堂社会福祉事務所	介護福祉士	Need Knower

イ. 大阪会場

12 名の応募から 11 名を採択し、医療福祉職、ビジネス、研究支援者、Need Knower 等を含む混合チームとして 3 グループに編成した。

表 18. 大阪会場 受講者の選定結果

Team	所属先	部署名	免許・資格等	職種
A	企業	新領域技術研究所		ビジネス
A	病院	眼科	医師	医療福祉職
A	大学	社会学連携・研究推進センター	薬剤師	研究支援者
A	企業	リハビリテーション	作業療法士	医療福祉職
B	病院	中央リハビリテーション部	理学療法士	医療福祉職
B	病院	リハビリテーション部	作業療法士	医療福祉職

B	企業	インクルーシブパートナー事業部		ビジネス
B	フリー			Need Knower
C	企業			ビジネス
C	病院	リハビリテーション部	作業療法士	医療福祉職
C	病院	検査室	視能訓練士	医療福祉職

3. ワークショップの開催・内容

(1) 人材育成の評価の結果

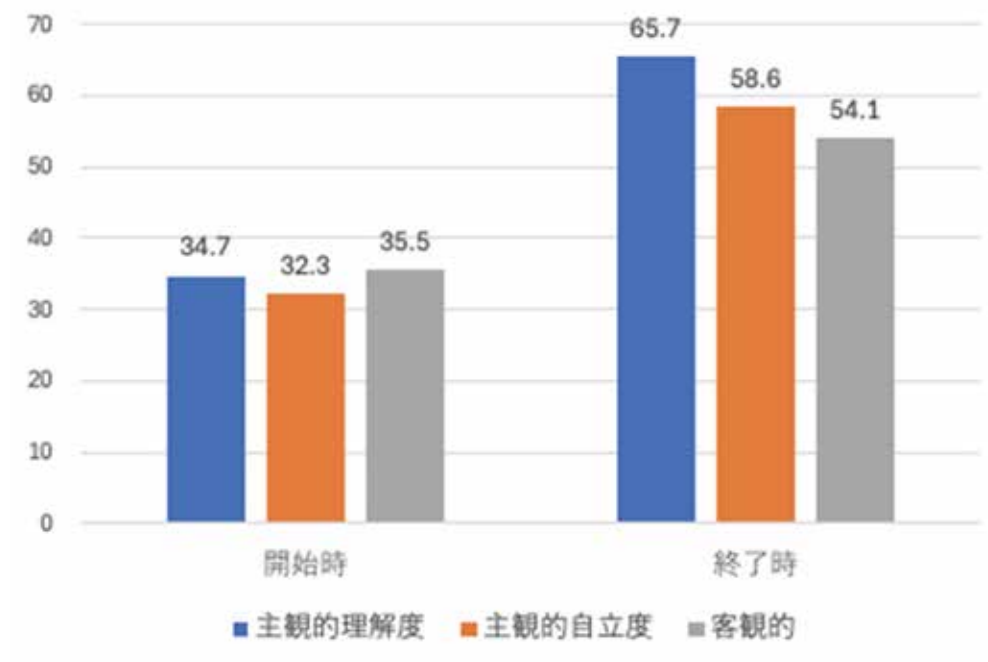


図 16. 事前・事後 主観的評価及び客観的評価の結果

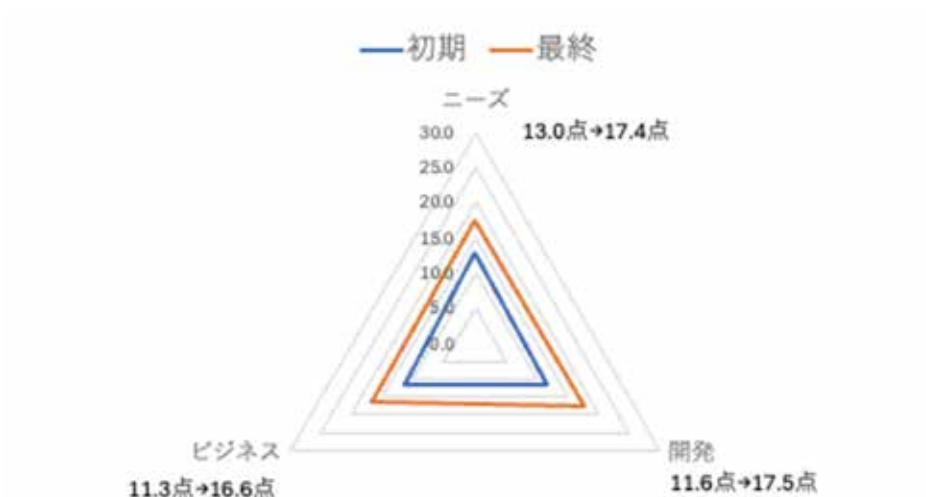


図 17. 事前・事後 客観的評価における各要素の結果

(2) 第1回～第8回のワークショップ事後アンケート結果（図18～図24）

＜第1回ワークショップの事後アンケート結果＞

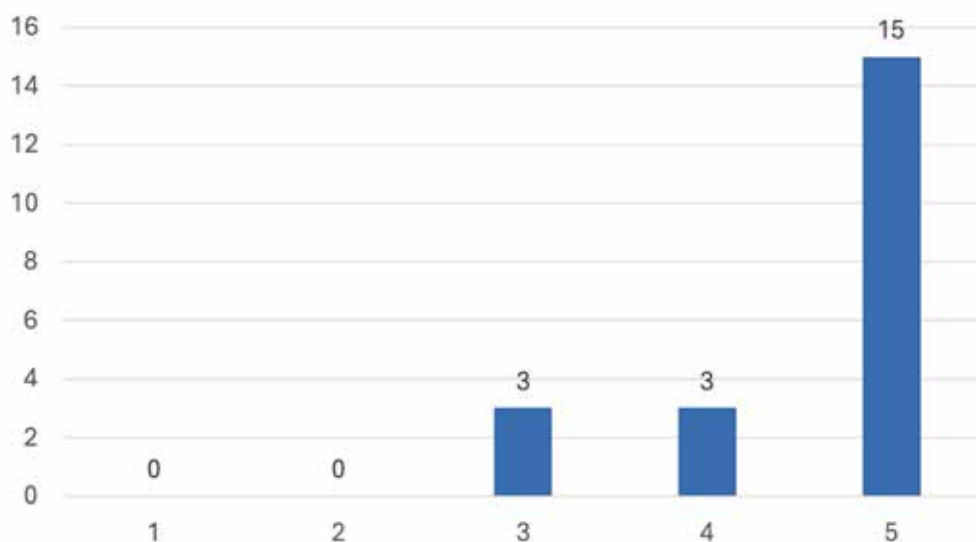


図18. 第1回の事後アンケート満足度評価結果

※1点：全く当てはまらない～5点：よく当てはまる

1点が0名、2点が0名、3点が3名、4点が3名、5点が15名であった

＜第1回プログラムの感想＞

- ニーズステートメントの考え方や、研究・開発・ビジネスの視点を学べた点が評価された。

＜第2回ワークショップの事後アンケート結果＞

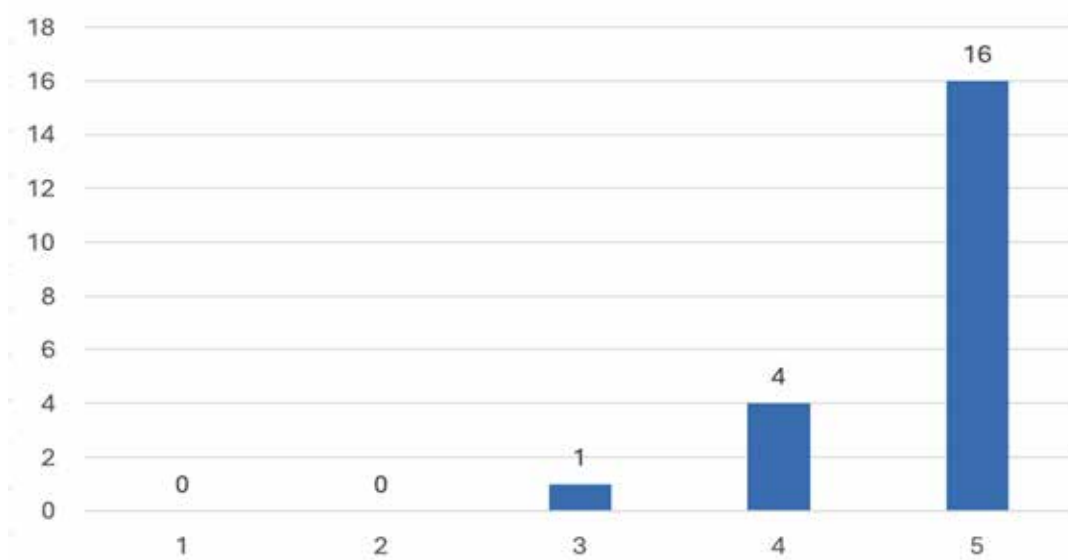


図19. 第2回の事後アンケート満足度評価結果

※1点：全く当てはまらない～5点：よく当てはまる

1点が0名、2点が0名、3点が1名、4点が4名、5点が16名であった

＜第2回プログラムの感想＞

- 当事者ヒアリングを通じて、実際の生活状況や支援機器利用上の課題を具体的に理解できた点が評価された。

<第3回ワークショップの事後アンケート結果>

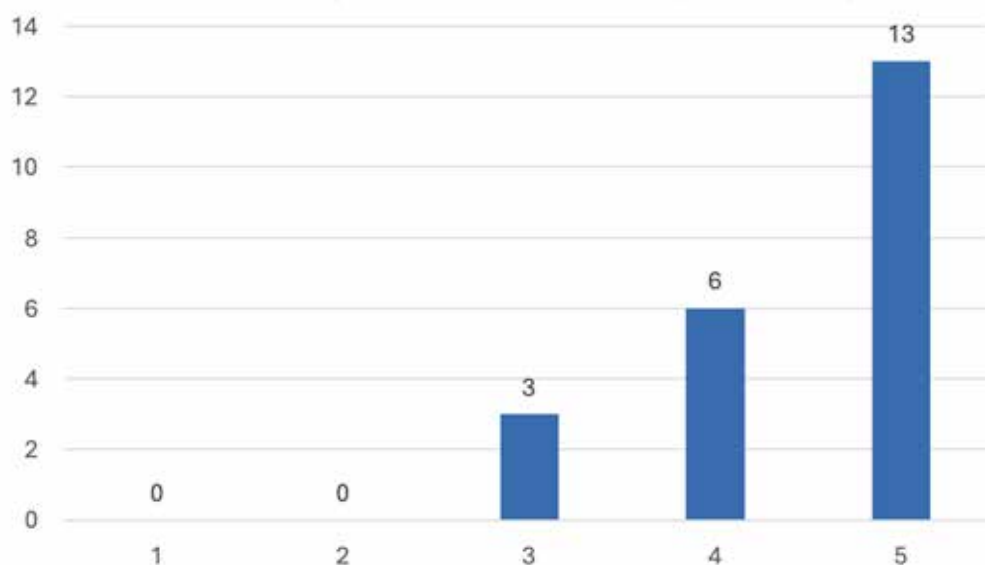


図 20. 第3回の事後アンケート満足度評価結果

※1点：全く当てはまらない～5点：よく当てはまる

1点が0名、2点が0名、3点が3名、4点が6名、5点が13名であった

<第3回プログラムの感想>

- 仮説を持った質問設計や多職種での議論を通じて、ニーズ整理の重要性を学べた点が評価された。

<第4回ワークショップの事後アンケート結果>

表 19. 第4回の事後アンケート満足度評価結果

※1点：全く当てはまらない～5点：よく当てはまる

A：障害者総合支援法における障害者と支援機器、B：支援機器を取り巻く安全性規格 C：医療福祉機器の流通やバリューチェーンについて D：支援機器の入手方法、E：医療福祉機器分野における知財戦略の考え方

	A	B	C	D	E
平均値	4.7	4.6	4.4	4.7	4.6
中央値	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0

<第4回プログラムの感想>

- 支給制度、知財、流通、バリューチェーン等、社会実装に必要な知識を学べた点が評価された。

<第5回ワークショップの事後アンケート結果>

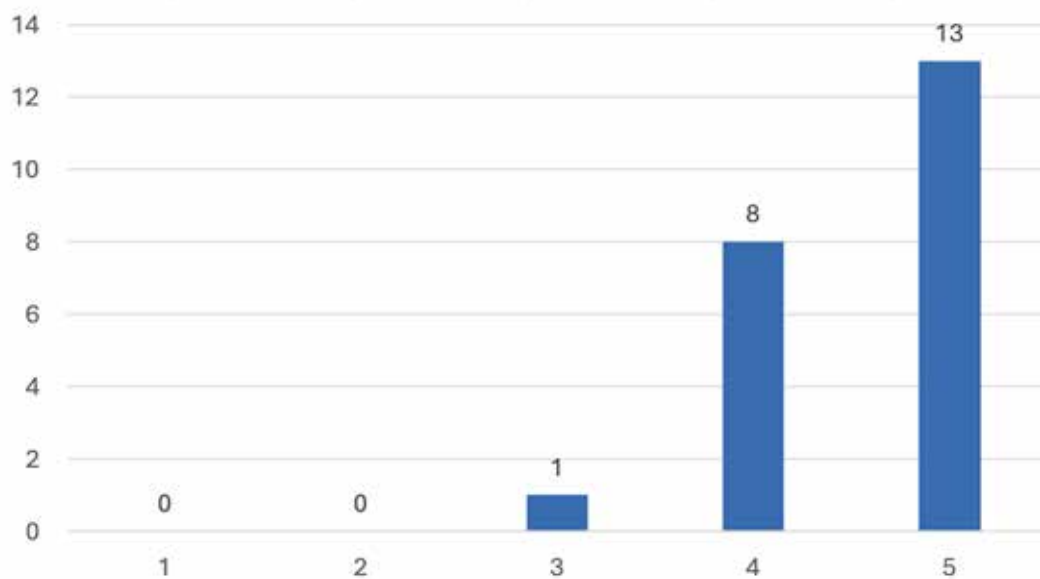


図 21. 第5回の事後アンケート満足度評価結果

※1点：全く当てはまらない～5点：よく当てはまる

1点が0名、2点が0名、3点が1名、4点が8名、5点が13名であった

<第5回プログラムの感想>

- ブレインストーミング、アイデアの絞り込み、当事者ヒアリングを通じて、具体的な製品化の検討を進められた点が評価された。

<第6回ワークショップの事後アンケート結果>

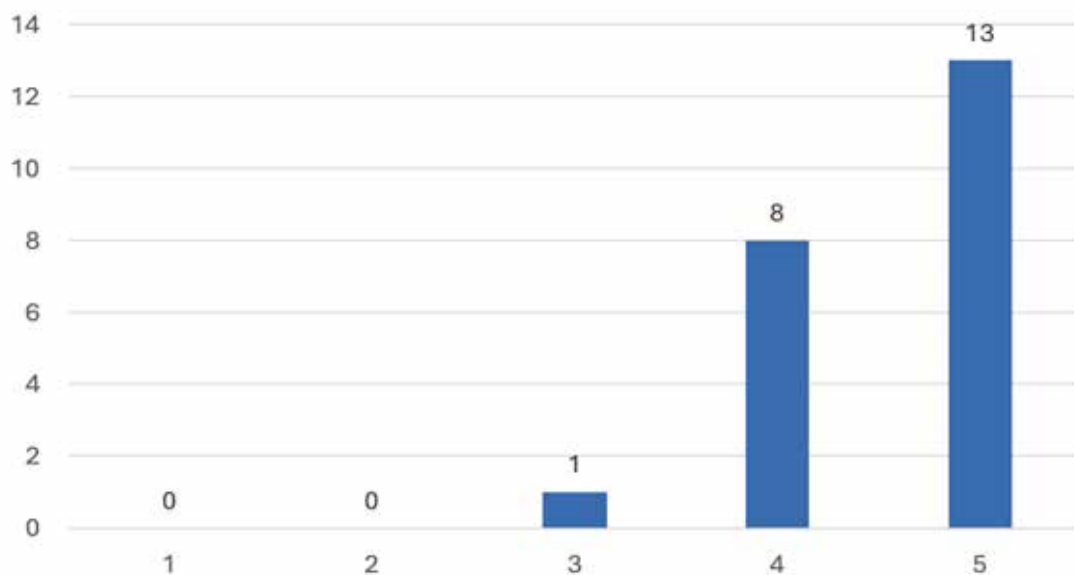


図 22. 第6回の事後アンケート満足度評価結果

※1点：全く当てはまらない～5点：よく当てはまる

1点が0名、2点が0名、3点が1名、4点が8名、5点が13名であった

<第6回プログラムの感想>

- 特許調査、プロトタイプ作成、エンジニアからの助言を通じて、製品化に向けた検討を具体化できた点が評価された。

<第7回ワークショップの事後アンケート結果>

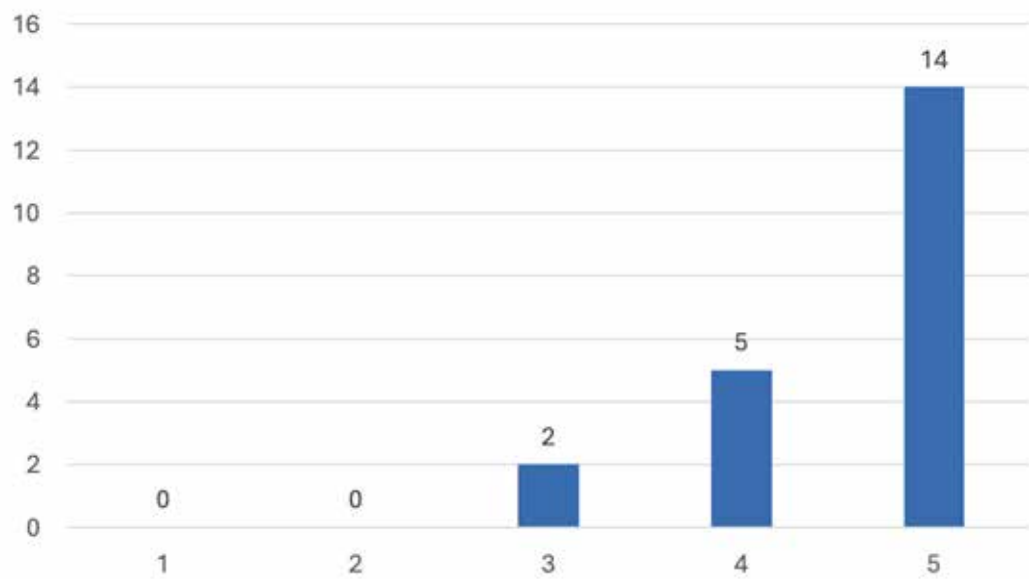


図 23. 第7回の事後アンケート満足度評価結果

※1点：全く当てはまらない～5点：よく当てはまる

1点が0名、2点が0名、3点が2名、4点が5名、5点が14名であった

<第7回プログラムの感想>

- ピッチ手法や当事者・専門家からのフィードバックを通じて、製品の改善点を明確にできた点が評価された。

<第8回ワークショップの事後アンケート結果>

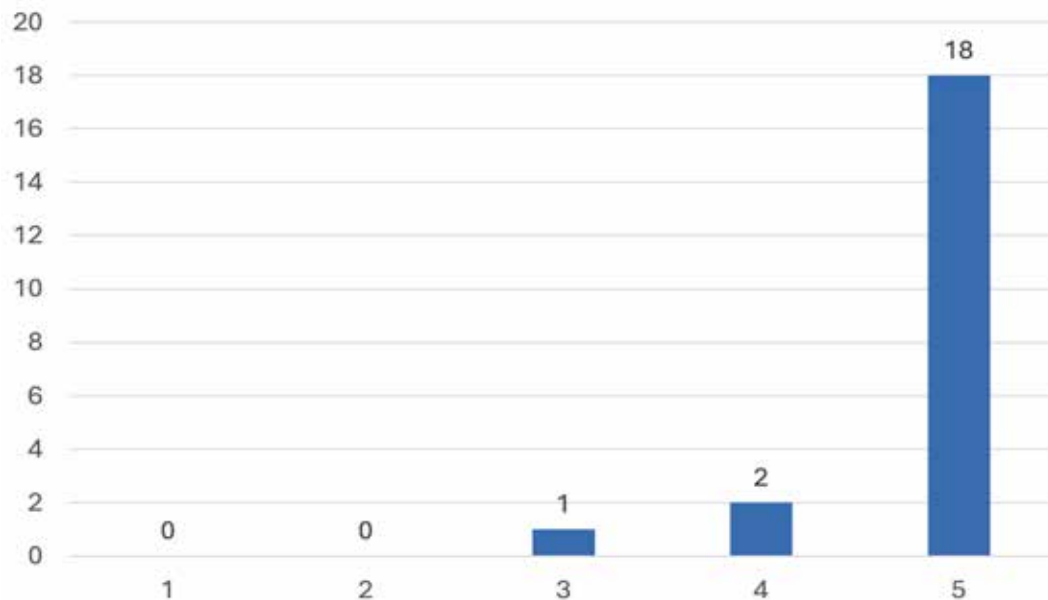


図 24. 第8回の事後アンケート満足度評価結果

※1点：全く当てはまらない～5点：よく当てはまる

1点が0名、2点が0名、3点が1名、4点が2名、5点が18名であった

<第8回プログラムの感想>

- 他チームの成果発表や企業関係者の講話を通じて、社会実装に向けた現実的な課題や今後の展開を学べた点が評価された。

(3) 事業全体の事後アンケート結果(図 25～図 32) 回答 23 名

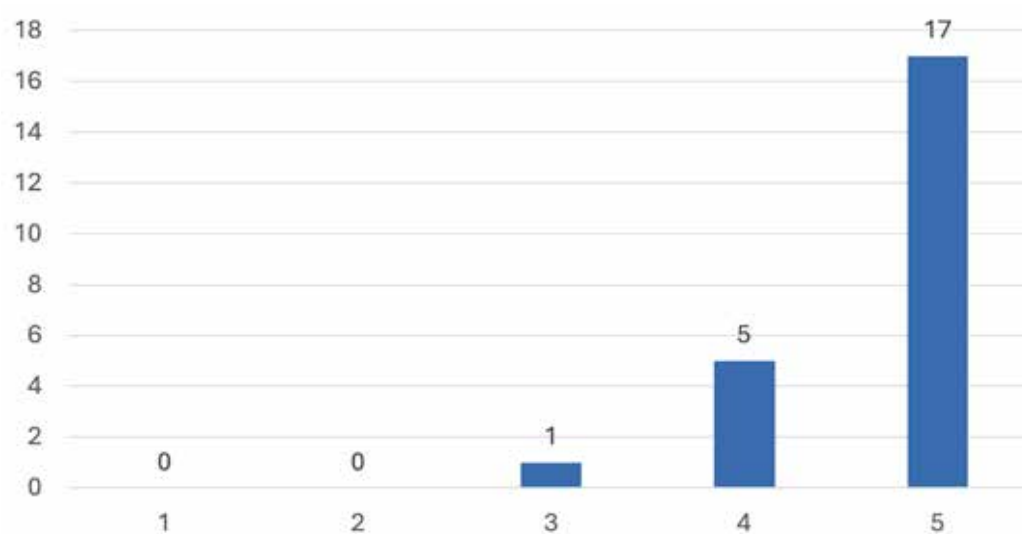


図 25. 本事業の全体を通しての満足度

※1点：全く当てはまらない～5点：よく当てはまる

1点が0名、2点が0名、3点が1名、4点が5名、5点が17名であった

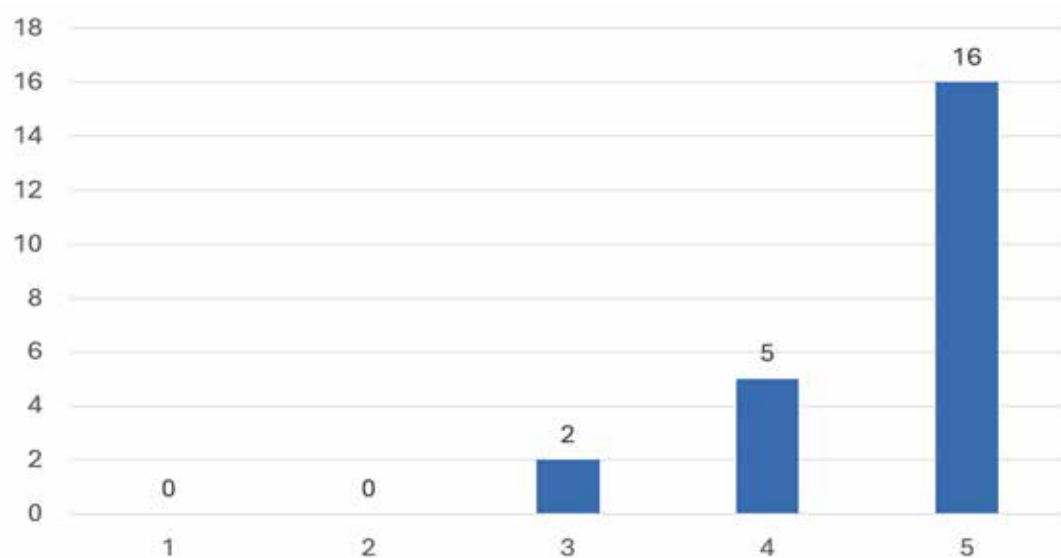


図 26. 今後も同様の事業(ワークショップ等)が開催される際に参加したいと思いますか

※1点：全く当てはまらない～5点：よく当てはまる

1点が0名、2点が0名、3点が2名、4点が5名、5点が16名であった

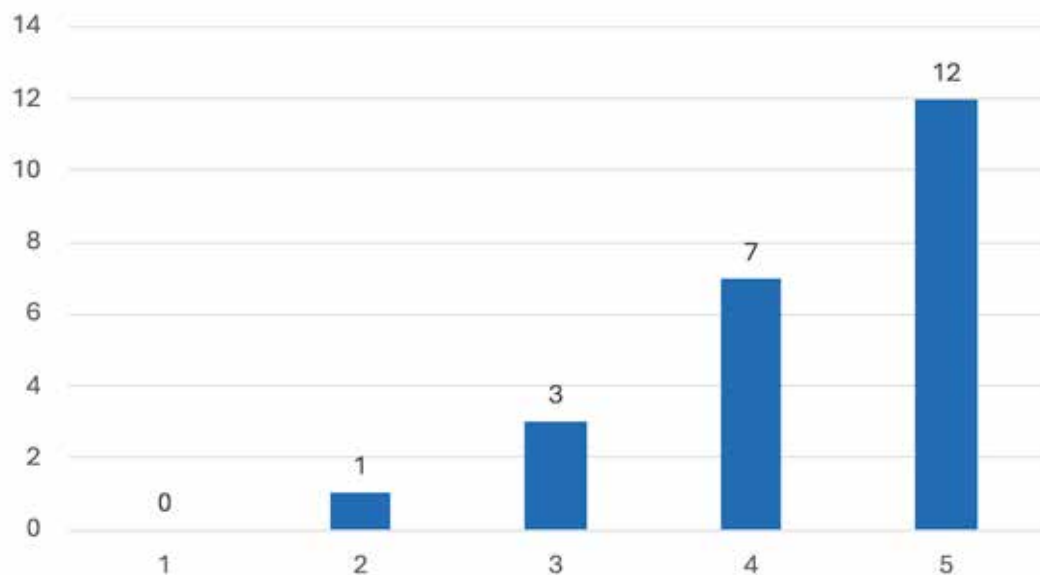


図 27. 本事業のチーム編成は適切だと思いますか
 ※1点：全く当てはまらない～5点：よく当てはまる
 1点が0名、2点が1名、3点が3名、4点が7名、5点が12名であった

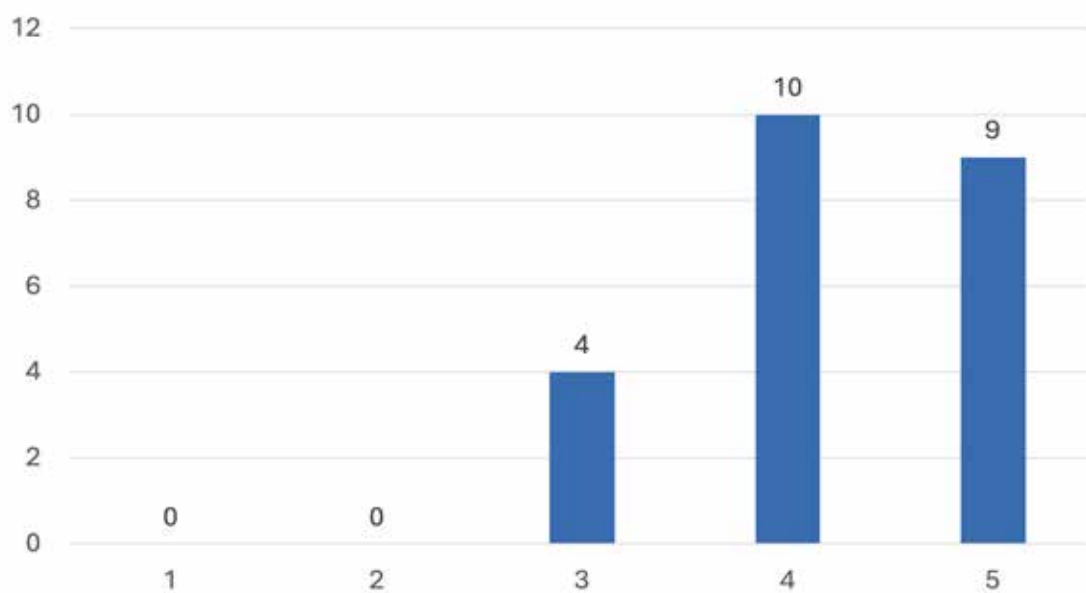


図 28. 本事業の開催時期(8月～1月)は適切だと思いますか
 ※1点：全く当てはまらない～5点：よく当てはまる
 1点が0名、2点が0名、3点が4名、4点が10名、5点が9名であった

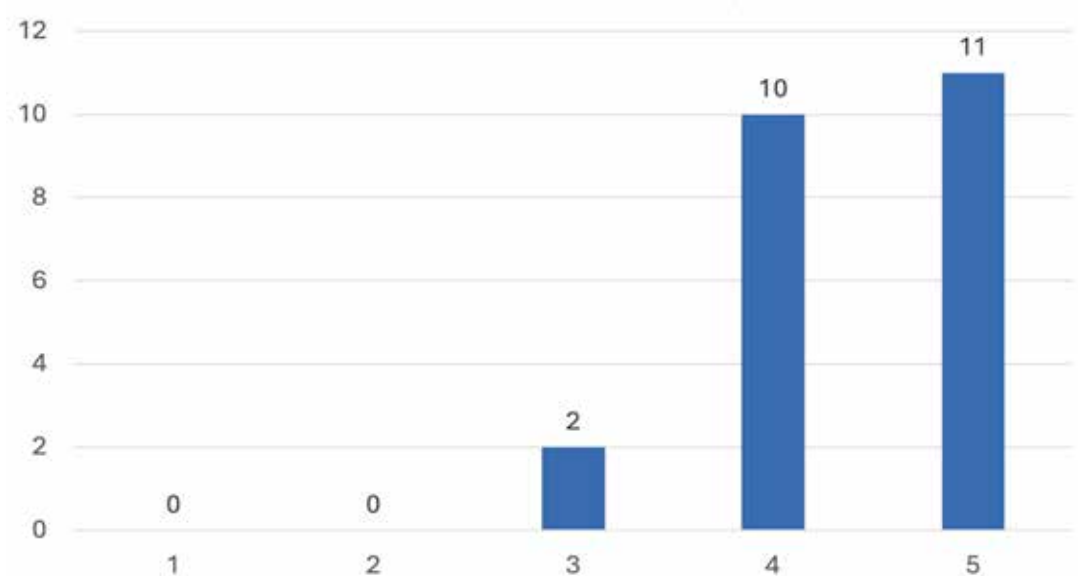


図 29. 本事業の開催場所は適切だと思いますか

※1点：全く当てはまらない～5点：よく当てはまる

1点が0名、2点が0名、3点が2名、4点が10名、5点が11名であった

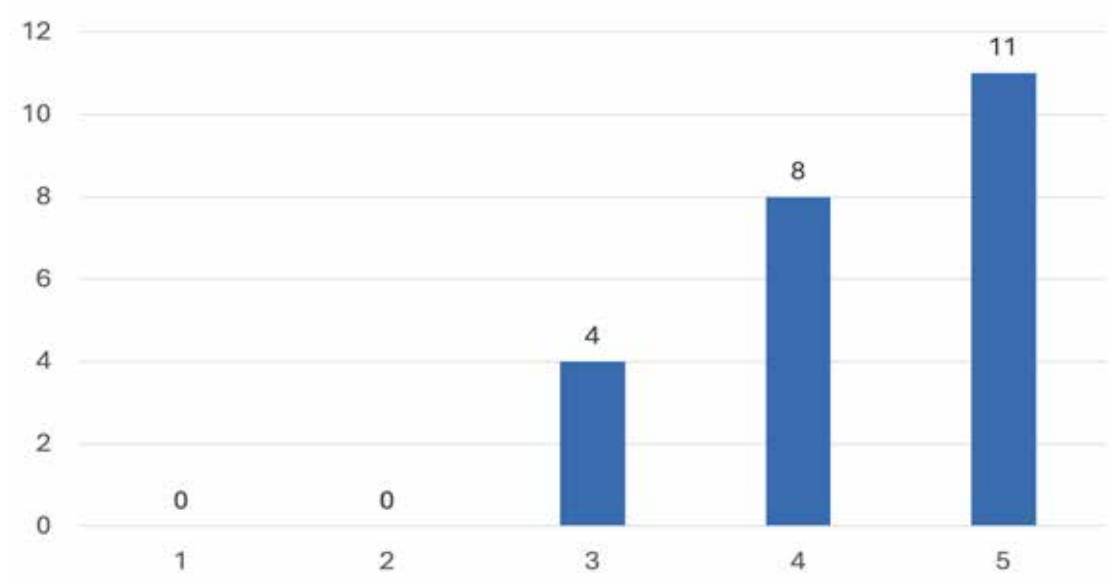


図 30. 本事業の開催頻度・回数は適切だと思いますか

※1点：全く当てはまらない～5点：よく当てはまる

1点が0名、2点が0名、3点が4名、4点が8名、5点が11名であった

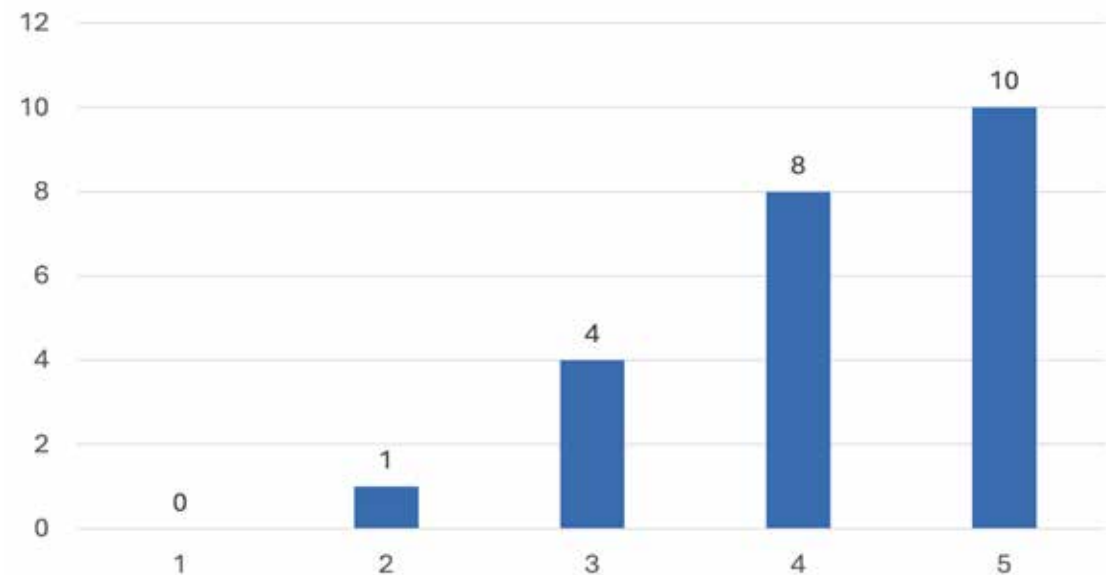


図 31. 本事業の課題の量は適切だと思いますか
 ※1点：全く当てはまらない～5点：よく当てはまる
 1点が0名、2点が1名、3点が4名、4点が8名、5点が10名であった

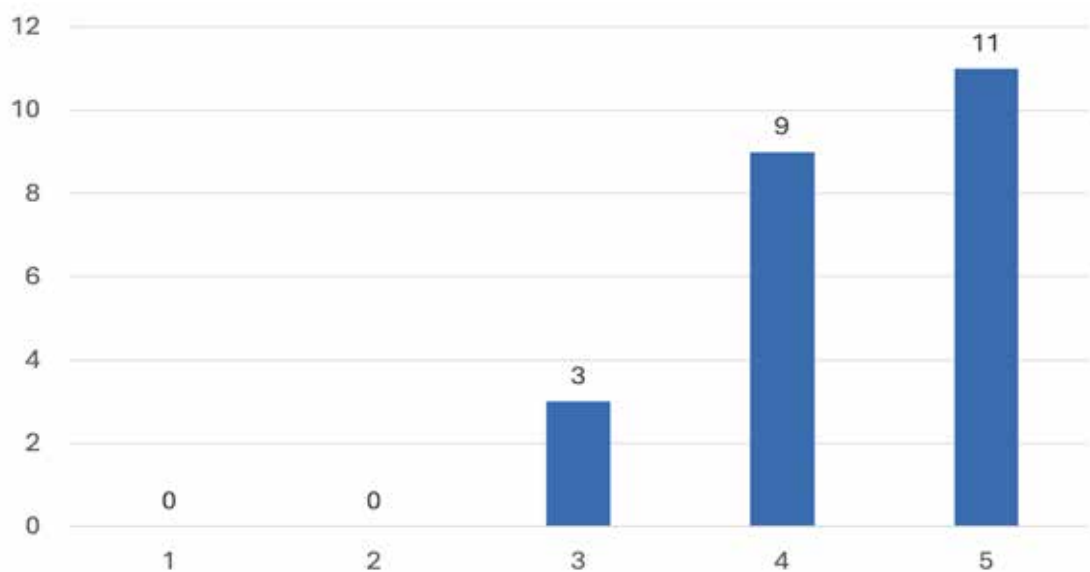


図 32. 本事業のフィードバックの回数は適切だと思いますか
 ※1点：全く当てはまらない～5点：よく当てはまる
 1点が0名、2点が0名、3点が3名、4点が9名、5点が11名であった

本年度は、視覚障害のある Need Knower が全回オンラインで参加した。終了後のヒアリングでは、講義資料のアクセシビリティ対応は有効であった一方、共同ワークや成果物作成では、ツール選定や進行方法に改善の余地があることが確認された。

特に、スクリーンリーダーとの相性、リアルタイム共有作業、図表中心の成果物作成、オンライン参加時の関係構築等が課題として挙げられた。

今後は、視覚障害者の参加を前提としたツール、資料形式、ファシリテーション方法を整備することが重要である。

6. ワークショップにおける実施体制及び連携体制

(1) 実施団体の体制

各会場で一部辞退者はあったものの、チーム体制に大きな支障はなかった。Need Knower を含むチーム編成とし、オンライン参加やアクセシビリティに配慮した資料提供等を行った。

(2) アルムナイの導入

- アルムナイは全回に参加し、課題添削、メンタリング、フィードバック等の役割を担った。
- 継続参加しているアルムナイの一部は、講義の一部も担当した。
- アルムナイからは、学びの深化、受講者支援の難しさ、ファシリテーター育成の必要性等が挙げられた。

①ファシリテーターとして活動した感想、課題と解決してほしいこと ＜初年度ファシリテーターの感想＞

- 今年はファシリテーターとして参加し、受講生一人ひとりの視点や理解度の違いを意識しながらメンタリングやファシリテーションを行うことの重要性を強く感じました。
- 私が受講生として参加した昨年度と比較して、今年度は各チームの取り組みが非常に意欲的であり、アウトプットの完成度も全体的に高くなっている点が印象的でした。
- ファシリテーターとして他者に説明する立場になったことで、今年度・昨年度の講義資料を何度も読み返す機会があり、その過程が自分自身の理解度の深化にもつながったと感じています。
- ファシリテーターの経験を通して新たに気づいた点として、本ワークショップにおける理解度の高さは、個人のバックグラウンドや支援機器開発の経験の有無以上に、他者と協働して議論を進める能力や、needs driven をベースとした思考へ柔軟に切り替えられる姿勢と強く関係していることを実感しました。
- ペインに対する本質的なニーズにたどり着くことの難しさを、改めて実感しました。
- ファシリテーターとして関わる中で、どこまでアドバイスをを行うべきか、また受講者の思考を誘導してしまわないかという線引きの難しさがあり、その点については講師の先生方から助言をいただきながら対応しました。一方で、基本的なプロセスから逸脱している場合には、早い段階で軌道修正を行うことが、受講者にとっても有益であると感じました。
- ファシリテーター1年目だったので、昨年度の受講生としての経験知識がないため戸惑ったりわからなかったりする部分も多かったです。そこはチームメンバーと同じで自分も勉強、自分も成長と割り切って活動しました。回数を重ねていけば、もう少し多角的にメンタリングができるようになると思います。

＜継続ファシリテーターの感想＞

- 率直に、非常に勉強になりました。
- 視覚障害者の方と受講者とのヒアリングを第三者の視点で捉えることで、自分自身であればどのように対応するかを考える良い機会になりました。

- ファシリテーターとして受講生の方にフィードバックを行うためには、改めて自分自身も内容を復習する必要がありましたし、自分のフィードバックに加えて先生たちの考えを伺うことで、多くの新しい気づきを得ることができました。
- 何より、シンプルに楽しかったです。
- 受講するだけでは理解できていなかったが、ファシリテーター側になってより一層バイオデザインや機器開発の深さや面白さを知ることができた。
- 本年度は、前年度よりも多くの箇所で開催・ファシリテーターとして参加させていただきました。その結果、プログラム全体の流れや意図、各工程の意味について理解が深まりました。
- 受講者の議論を支援する立場として関わることで、知識としてだけでなく実践的な視点で捉えられるようになったと感じています。

<初年度ファシリテーターからの課題>

- 受講者ごとに理解度が異なることや、固定概念が強い場合に、個別にアドバイスを行う難しさを感じました。
- チーム全体をファシリテートすることと同時に、受講者それぞれの特性や思考の段階を見極めながら進める必要があると感じました。
- また、私自身のビジネス面やエンジニアリング面に関する知識が十分でなく、的確な助言ができなかったと感じており、ファシリテーターとして継続的な学習の必要性を認識しました。
- テキストだけでは個人の真剣さによって課題の習熟度が変わるように感じました。
- チームによって雰囲気や進め方が大きく異なっていて、ファシリテーターがどこまで介入すべきか悩みましたが、こちらから誘導しない方が良いと思うのでチームメンバーにお任せしていました。

<継続ファシリテーターからの課題>

- ファシリテーターとして、さらに成長したいという思いを強く感じました。
- 対面でのファシリテーションはどうしても時間が限られており、その中で自分自身の思考を十分に巡らせる余裕がなく、結果として参加者の方々に多くの気づきを提供できなかった場面も多くあったと感じています。
- 自身のバイオデザインに関する知識や経験は、まだ十分とは言えないと認識しており、今後さらに学び、成長していく必要があると感じました。
- 例年、後半戦になると受講生が活発に動き始めるが、前半戦がスロースタートになってしまう印象があります。
- 特にニーズステートメント作成期間で重要性が伝わりきらず、受講生それぞれの課題への取り組み方がぶれるような印象があります。
- 個人としての課題は、ものづくりに関する実務レベルの経験がまだ十分ではないと感じている点です。
- 理論やプロセス理解は深まってきている一方で、実際の製作・検証段階における具体的な知識や経験には課題が残っています。
- 商品開発プロセスを実際に経験していないため、アイデア出し以降のフォローアップが不十分になってしまい、講師の先生方への依存が大きくなってしまった点が課題です。

②受講者とファシリテーター両方を経験して感じたこと

- 受講生としては、ビジネスを実践していくうえで、バイオデザインの考え方を基盤に「考えること」「行動すること」を一通り学べる点は、本当に素晴らしい体験が提供されていると感じました。
- 医療従事者にとっては、ぜひ一度は把握しておくべき内容だと考えています。一方で、限られた時間の中で、ビジネスやバイオデザインについて全く知識がない状態から参加する場合、多くの情報を一気に受け取ることになり、消化が難しい場面もあるのではないかと感じました。
- ファシリテーターとしての経験をさせていただいたことで、学びをより深く整理することができ、結果として、より前向きにバイオデザインについて知りたいと思えるようになりました。
- ファシリテーター側になってから理解できることが多くあったので、それだけこの事業が短期間ながら情報量や学ぶ範囲が広く大きいと感じました。そのため、受講生の理解が追いつかない部分をファシリテーターがどれだけ上手く導けるかによっても、その後の進捗が変わってくるように感じたので、ファシリテーターの育成も重要であると思いました。
- 教える立場になることで、受講者としての経験よりも深い理解が進んでいることを実感しました。
- 受講者とファシリテーターの両方を経験した立場から、学んだ思考プロセスを一度で終わらせるのではなく、何度も繰り返し実践していくことが重要だと感じています。

③その他

- 本事業への参加をきっかけに、個人的な目標の整理やキャリアアップについて考える機会が増え、良い分岐点になったと感じております。
- 本事業は非常に完成度の高いワークショップであると強く感じており、私自身、ここから発進した成功例として紹介されるような人材となれるよう、引き続き努力していきたいと考えています。

E. 考察

本事業は、障害当事者との協働を基盤に、支援機器開発に必要な「ニーズ・開発・ビジネス」の視点を実践的に学ぶ機会を提供した。令和7年度は、これまでの成果と課題を踏まえ、プログラムの質の向上と持続的な人材育成体制の強化を重視して実施した。

1. プログラム構成と到達度の向上について

主観的・客観的評価はいずれも開始時から終了時にかけて向上し、教育効果が確認された。特に、例年課題であった開発・ビジネス領域でも改善が見られ、実務者による講義や事例提示、インダストリアルデザイナーやNeed Knowerの参画が、理解の深化とMVPの具体化に寄与した。

2. ビジネス視点の醸成と社会実装への接続

制度、規格、支給制度、流通等を講義・演習に組み込んだことで、受講者は開発成果を事業化や社会実装を前提に検討する姿勢を強めた。

本年度は、検証データを踏まえてプロトタイプを改善するチームや、民間の開発補助金申請に至ったチームも確認され、学習成果が具体的な社会実装行動につながり始めている。

3. ロールモデルとしてのアルムナイの影響

修了生であるアルムナイが講義やファシリテーターとして参画することで、学習成果を次世代へ継承する循環が形成されつつある。特に、講義の一部を担う修了生も現れており、受講者にとって将来像を具体的に描くロールモデルとして機能している。

アルムナイの継続的な参画は、人的支援にとどまらず、持続可能な人材育成体制を支える重要な要素である。

4. その他

本事業は令和7年度で4年目となり、令和5年度以降、学習目標と評価方法を明確化しながら、年度ごとに内容を改善してきた。

令和5年度は基礎理解の向上が大きく、令和6年度は開発・ビジネス領域の改善が進んだ。令和7年度は成長率こそやや落ち着いたものの、開始時点の水準が高く、修了時にも安定した到達度が確認された。

これは、本プログラムが基礎理解を大きく引き上げる段階から、理解やスキルを定着・深化させる段階へ移行していることを示している。

受講者の専門分野や経験が年度ごとに異なる中でも、一貫した向上傾向が確認されており、多様な人材に対して一定の教育効果を発揮していると考えられる。

今後は、①修了後の開発・検証・事業化を支えるフォローアップ体制の強化、②社会実装への進展を把握する中長期的な評価手法の確立、③アルムナイの役割整理と参画の体系化が課題である。

F. 結論

本事業は、支援機器開発に必要なニーズ把握、製品構想、プロトタイピング、検証、発表までの一連のプロセスを、多職種混成チームが障害当事者と協働しながら実践的に学ぶプログラムとして実施した。令和7年度で4年目を迎え、参加者は現場ニーズと事業性の双方を踏まえた開発思考を体系的に習得した。

本年度は、主観的・客観的評価の向上により教育効果が確認され、開発・ビジネス領域においても継続的な改善が見られた。インダストリアルデザイナーやNeed Knower、実務者による専門講義の参画は、MVPの具体化や社会実装を見据えた検討に寄与した。また、検証データに基づくプロトタイプ改善や民間補助金申請に至るチームもあり、学習成果が具体的な行動につながり始めている。さらに、アルムナイの参画拡大により、受講者から教育側へ学びを継承する循環が形成されつつある。今後は、修了後のフォローアップ体制や中長期的な評価手法を整備し、支援機器開発を担う人材を継続的に育成していくことが期待される。

最後に、本事業にご協力いただいた支援機器関連企業、障害当事者団体、講師・ファシリテーター、関係機関、受講者の皆様に深く感謝申し上げる。今後も多様な立場の連携を基盤に、支援機器開発分野のさらなる発展に寄与していきたい。

令和 7 年度
自立支援機器実証・普及支援モデル事業
事業報告書

(令和 6 年度からの繰越分)

令和 8 年 3 月
発 行 者

発行
公益財団法人テクノエイド協会
〒162-0823
東京都新宿区神楽河岸 1 番 1 号 セントラルプラザ 4 階
TEL 03-3266-6883 FAX 03-3266-6885
